

真岡市・二宮町

合併の記録



真岡市



真岡市・二宮町 合併の記録



はじめに

平成21年3月23日、真岡市、二宮町は合併し、人口約8万3千人の「真岡市」として、新たなスタートを切りました。

両市町は、歴史的にも経済・文化・生活の面などでも結びつきが強く、真岡二宮地区清掃事務組合を設置するなど行政サービスについても連携して取り組んできました。

そうした中、時代は21世紀を迎え、交通網や通信手段の発達などにより、生活圈、経済圏の拡大が進み、市町村の境界を越えての動きが加速するとともに、ますます広域化し、新たな時代に対応した行政サービスが求められるようになりました。

また地方分権の進展、少子高齢化など大きく変化する社会的潮流の中で、行財政基盤の強化、行政の効率化、行財政運営能力の向上が大きな課題となっておりました。

このような状況の中、両市町は平成19年10月1日に「合併協議会」を設置、合併に向けての議論を重ね、平成20年8月6日には「合併調印式」が執り行われ、平成20年12月には各市町議会において合併関連議案が議決されて、合併にいたることができました。

市民の皆様のご理解ご協力をはじめ、ご尽力いただきました合併協議会の委員の皆様、関係機関の皆様にあたたためて深く感謝申し上げます。

このたび発刊いたしました「合併の記録」は、合併までの経緯を中心にまとめたものであります。今後の一層の発展のための指針とすると共に、本書を手にとられる皆様にとりましても何らかのご参考となれば幸いに存じます。

合併はゴールではなく、新たな歴史の始まりであります。近年の自治体を取り巻く環境は益々厳しくなり、また行政需要は年々増大してきており、地域においても新たな課題の発生に対応していかなければなりません。

本市においては、新市基本計画を踏まえ、「だれもが“ほっと”できるまち真岡」を都市像として新たに第10次市勢発展長期計画を策定し、「日本一安心なまち」の実現に向けて、市民の皆様と協働・連携してまちづくりを進めてまいりますので、皆様には今後ともご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年3月

真岡市長 井田 隆一

真岡市・二宮町

合併の記録

写真で見る合併協議の経緯



■ 合併協議会発足



■ 合併協議会風景（真岡会場）



■ 合併協議会風景（二宮会場）



■ 住民説明会風景（真岡会場）



■ 住民説明会風景（二宮会場）



■ 合併協定調印式



■ 合併協定調印式



■ 合併協定書



■ 知事に合併申請書提出



■ 懸垂幕（真岡市役所）



■ 懸垂幕（二宮町役場）





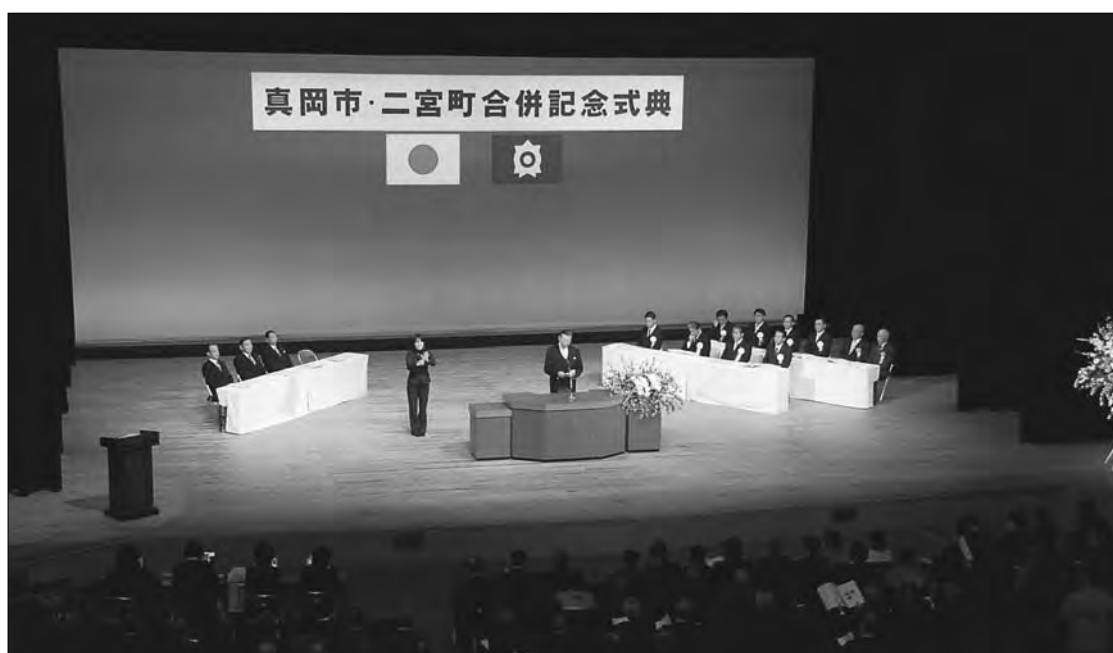
■ 二宮町閉町式



■ 二宮支所開所式



■ 真岡市・二宮町合併記念式典

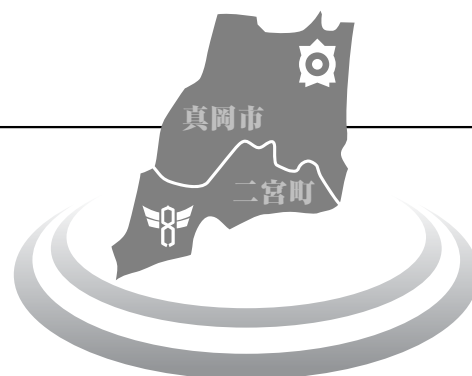


■ 真岡市・二宮町合併記念式典



■ 真岡市・二宮町合併記念式典記念講演

目次



■ はじめに

■ 写真で見る合併までの経緯

■ 第1章 新市の概要と沿革

1 新真岡市の概要

(1) 位置と地勢	1
(2) 歴史的特性	1
(3) 面積と人口	1

2 真岡市・二宮町の沿革・概要

(1) 真岡市	1
(2) 二宮町	2

■ 第2章 合併に至る経緯及び協議の経過

1 合併協議会設置までの経緯

(1) 合併に向けた国・県の動き	4
(2) 合併にいたる経緯の概要	4

2 合併協議会の設置及び協議の経過

(1) 合併協議会の設置・届出	5
(2) 合併協議会の協議経過及び概要	10

3 合併協定調印式

4 合併関連議案の議決・合併申請

5 栃木県知事の廃置分合処分と総務大臣への届出

6 総務大臣の告示

7 合併協議会の廃止

■ 第3章 新「真岡市」誕生

1 新「真岡市」発足に向けた準備

(1) 条例規則等の整備	46
(2) 合併に伴う予算の引継ぎ	46
(3) 事務事業の調整	46
(4) 事務組織・機構の整備	46
(5) 啓発事業の実施	46

2 合併関係式典

資料編

掲載リスト

1 合併協議会設置議案	50
2 規約・規程	
真岡市・二宮町合併協議会規約	51
真岡市・二宮町合併協議会幹事会規程	53
真岡市・二宮町合併協議会専門部会規程	55
真岡市・二宮町合併協議会分科会規程	57
真岡市・二宮町合併協議会事務局規程	59
真岡市・二宮町合併協議会会議運営規程	62
真岡市・二宮町合併協議会会議傍聴規程	63
真岡市・二宮町合併協議会会議録等閲覧規程	68
真岡市・二宮町合併協議会財務規程	70
真岡市・二宮町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程	72
3 合併協定書	73
4 新市基本計画	93
5 真岡市・二宮町の合併に関する経過	140

第1章 新市の概要と沿革

1 新真岡市の概要

(1) 位置と地勢

新真岡市は、東京から約90kmの圏内にあり、栃木県の南東部に位置している。福島空港から宇都宮テクノポリス、筑波研究学園都市を經由して成田国際空港までの幹線軸である「スカイコリドール」と日本海と太平洋をつなぎ、新しい海外に向けた玄関口となる常陸那珂港へ至る「オーシャンコリドール」を構成する北関東自動車道のクロスポイントにある。

地勢的には、関東平野の北端に位置し全域的に平坦な地形で、東部は八溝山系、西部は鬼怒川、南部は茨城県、北部は宇都宮市に接しており区域内を流れる鬼怒川、五行川、小貝川の潤沢な水源を持ち、豊かな穀倉地帯を形成している。

国道294号バイパスと国道408号が新市の区域を貫いており、地域の一体性に大きな役割を果たしている。真岡・二宮両地区をつなぐ公共交通機関としては、真岡鐵道があり、通勤・通学の足として広く利用されている。

(2) 歴史的特性

真岡市及び二宮町は、地理的・歴史的なつながりが深く、鬼怒川、五行川、小貝川の各流域を中心に交流を深めてきた。

19世紀初頭、小田原藩よりこの地域に赴任した二宮尊徳が残した、多くの有形、無形の遺産は今でもこの地域で活かされている。

(3) 面積と人口

面積 167.21km²

人口 83,126人(H21.3.1推計人口)

2 真岡市・二宮町の沿革・概要

(1) 真岡市

真岡市は、栃木県の南東部に位置し、東に連なる八溝山地、西に流れる大河鬼怒川を抱え、都市計画、工業団地造成、ほ場整備が進み、農業、工業、商業がバランスよく調和した地方都市である。

真岡の地に人が住み始めたのは、市の南東部にある磯山遺跡で発見された石器などから、およそ2万年前の旧石器時代とされている。縄文・弥生・古墳時代を経て、奈良時代の大宝律令で地方の組織機構が定められ、現在の栃木県は下野国と称した。その中に芳賀郡など9つの郡が置かれた。現在の大内地区には芳賀郡衙や郡寺があり、古くから芳賀地方の政治経済・文化の中心としてその役割を果たしてきた。

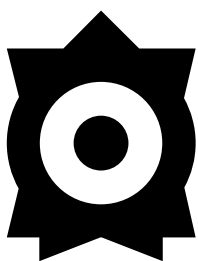
平安時代の後期より各地で武士団が発生してくる。芳賀郡では芳賀氏が出て大内庄（芳賀郡内の主に小貝川から五行川流域）を治めた。鎌倉時代初期に御前（現真岡東中学校付近）に館をたて、室町時代には現在の真岡小学校の地に真岡城を構え、大内庄を500年の長きにわたって支配した。しかし、16世紀末、宇都宮氏とともに没落し、芳賀氏の領地は浅野長政の預りとなった。その後蒲生氏を経た後、真岡領主は浅野長政・堀親良・稲葉正成と続いた。その後小田原城主の大久保氏の飛び地となった。天明3年（1783）からは代官支配となる。

寛政年代（1789～1800）になり、真岡陣屋・東郷陣屋が建てられ、それぞれ竹垣代官、岸本代官が農村復興のために尽力した。その後、東郷陣屋では二宮尊徳が活躍した。17世紀中期頃生産が始まった「真岡木綿」は18世紀初頭には全国にその名が知られる特産品となり、最盛期には年間38万反の生産量を誇ったが、1850年代からは生産量が減少し、次第に衰退していった。

明治22年の町村制により、真岡町・山前村・大内村・南中村（後中村）となり、現在の真岡市の基礎となった。明治の終わりまでに裁判所や警察署、税務署、真岡郵便局の前身が開設され、真岡一下館間を結ぶ鉄道も開通。

また昭和29年3月に真岡町・山前村・大内村・中村の1町3村が合併し真岡町となり、同年10月に真岡市となった。当時の主産業は農業であったが、積極的に工業団地造成、企業誘致に取り組み、現在は80数社におよぶ企業が操業する大規模な工業団地を有するハイテク産業都市として発展を続けている。

真岡市の概要



市制施行	昭和29年10月1日
都市の将来像	市民だれもが“ほっと”できるまち…もおか
市の花	わた
市の木	けやき
市の鳥	ひばり
行政区域面積	111.76km ²
人口※	66,362人
世帯数※	22,130世帯
産業就業比較※	1次 8.4% 2次 41.1% 3次 49.4%
特産品	真岡木綿

H17国勢調査

(2) 二宮町

二宮町で人々が営んだ最古の痕跡は市の塚遺跡で、約1万年以上前の縄文時代のことである。古墳時代には物部地区に前方後円墳が築造されており、大和朝廷と交流のあったことが知られる。物部の地名は古代からのもので、この地を治めた豪族が大和の大豪族物部氏とつながりがあったことをうかがわせる。

平安時代の中頃になると、律令国家体制が揺らぎ、地方支配制度は大きな転換期を迎える。関東では平将門の乱が起こり、その平定に功のあった藤原秀郷は下野守を任じられ、以降、そ

の子孫が下野国内各地で武士団を形成して発展する。その中心となったのが小山氏から鎌倉時代初めに分立した長沼氏で、初代宗政は鬼怒川沿いの長沼庄を本所として居所を定めた。

鎌倉時代には浄土真宗の開祖親鸞がこの地域で布教活動を行い、その弟子真仏、顕智等は高田山専修寺を拠点としてその教えを広めた。

江戸期に入ると、二宮の各地域はそれぞれ幕府・旗本をはじめ、真岡、下館、土浦、笠間、小田原など各藩の領地となる。

江戸後期になり貨幣経済の進展により商業が盛んになる一方で、この地域の農業は衰退し、農地は荒廃していく。疲弊する農村を救済し、復興することの命を小田原藩主に受け、桜町領（現在の真岡市物井、横田、東沼地区）に赴任したのが二宮尊徳である。

尊徳の教えは、この地の人々に多大な影響を与えた。

明治期になり、小学校が開校、久下田郵便局が開設され、明治40年には陸軍の特別大演習が鬼怒川沿岸などで挙行され、明治天皇が久下田地内の境の高台で統監された。

現在の二宮町は、昭和29年、二宮尊徳の名前にちなみ、久下田町、長沼村、物部村が合併して誕生したもので、以来、二宮尊徳の教えである「至誠」、「勤労」、「分度」、「推譲」の理念をまちづくりをはじめ、様々な分野で実践している。

特に、昭和30年代前半に、6名の農事研究員の手で栽培が開始されたイチゴは、今日では、約400戸の農家が127ヘクタールの作付けを行い、収穫量、販売額ともに日本一となっている。

二宮町の概要



町制施行	昭和29年5月3日
都市の将来像	安らぎと充足の田園居住空間 にのみや
町の花	いちご
町の木	さくら
町の鳥	ひばり
行政区域面積	55.45km ²
人口※	16,640人
世帯数※	4,776世帯
産業就業比較※	1次 24.2% 2次 35.7% 3次 40.1%
特産品	いちご

※H17国勢調査

第2章

合併に至る経緯及び協議の経過

1 合併協議会設置までの経緯

(1) 合併に向けた国・県の動き

～平成18年3月28日 栃木県市町村合併推進構想に真岡市、二宮町の枠組みが盛り込まれる～

地方分権の推進、少子高齢社会の進展、生活圏の広域化といった社会情勢の中、行政運営の効率化を向上させると同時に多様化する住民ニーズに適切に対応していくために、国は積極的な市町村合併を促進するため、平成7年に「市町村の合併の特例に関する法律」の一部改正を行った。またその後、平成11年にも改正を行い一層の促進を図った。

さらに平成17年4月には「市町村の合併の特例等に関する法律」(以下「合併新法」)が施行された。

県においても、国の法律のもと市町村の自主的・主体的な合併を推進してきたが、「合併新法」の施行により、自主的な市町村の合併をさらに推進した。

平成18年3月に、県は、市町村が基礎自治体としての機能をさらに発揮することができるよう、自主的な市町村の合併を推進していくため、「栃木県市町村合併構想」を策定した。この構想の中に、真岡市と二宮町の組み合わせが盛り込まれた。

(2) 合併にいたる経緯の概要

真岡市、二宮町においては平成14年から芳賀郡1市5町で「芳賀郡市行政事務研究会市町村合併研究会」を設置し、住民アンケートなどを実施し、検討を行ってきた。

平成16年1月1日、真岡市、二宮町、市貝町、益子町、茂木町で法定協議会を設置、協議を進めたが、同年8月、解散となり、合併には至らなかった。

同年10月、二宮町から真岡市に対し、合併の申し入れがなされたが、同年11月、申し入れが取り下げられた。

その後、平成19年に二宮町が真岡市への編入合併することの可否を問う住民アンケートを行い、その結果を踏まえ、平成19年3月に、二宮町から編入による合併の申し入れがあり、これを受け真岡市は、同年6月、二宮町に対し合併協議を進めていく旨の回答を行った。

平成19年 2月 1日 ～ 2月15日	二宮町で合併に関する町民アンケートを実施 対象者 18歳以上 13,907名 回収数 11,773通(回収率84.7%)
平成19年 3月 7日	二宮町から真岡市に対し編入合併の申し入れ
平成19年 3月19日 ～ 3月23日	二宮町で合併に関する住民説明会を開催 町内旧3地区ごとに開催 参加者数 延 160人
平成19年 6月14日	真岡市から二宮町へ合併協議を進めていく旨の回答

2 合併協議会の設置及び協議の経過

(1) 合併協議会の設置・届出

平成19年7月1日、真岡市・二宮町合併協議会準備会を設置し、3回の会議を開催するなど、法定の合併協議会設置に向け、準備作業や協議書の作成などを行った。

9月5日には二宮町議会で、9月25日には真岡市議会で、真岡市・二宮町合併協議会設置議案が議決され、同日協議会設置と協議会規約の告示を行い、9月28日、栃木県知事に対して合併協議会設置届出をした。

10月1日に、真岡市・二宮町合併協議会を設置し、同日第1回の協議会が開催され、協議会規約、各種規程、事業計画、予算、合併スケジュールなどのほか、合併の方式など基本4項目についての協議が行われた。

合併協議会の会長には福田武隼真岡市長が、副会長には藤田忠義二宮町長が就任した。合併協議会の発足式は同日に行い、会長と副会長が『真岡市・二宮町合併協議会』看板を掲げた。

合併協議会の組織は、真岡市長が会長、二宮町長が副会長に就き、協議会委員には両市町の議会から議長及び議員2名、副市町長、自治会、商工会議所、商工会、農業委員会、女性団体の代表がそれぞれ1名就任したほか、栃木県市町村課の職員が共通委員として就任した。また、協議会には副市長を幹事長とする幹事会を置き、さらに幹事会に9つの専門部会と30の分科会を置き、新市基本計画(合併市町村基本計画)の策定や事務事業の調整を行っていくこととした。

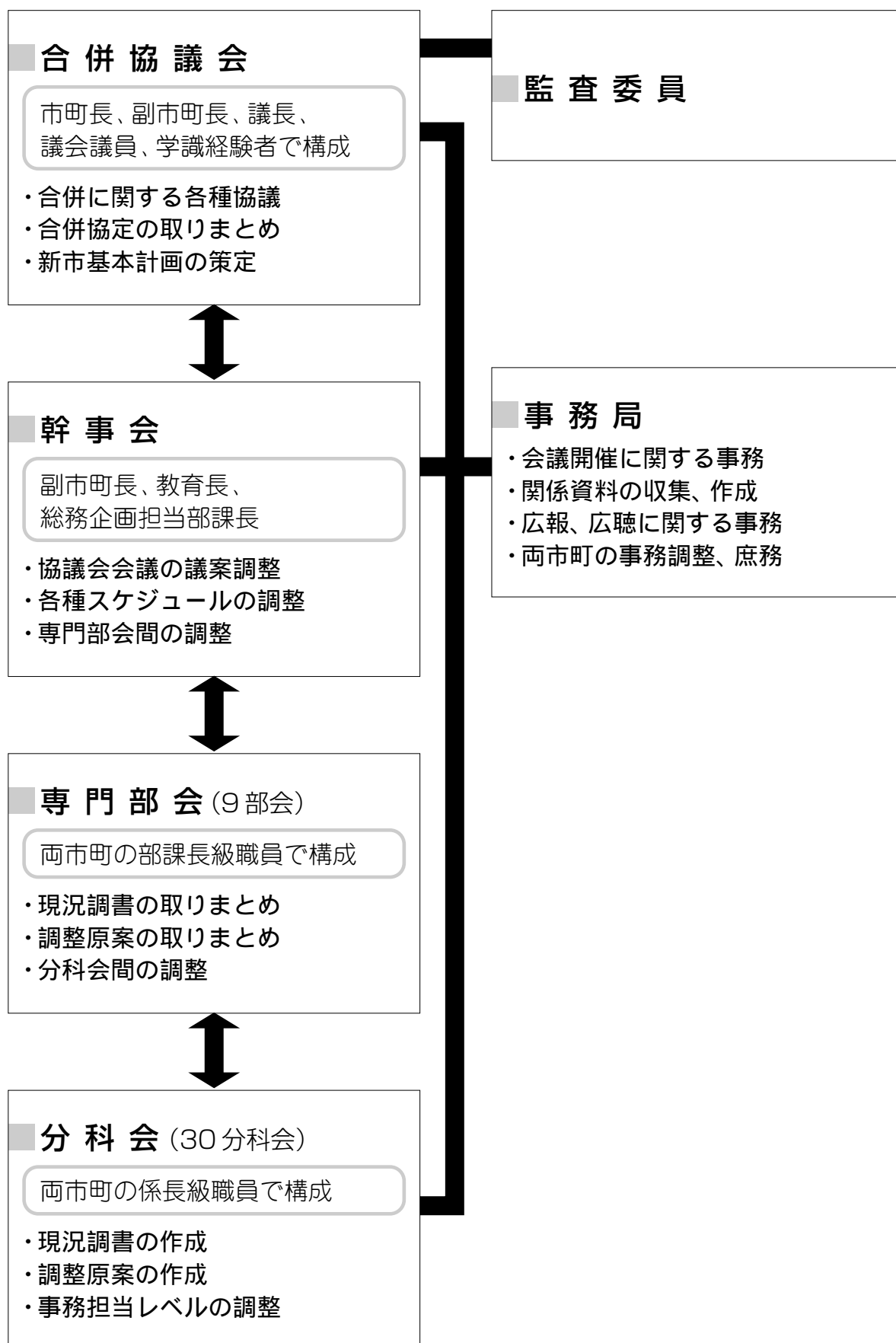
平成19年 7月 1日	真岡市・二宮町合併協議会準備会を設置
平成19年 7月 1日	準備会事務局職員 9名を配置
平成19年 7月24日	第1回真岡市・二宮町合併協議会準備会
平成19年 7月16日	真岡市自治会連合会への合併説明会
平成19年 7月25日 ～ 8月10日	真岡市で合併に関する市民説明会を開催 市内中学校区ごとに6回開催 参加者数 延 390人
平成19年 8月 1日	準備会職員 1名増員
平成19年 8月 9日	第2回真岡市・二宮町合併協議会準備会
平成19年 8月10日	準備会事務局だより創刊
平成19年 9月 4日	第3回真岡市・二宮町合併協議会準備会
平成19年 9月 5日	二宮町議会で法定協議会設置議案を可決
平成19年 9月25日	真岡市市議会で法定協議会設置議案を可決
平成19年 9月25日	両市町で真岡市・二宮町合併協議会設置の告示
平成19年 9月25日	両市町で法定協議書を調印
平成19年 9月25日	準備会事務局だより第2号発行
平成19年 9月28日	両市町長、栃木県知事に合併協議会設置届出
平成19年10月 1日	真岡市・二宮町合併協議会を設置

■ 真岡市・二宮町合併協議会委員等名簿（敬称略）

（任期：平成19年10月1日～平成21年3月22日）

区 分		氏 名	役 職 等（ 当 時 ）	備考（任期）
合 併 協 議 会 委 員	会 長	福田 武隼	真岡市長	
	副 会 長	藤田 忠義	二宮町長	
	副 市 町 長	井田 隆一	真岡市副市長	
		齋藤 孝	二宮町副町長	
	議 長	西田 一之	真岡市議会議長	～20. 5.14
		古橋 修一	真岡市議会議長	20. 5.15～
		横田 忠知	二宮町議会議長	～20. 6. 2
		野沢 達	二宮町議会議長	20.6.3～20.12.4
		木代 宏	二宮町議会議長	20.12. 5～
	議 会 議 員	浅山 俊夫	真岡市議会議員	
		大滝 盛	真岡市議会議員	
		柴山 貞治	二宮町議会議員	
		佐藤 房治	二宮町議会議員	
	学 識 経 験 者	佐藤 良夫	真岡市自治会連合会会長	
		篠原 泉	真岡商工会議所副会頭	19.11.1から 真岡商工会議所会頭
		舘野福一郎	真岡市農業委員会会長	～20. 7.21
		小菅 保	真岡市農業委員会会長	20. 7.22～
		佐々木小夜子	真岡市女性団体連絡協議会会長	～20. 5.14
		宮田 和子	真岡市女性団体連絡協議会会長	20. 5.15～
		野澤 弘美	二宮町自治会連合会会長	
		柴 恵	二宮町商工会会長	
		小林 操	二宮町農業委員会会長職務代理者	
		柴 キヨ子	二宮町ありの会会長	
		山口 敏之	栃木県市町村課主幹	～20. 3.31
		小林 延年	栃木県市町村課主幹兼総括課長補佐	20. 4. 1～
	監査委員	魚住 昭義	真岡市代表監査委員	～20.10.18
		塚田 浩史	真岡市代表監査委員	20.10.19～
		木村 一夫	二宮町代表監査委員	

■ 合併協議会組織図



■ 掲載資料『合併協議会設置に関する協議書』

真岡市・二宮町合併協議会の設置に関する協議書

真岡市及び二宮町(以下「両市町」という。)は、真岡市・二宮町合併協議会を設置することについて、平成19年9月5日及び同年9月25日に開催された両市町の議会において議決を経たので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第3条第1項の規定に基づき、両市町間で別紙規約のとおり協議した。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、両市町の長が記名押印の上、それぞれが1通を保有する。

平成19年9月25日

真岡市長 福田 武 隼

二宮町長 藤 田 忠 義

■ 真岡市・二宮町合併協議会の設置について(告示)〈文例は真岡市のもの〉

真岡市告示第85号

真岡市・二宮町合併協議会の設置について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第3条第1項の規定に基づき、真岡市及び二宮町の合併による新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、別紙のとおり規約を定め、平成19年10月1日をもって真岡市・二宮町合併協議会を設置する。

平成19年9月25日

真岡市長 福田 武隼

■ 掲載資料 知事あて『合併協議会の設置について(届出)』

真企第47号
二総企第253号
平成19年9月28日

栃木県知事 福田 富一様

真岡市長 福田 武 隼

二宮町長 藤 田 忠 義

真岡市・二宮町合併協議会の設置について(届出)

真岡市及び二宮町との合併に関する協議及び合併市町村基本計画の作成その他の協議を行うため、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、真岡市・二宮町合併協議会を設置したので、地方自治法第252条の2第2項の規定により、別添の書類とともにお届けします。

添付書類

- 1 協議会設置理由書
- 2 協議会規約(写)
- 3 真岡市議会及び二宮町議会の関係議決書
- 4 真岡市議会及び二宮町議会の会議録
- 5 協議会設置の告示(写)
- 6 真岡市・二宮町合併協議会の設置に関する協議書

真岡市・二宮町合併協議会の設置理由書

真岡市及び二宮町との合併に関する協議及び合併市町村基本計画の作成その他合併に関し必要な事務を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第3条第1項の規定に基づき、真岡市・二宮町合併協議会を設置するものとする。

平成19年9月28日

真岡市長 福田 武 隼

二宮町長 藤 田 忠 義

(2) 合併協議会の協議経過及び概要

【協議会経過】

平成19年10月1日、第1回真岡市・二宮町合併協議会を開催した。会議には、会長ほか協議会委員と監査委員全員が出席し、協議会規約、各種規程、事業計画、予算、合併スケジュールなどのほか、合併の方式など基本4項目についての協議が行われた。全部で報告事項3件、議決事項3件、協議事項7件の計13件の案件について確認と協議が行われ、すべての案件が全会一致で確認、決定された。

11月13日開催の第2回協議会では、議会議員や農業委員会委員の定数、任期の取扱い、特別職、一般職の身分の取扱い、財産処分など合併新法に規定される項目など協定項目6件の協議が行われ、すべて全会一致で決定された。

12月26日開催の第3回協議会では、平成19年度補正予算の議決事項1件と行政区の取扱いや生活保護事業、通学区域や学校名などの協議事項10件の協議が行われ、すべて全会一致で決定された。

平成20年1月16日開催の第4回協議会では、合併の期日や地方税の取扱い、事務組織及び機構の取扱い、公共的団体、附属機関などのほか、新市基本計画の素案などの協議事項15件の協議が行われ、すべて全会一致で決定された。

2月13日開催の第5回協議会では、使用料、手数料等の取扱いや補助金・交付金の取扱い、窓口業務、国民健康保険、介護保険事業、町名、字名の取扱い、新市基本計画などの協議事項14件と「合併に関する住民説明会の開催」の報告事項1件の協議が行われた。

3月26日開催の第6回協議会では、平成20年度協議会事業計画及び歳入歳出予算の議決事項2件と消防団の取扱いや電算システム事業、社会教育事業などの協議事項7件の協議が行われた。

合併協定項目54のうち、新市基本計画を除いた全ての協定項目の調整方針が決定された。

3月13日から25日までの期間、延べ9回合併に関する住民説明会を両市町で開催し、新市基本計画素案の概要説明及び合併協議の経過報告を行った。なお参加者数は全体で377名であった。

4月25日開催の第7回協議会では、3月に実施した合併に関する住民説明会などの報告事項3件と「新市基本計画」の協議事項1件について協議が行われた。

6月25日開催の第8回協議会では、協定項目以外の事務事業調整結果報告などの報告事項2件と「新市基本計画」の協議事項1件について協議が行われた。

7月16日開催の第9回協議会では、平成19年度協議会歳入歳出決算の議決事項1件と協定項目以外の事務事業調整結果報告の報告事項1件、「新市基本計画」、合併協定書(案)の協議事項2件について協議が行われた。

新市の将来像やまちづくりの基本方針を定めた「新市基本計画」が決定し、合併協定書の確認が行われるとともに、予定されていた54項目の合併協定項目は、すべて協議が終了した。

8月6日に合併協定調印式を行った。

8月27日開催の第10回協議会では、協定項目以外の事務事業調整結果報告や今後の合併スケジュールなどの報告事項4件について協議が行われた。

9月の両市町の議会に合併関係の議案を提出、9月11日に二宮町議会で可決され、9月24日に真岡市議会で可決された。

9月24日付、議会議員の定数及び任期及び農業委員会委員の任期についての協議内容を告示するとともに、廃置分合に関する栃木県知事への申請書を作成し、提出した。

10月22日開催の第11回協議会では、協定項目に関する事務事業の調整又は再編結果などの報告が行われた。

11月20日開催の第12回協議会では、協定項目に関する事務事業の調整又は再編結果などの報告が行われた。

平成21年2月17日開催の第13回協議会では、協定項目に関する事務事業の調整又は再編結果など5件の事項について報告が行われた。

すべての協議を終え、合併期日の前日である平成21年3月22日をもって解散した。

【協議会概要】

第1回

真岡市・二宮町合併協議会

平成19年10月 1日
(真岡市青年女性会館)

◎ 報告事項

報告第1号 真岡市・二宮町合併協議会の設置について

協議会規約や規約に基づく両市町長の協議結果などが報告された。

報告第2号 真岡市・二宮町合併協議会の諸規程について

今後の協議会運営に必要な幹事会規程や事務局規程などが報告された。

報告第3号 真岡市・二宮町合併協議会委員等の公務災害補償について

協議会委員や監査委員が、協議会活動中に不慮の災害により傷害などを負った場合、協議会がその補償を行うことが報告された。

◎ 議決事項

議案第1号 平成19年度真岡市・二宮町合併協議会事業計画について

平成19年度の協議会の事業計画が原案のとおり決定された。

なお、主な事業計画は次のとおり。

合併協議会の開催

合併協定項目に関する協議

新市基本計画に関する協議

その他合併に関する協議

広報広聴活動

住民説明会の開催

協議会だよりの発行

ホームページによる情報提供

議案第2号 平成19年度真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出予算について

平成19年度の協議会歳入歳出予算が原案のとおり決定された。

歳入、歳出の金額は1,700万円となった。

議案第3号 真岡市・二宮町合併協議会会議運営規程について

会議は原則公開、議事は全会一致を原則とするなど、会議の公開や公平かつ公正な協議の推進を基本方針とした会議運営規程が原案のとおり決定された。

◎ 協議事項

協議第1号 合併協定項目及び合併協定項目調整方針について

協議会で協議、決定する合併協定項目、新市における魅力あるまちづくりを通じた住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を目指すものとするなどの調整方針が原案のとおり決定された。

協議第2号 新市基本計画の策定方針について

新市基本計画(合併市町村基本計画)は、新市のマスタープランとなるもので、真岡市と二宮町を一体的に捉え、現状と課題を踏まえ、将来を見据えた長期的な視野に立つものとするなどの策定方針が原案のとおり決定された。

協議第3号 真岡市・二宮町合併協議会スケジュールについて

平成21年3月までの協議会のスケジュールの概略が原案のとおり決定された。

協議第4号 合併の方式について

「芳賀郡二宮町を廃し、その区域を真岡市に編入する編入合併とする」ことが全会一致で決定された。

協議第5号 合併の期日について

「合併の期日は、平成21年3月を目途として、協議会において協議して定める日とする」ことが全会一致で決定された。具体的な合併の期日については、今後の協議会で協議、決定していくこととされた。

協議第6号 新市の名称について

「新市の名称は、真岡市とする」ことが全会一致で決定された。

協議第7号 新市の事務所の位置について

「新市の事務所の位置は、真岡市荒町5191番地(現在の真岡市役所)とする」ことが全会一致で決定された。

解説 《新市基本計画について》

「新市基本計画」は「市町村の合併の特例等に関する法律」第6条に基づき、真岡市と二宮町が合併を通じて新しいまちづくりを進めていくための基本方針を定めるものです。また、基本方針を実現するための主要施策を展開することにより、合併後の新市の速やかな一体化を促進するとともに、地域の近郊ある発展と住民福祉の向上を目指します。

本計画は、合併年度及びこれに続く10カ年度について定めるものとします。

平成20年度(2008年度)～平成30年度(2018年度)

平成19年11月6日 真岡市・二宮町合併協議会第1回幹事会開催

第2回**真岡市・二宮町合併協議会**

平成19年11月13日
(二宮町民会館)

◎ 協議事項**協議第8号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて**

議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、編入合併の場合、編入される市町村のすべての議員は身分を失うことが原則となる。しかし、編入される市町村の住民の意見を新市の行政に適切に反映させるため、合併後一定の期間に限り、議員の定数や任期に関する特例措置が市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)(以下、特別な場合を除き「合併新法」といいます。)に定められている。その特例を適用するかについて協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 議会の議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項及び第3項の規定により、真岡市の議員の残任期間に相当する期間に限り、真岡市の議員の定数22人に、二宮町の区域に設けられる選挙区の議会の議員の定数6人を加え28人とする。

合併後最初に行われる一般選挙における議会の議員の定数については、28人以内で新市において決定する。

- 2 議員の報酬、期末手当及び政務調査費については、真岡市の制度に統一する。

協議第9号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、編入合併の場合、編入される市町村のすべての委員は身分を失うことが原則となる。しかし、委員の定数や任期に関する特例措置が合併新法に定められている。その特例を適用するかについて協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 二宮町の農業委員会は、真岡市の農業委員会に統合する。
- 2 二宮町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項第2号の規定により、真岡市農業委員会の委員の残任期間に相当する期間に限り、引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。
- 3 合併後、最初に行われる一般選挙における選挙による委員の定数、選挙区及び選挙区ごとの定数については、新市において決定する。
- 4 委員の報酬については、真岡市の制度に統一する。

協議第10号 一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについては、編入合併の場合、編入される市町村のすべての一般職の職員は身分を失うことになる。しかし、合併新法により「引き続き新市の職員として身分を保有するよう措置しなければならない」と定められている。新市における一般職の職員の任免や給与、身分の取扱いに関して協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 二宮町の一般職の職員は、すべて真岡市の一般職の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- 3 職員の職名及び任用要件については、真岡市の制度によるものとし、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から必要に応じて調整し統一を図る。
- 4 職員の給与については、真岡市の制度によるものとし、職員の処遇及び給与の適正化の観点から必要に応じて調整し統一を図る。

協議第11号 特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについては、編入合併の場合、編入される市町村のすべての特別職は身分を失うことになる。しかし、新市においても引き続き設置する必要がある特別職の取扱いについて協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 常勤特別職（教育長を含む）、議会議員及び各種行政委員会委員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。
二宮町の常勤特別職（教育長を含む）、議会議員及び各種行政委員会委員については、合併の前日をもって失職するものとする。ただし、議会議員、農業委員会委員については、別に協議するものとする。

2 その他の非常勤特別職については、次のとおりとする。

二宮町のその他の非常勤特別職については、基本的には失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、真岡市の制度として定めるものとする。ただし、消防団員については、別に協議するものとする。

協議第12号 財産の取扱いについて

財産の取扱いについては、編入される市町村が持っていた財産や債務などは新市に引継ぐことが原則となる。両市町が所有する財産に関して協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

二宮町の所有する財産は、すべて真岡市に引き継ぐものとする。

協議第13号 条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについては、編入合併の場合、編入される市町村の条例、規則等は、原則として失効し、基本的には編入する市町村の条例、規則等が適用される。合併に伴う条例、規則等の見直しについて協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

条例、規則等の取扱いについては、真岡市の条例、規則等を適用するものとする。

ただし、各事務事業の調整内容と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて新規制定、一部改正等を行うものとする。

平成19年11月29日 真岡市・二宮町合併協議会第2回幹事会開催

平成19年12月19日 真岡市・二宮町合併協議会第3回幹事会開催

第3回

真岡市・二宮町合併協議会

平成19年12月26日
(真岡市青年女性会館)

◎ 議決事項

議案第4号 平成19年度真岡市・二宮町合併協議会補正予算について

平成19年度歳入歳出予算については、第1回協議会において、歳入歳出それぞれ1,700万円と決定したが、情報化システム統合に関する調査を実施する必要性が生じたため、歳入歳出それぞれ373万円を追加することとした。

協議の結果、平成19年度補正予算が原案のとおり決定され、歳入、歳出の金額は2,073万円となった。

◎ 協議事項

協議第14号 慣行の取扱いについて

慣行とは、“慣わしとして行われてきたこと”を意味するが、合併協議においては、市町章や憲章、歌、花・鳥・木、各種宣言、名誉市町民を指す。

慣行の取扱いについては、新市の市章や市民憲章などを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 市章については、真岡市の市章を用いる。
- 2 市民憲章については、真岡市の市民憲章を用いる。

- 3 市歌については、真岡市の真岡市民のうた・真岡音頭を用いる。
二宮町ふるさと賛歌「桜まち 夢のまち」については、二宮地区の愛唱歌として伝承していく。
- 4 市の花・鳥・木については、真岡市の花・鳥・木を用いる。
- 5 各種宣言については、真岡市の宣言を用いる。
- 6 名誉市民については、真岡市の制度に統一する。
合併前の二宮町名誉町民については、二宮地区のものとして永く伝えていく。

協議第15号 行政区の取扱いについて

行政区の取扱いについては、行政と地域とのパイプ役として、重要な役割を果たしている区長、自治会長などの組織や担当区域などを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

行政区の取扱いについては、真岡市は現行のとおりとし、二宮町の自治会（区）については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。

協議第16号 国際交流事業について

国際交流事業については、現在、真岡市が行っている海外姉妹都市・海外友好都市との交流を、新市でどのように実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

海外姉妹都市・海外友好都市との交流については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議第17号 広報広聴関係事業について

広報広聴関係事業については、「開かれた行政」や「住民の行政参加」を実現するため、現在、広報紙の発行やホームページの開設、市町長への手紙などを実施しているが、新市でどのように事業を実施するかなどを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 広報紙の発行については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 ホームページについては、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 市長への手紙については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 4 市長との話し合い事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。

協議第18号 生活保護事業について

生活保護事業については、真岡市においては真岡市福祉事務所が、二宮町においては栃木県の芳賀福祉事務所がそれぞれ実施しているが、新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

二宮町的生活保護事業については、合併時に真岡市が栃木県から事務を引き継ぎ真岡市の事務に統合する。

協議第19号 健康づくり事業について

健康づくり事業については、住民の健康の保持増進を図るため、訪問・相談事業などさまざまな事業を実施しているが、新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 各種訪問・相談事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 健康推進員活動事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度を適用する。

- 3 健康増進施設真岡井頭温泉運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 健康21プランについては、合併時は真岡市の計画を基準に調整し、平成23年度中に改訂版を策定する。

協議第20号 商工、観光関係事業について

商工、観光関係事業については、中小企業をはじめとする商工業の振興、活性化や財源確保と雇用創出を目的とした優良企業の誘致、既存観光資源の有効活用や新たな観光資源の発掘など多様な事業を実施しているが、新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 商工業振興金融制度については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 商工補助制度については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
ただし、二宮町の商業活性化対策事業補助金については、新市において速やかに調整する。
- 3 商工業団体育成指導事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 商工振興拠点施設事業（駅前どんとこい広場）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 企業立地促進事業については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。
- 6 企業誘致事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
ただし、二宮町工場誘致審議会については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 7 インターチェンジ周辺開発事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 8 観光協会支援事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 9 観光イベント支援事業については、新市において速やかに再編する。
- 10 観光振興拠点施設事業（真岡市物産会館、真岡市真岡木綿会館）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議第21号 勤労者、消費者関係事業について

勤労者、消費者関係事業については、勤労者の福利厚生の充実や消費生活に関するトラブルの相談、情報の提供、啓発講座などを実施しているが、新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 勤労者対策事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
ただし、真岡市勤労者研修交流施設井頭温泉チャットパレスについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 消費者関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
ただし、消費者行政推進協力員事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。

協議第22号 市町立学校の通学区域、学校名について

市町立学校の通学区域、学校名については、現在の各学校の通学区域や学校名を、新市でどのような通学区域、学校名にするかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 市町立学校の通学区域、学校名については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 学校の統廃合に伴うスクールバスについては、現行のとおりとする。

協議第23号 学校教育事業について

学校教育事業については、次の世代を担う子どもたちの育成を図るため、英語指導助手の配置や国際交流事業、学校教育施設を利用した体験活動などを実施しているが、新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 奨学資金貸与制度については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 2 英語指導助手配置事業については、現行のとおりとし、新市において速やかに真岡市の制度に統一する。
- 3 国際交流事業については、現行のとおりとする。姉妹校末締結校については、真岡市の制度を基準に相互交流ができるように、新市において調整する。
- 4 幼稚園就園奨励事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 5 学校給食については、次のとおりとする。
 - (1) 学校給食の実施については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
ただし、月1回の弁当の日を設ける。
 - (2) 給食費負担額については、合併の翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 6 学校教育施設事業については、次のとおりとする。
 - (1) 自然教育センター実施事業については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
 - (2) 科学教育センター実施事業については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 7 教育事務委託事業については、現行のとおりとし、委託方法等については、新市において関係市町と調整する。

平成20年 1月 9日 真岡市・二宮町合併協議会第4回幹事会開催

第4回

真岡市・二宮町合併協議会

平成20年 1月16日
(二宮町民会館)

◎ 協議事項

協議第5号の2 合併の期日について

合併の期日については、第1回協議会において、電算システムの稼働テストや移動データの入力、事務執行体制の整備など、スムーズに新市をスタートさせるための作業があり、これらの作業内容、工程を精査する必要があることから、「平成21年3月を目途として、合併協議会において協議して定める日とする」と決定していたが、各作業の調査結果に基づき、具体的な合併の期日(新市の発足日)を協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

合併の期日は、平成21年3月23日(月)とする。

協議第24号 地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについては、個人市町民税や法人市町民税、固定資産税、軽自動車税などの税率、納期、減免措置などを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 個人市民税については、現行のとおりとする。
- 2 法人市民税については、合併時に真岡市の制度に統一する。

- 3 固定資産税については、現行のとおりとする。
- 4 軽自動車税については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 市たばこ税については、現行のとおりとする。
- 6 鉱産税については、現行のとおりとする。
- 7 特別土地保有税については、現行のとおりとする。
- 8 都市計画税については、現行のとおりとする。
- 9 入湯税については、合併時に真岡市の制度を適用する。

協議第25号 事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについては、新市の行政組織機構の基本方針について協議した。協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

新市の事務組織及び機構は、住民サービスの低下を招かぬよう十分配慮し、真岡市の制度を基準に再編する。

合併時に、現在の二宮町役場を地方自治法上の支所とする。

協議第26号 一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについては、両市町で組織している真岡・二宮地区清掃事務組合や両市町とも加入している事務組合及び広域連合、公社、第3セクターをどのように取り扱うかを協議した。

- 1 一部事務組合等については、次のとおりとする。
 - (1) 両市町で組織しているもの

真岡・二宮地区清掃事務組合については、合併の前日に解散する。組合の業務及び財産については、新市に引き継ぐ。
 - (2) 両市町とも加入しているもの
 - ① 芳賀地区広域行政事務組合については、引き続き真岡市として加入する。二宮町は、合併の前日をもって脱退する。
 - ② 栃木県市町村総合事務組合について、栃木県市町村総合事務組合で処理している事務のうち、両市町が該当するものについては、引き続き真岡市として加入する。二宮町が該当するものについては、合併の前日をもって脱退する。
- 2 両市町が加入している広域連合（栃木県後期高齢者医療広域連合）については、引き続き真岡市として加入する。二宮町は、合併の前日をもって脱退する。
- 3 公社（真岡市農業公社、真岡市土地開発公社）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 第3セクター（真岡鐵道株式会社、もおか鬼怒公園開発株式会社、真岡ケーブルテレビ株式会社）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議第27号 公共団体等の取扱いについて

公共的団体等とは、農業協同組合などの産業経済団体、老人ホームなどの厚生社会事業団体、婦人会などの文化事業団体など公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人でもよく、法人でなくてもよいと定義されている。

公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性を確保するため、どのように団体の統合や調整などを行うかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

公共的団体等については、新市としての一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重し、各団体の理解と協力を得ながら、次のとおり調整に努める。

- 1 目的が同一又は類似している団体は、合併時まで統合するよう働きかける。
- 2 目的が同一又は類似している団体の中で統合に時間を要する団体は、合併後速やかに統合するよう働きかける。
- 3 すでに共通となっている団体については、現行のとおりとする。
- 4 独自の目的を持った団体については、その団体の判断に委ねる。

協議第28号 附属機関の取扱いについて

附属機関とは、法律や条例の規定によって設置される、委員会や審査会、審議会、調査会など調停、審査、諮問又は調査のための機関を指す。

附属機関の取扱いについては、新市でどのように附属機関を設置するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 附属機関の取扱いについては、原則として真岡市の附属機関に統一する。
なお、真岡市に設置されていない附属機関については、設置の必要性を検討し、合併時まで調整する。
- 2 他の協定項目において個別に協議された附属機関については、それぞれの調整方針による。

協議第29号 納税関係事業について

納税関係事業については、申告受付事務や前納報奨金制度、諸証明事務を新市でどのように実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 申告受付事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。
受付会場は、合併時まで調整する。
- 2 前納報奨金については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 税務証明事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。

協議第30号 保健医療事業について

保健医療事業については、疾病の予防及び早期発見、早期治療のため、ライフサイクルの各段階に対応した各種の健康診査や妊産婦・こども医療費助成事業などを実施しているが、新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 予防接種事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 健康診査事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 乳幼児健康診査事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 4 医療費助成事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 不妊治療助成事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。

協議第31号 障がい者福祉事業について

障がい者福祉事業については、障がい者が住み慣れた地域社会で、自立した社会人として平等に社会参加ができるよう在宅福祉サービスの提供や相談支援事業、福祉作業所などの充実を図っているが、新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 障害者計画及び障害福祉計画については、次のとおりとする。
 - (1) 障害者計画については、合併時に真岡市の計画を基準に統合し、平成23年度に第2期計画を策定する。
 - (2) 障害福祉計画については、平成21年度を初年度とする第2期計画を平成20年度に策定する。
- 2 各種手当については、次のとおりとする。
 - (1) 二宮町の特別障害者手当等については、合併時に真岡市が栃木県から事務を引き継ぎ、真岡市の事務に統合する。
 - (2) 精神障害者福祉手当については、合併時に真岡市の制度を適用する。
 - (3) 特定疾患福祉手当については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 自立支援給付については、現行のとおりとする。
- 4 地域生活支援事業については、次のとおりとする。
 - (1) 日常生活用具給付事業、地域活動支援センター事業、移動支援事業及び日中一時支援事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (2) 相談支援事業及びコミュニケーション支援事業については、現行のとおりとする。
- 5 心身障害児通園ホーム運営事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 6 重度心身障害者医療費助成事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。

協議第32号 農林水産関係事業について

農林水産関係事業については、各基本計画に基づき、生産性の高い農業の実現や安全・安心で高品質な農産物の生産、効率的で安定的な農業経営の確立など、地域農業の振興を図るため、さまざまな事業を実施しているが、新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 農政関係基本計画については、次のとおりとする。
 - (1) 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに真岡市の基本構想を基準に策定する。
 - (2) 農業振興地域整備計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において平成23年度までに真岡市の計画を基準に策定する。
 - (3) 真岡市食育推進計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において平成22年度に見直す。
- 2 農業振興事業については、次のとおりとする。
 - (1) 農政連絡員については、合併時に真岡市の制度を適用する。
 - (2) 真岡市農業公社運営事業については、現行のとおりで新市に引き継ぐ。
 - (3) 農業振興施設については、現行のとおりで新市に引き継ぐ。
- 3 農業経営対策事業については、次のとおりとする。
 - (1) 農業経営対策推進事業については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。
 - (2) 農業経営基盤強化資金利子助成事業及び農業近代化資金利子補給事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (3) 農地保有合理化事業推進奨励費については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 4 園芸振興事業については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 5 畜産振興事業については、次のとおりとする。

- (1) 畜産防疫対策及び畜産公害対策事業については、合併の翌年度から真岡市の制度に統一する。
- (2) 畜産振興資金については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- (3) 配合飼料価格安定支援事業、乳用牛群検定推進事業及び優良種豚導入支援事業については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 6 米生産調整対策事業については、合併の翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 7 土地改良事業については、次のとおりとする。
 - (1) 真岡市単独土地改良事業については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
 - (2) 県営土地改良事業、土地改良施設維持管理適正化事業については、合併の翌年度から真岡市の制度に統一する。
 - (3) 土地改良区の支援については、現行のとおりとする。
なお、土地改良区については、速やかに統合するよう働きかける。
- 8 林務関係事業については、次のとおりとする。
 - (1) 地域森林整備計画は、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに真岡市の計画を基準に策定する。
 - (2) 松くい虫防除については、現行のとおりとする。
 - (3) 有害鳥獣駆除事業については、合併の翌年度から真岡市の制度に統一する。

協議第33号 建設関係事業について

建設関係事業については、道路や河川、公営住宅などの整備、維持管理、都市計画マスタープランに基づく計画的な土地利用と良好な市街地を形成する土地区画整理事業など、新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 市町道の管理については、次のとおりとする。
 - (1) 市道及び町道は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし路線番号については新市全体で再編する。
 - (2) 市道及び町道の管理については、合併時は現行のとおりとし、段階的に調整する。
- 2 法定外公共物の管理については、合併時は現行のとおりとし、合併後速やかに真岡市の制度に統一する。
- 3 道路整備事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 4 道路維持管理については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 公営住宅の管理については、次のとおりとする。
 - (1) 公営住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (2) 公営住宅の管理方法については、合併時は現行のとおりとし、合併後速やかに真岡市の制度に統一する。
- 6 住宅マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、新市において真岡市の計画を基準に速やかに見直す。
- 7 公営住宅ストック総合活用計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において真岡市の計画を基準に速やかに見直す。
- 8 二宮遊水地利用計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
なお、具体的な事業計画については、新市において検討する。
- 9 五行川桜づつみ事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 10 河川の維持管理については、合併時に真岡市の制度に統一する。

- 11 都市計画区域等に係る事項については、次のとおりとする。
 - (1) 都市計画区域等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (2) 都市計画審議会については、真岡市の制度に統一する。
- 12 都市計画における基本計画については、次のとおりとする。
 - (1) 都市計画マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、新市において真岡市の計画を基準に策定する。
 - (2) 緑の基本計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において都市計画マスタープランに合わせて見直す。
 - (3) 中心市街地活性化基本計画については、現行のとおりとする。
- 13 都市公園、緑地等については、次のとおりとする。
 - (1) 都市公園、緑地等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (2) 都市公園、緑地等の維持管理については、真岡市の制度を基準に統一する。
- 14 土地区画整理事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議第34号 上下水道事業について

上下水道事業については、現在実施している水道事業や公共下水道事業、農業集落排水事業を新市でどのように事業を実施するか、また、新市の水道料金や下水道使用料などを協議した。協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 水道事業及び会計については、次のとおりとする。
 - (1) 二宮町の水道事業については、現行のとおり真岡市に引き継ぎ、合併後速やかに統合する。
 - (2) 二宮町の簡易水道事業については、現行のとおり真岡市に引き継ぎ、平成25年度までに水道事業に統合する。
 - (3) 二宮町の水道事業会計については、合併時に真岡市の制度に統合し、二宮町の簡易水道事業会計については、現行のとおり真岡市に引き継ぎ、平成25年度までに水道事業会計に統合する。
- 2 水道事業計画については、合併時は現行のとおりとし、平成25年度までに新しい計画を策定する。
- 3 水道料金については、次のとおりとする。
 - (1) 二宮町の上水道料金については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
 - (2) 二宮町の簡易水道料金については、合併時は現行のとおりとし、平成25年度までに上水道料金に統一する。
- 4 水道加入金については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 水道関係手数料については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 6 水道施設の維持管理については、合併時に真岡市の管理体制に統一する。
- 7 公共下水道事業計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において計画の見直しに合わせて策定する。
- 8 農業集落排水事業計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において計画の見直しに合わせて策定する。
- 9 地域再生計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに策定する。
- 10 公共下水道使用料については、合併時は現行のとおりとし、翌年度に真岡市の制度に統一する。

- 11 公共下水道受益者負担金については、現行のとおりとする。ただし、賦課・徴収方法については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 12 農業集落排水施設使用料については、合併時は現行のとおりとし、新市において検討する。
- 13 農業集落排水分担金については、現行のとおりとする。ただし、賦課・徴収方法については、合併時に真岡市の制度に統一する。なお、二宮東部処理区の分担金については平成21年度に決定する。
- 14 公共下水道・農業集落排水事業関係手数料については、現行のとおりとする。
- 15 公共下水道施設、農業集落排水施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。また、農業集落排水施設の維持管理については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに検討する。
- 16 水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 17 農業集落排水事業補助金については、合併時に廃止する。
- 18 農業集落排水事業受益者分担金償還助成金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 19 農業集落排水管理組合補助金については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに検討する。

協議第35号 文化振興事業について

文化振興事業については、両市町でそれぞれ実施している文化祭や音楽祭、文化財の指定や保存、また、文化施設の管理運営など、新市でどのように実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 文化協会については、合併時に統合するよう働きかける。
- 2 文化祭・音楽祭については、新市において速やかに再編する。
- 3 指定文化財については、次のとおりとする。
 - (1) 二宮町の指定文化財については、合併時に新市に引き継ぐ。
 - (2) 新規文化財の指定については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (3) 指定文化財の保存修理については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 4 文化施設については、次のとおりとする。
 - (1) 真岡市民会館の管理運営については、現行のとおりとし、二宮町民会館については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。
 - (2) 二宮尊徳資料館の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議第36号 社会体育事業について

社会体育事業については、スポーツ施設の整備や学校体育施設の有効活用、スポーツ行事・スポーツ教室の開催、指導者やリーダーの育成などを実施しているが、新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 社会体育関係団体については、次のとおりとする。
 - (1) 体育協会については、合併時に統合するよう働きかける。
 - (2) スポーツ少年団については、合併時に統合するよう働きかける。
- 2 スポーツ大会等については、合併時まで真岡市の制度を基準に調整する。
- 3 スポーツ振興については、次のとおりとする。
 - (1) 体育指導委員会については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。
 - (2) 少年スポーツ指導員については、合併時に真岡市の制度を基準に統合する。

- 4 学校開放事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 社会体育施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 6 運動公園建設準備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議第37号 新市基本計画について

新市基本計画とは、市町村の合併の特例等に関する法律第6条に基づく法定計画として、住民の意見をもとに、栃木県との協議結果などを反映させ、合併協議会が策定するものである。

第4回協議会では、新市基本計画素案の説明が行われ、今後、合併協議会委員や住民の意見を反映させることとして、継続協議となった。

新市基本計画素案では、新市の将来都市像(キャッチフレーズ)を「だれもがほっとできるまち 真岡 人・自然・産業が調和する安らぎと潤いの交流都市」とし、両市町が築いてきたまちづくりを融合することによって、人、自然、産業が調和する都市を目指し、「真岡に生まれ、育ち、学び、働き、本当に住んでよかった」と実感できる安らぎと潤いに満ちた新真岡市の実現を目指していく内容となる。

平成20年 2月 6日 真岡市・二宮町合併協議会第5回幹事会開催

第5回

真岡市・二宮町合併協議会

平成20年 2月13日
(真岡市青年女性会館)

◎ 協議事項

協議第38号 使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料等の取扱いについては、行政財産を使用する場合や公の施設を利用する場合に使用料などを徴収し、住民票の写しや各種証明書を交付する場合に手数料を徴収しているが、両市町で差がある使用料、手数料等をどのように調整していくかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 使用料等については、次のとおりとする。
 - (1) 目的が同一又は類似する施設等については、原則として合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (2) 二宮町独自の施設等については、住民負担に配慮しつつ、新市における一体性の確保及び負担公平の原則の観点から、真岡市の制度を基準に調整する。
 - (3) 他の協定項目において個別に協議された使用料等の取扱いについては、それぞれの調整方針による。
- 2 手数料については、原則として合併時に真岡市の制度に統一する。
ただし、他の協定項目において個別に協議された手数料の取扱いについては、それぞれの調整方針による。

協議第39号 補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについては、地域の振興・発展を図るための施策の一環で、各種団体に対する財政的な支援措置として、奨励的な補助、育成に関わる補助、あるいは、各種事業に対する補助を行っているが、補助金等の交付団体や対象事業について、両市町の伝統文化や社会的条件も異なっているため、必ずしも画一的ではなく、補助金の交付条件も、まちまちの状態であるため、どのように調整を行うかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

補助金、交付金等の取扱いについては、原則として真岡市の制度に統一する。

なお、二宮町独自の補助金、交付金等については、従来の実績を尊重しつつ、事業目的並びに公益的必要性、有効性及び公平性を総合的に判断し、新市全体の均衡を保つよう調整する。

ただし、他の協定項目において個別に協議された補助金、交付金等の取扱いについては、それぞれの調整方針による。

協議第40号 町名、字名の取扱いについて

町名、字名の取扱いについては、現在の町名、字名を、合併時にどのような町名、字名にするかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

町名、字名の取扱いについては、真岡市は現行のとおりとし、二宮町においては、大字を削除した町名とする。

協議第41号 消防防災関係事業について

消防防災関係事業については、災害から住民の生命、身体、財産を守るため、防火水槽や消火栓の設置などさまざまな対策を実施していますが、新市でどのように対策を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 消防水利整備事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 防災行政無線については、合併時に真岡市の制度に統合する。ただし、二宮町の戸別受信機については、当面は現行のとおりとする。
なお、二宮町の固定系無線、移動系無線については、真岡市に引き継ぐ。
- 3 地域防災計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに新たな計画を策定する。
- 4 災害対策本部については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 避難場所については、合併時は現行のとおりとし、新たに策定する地域防災計画において指定する。
- 6 災害時の相互応援協定については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 7 水防関連業務については、合併時に真岡市の制度に統一する。
なお、水防計画については、新市において見直す。
- 8 自主防災組織については、合併時に真岡市の制度を適用する。

協議第42号 交通関係事業について

交通関係事業については、カーブミラーや赤色回転灯の設置などの交通事故防止や交通安全教育の啓発活動などを実施しているが、新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 交通安全施設の新設及び保守管理については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 交通指導員については、合併時に真岡市の制度に統合する。
- 3 違法駐車防止事業については、現行のとおりとする。
- 4 交通安全教育指導員については、合併時に真岡市の制度を基準に調整する。
- 5 真岡市幼児用補助装置購入費補助事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 6 交通少年団事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。

協議第43号 窓口業務について

窓口業務については、戸籍の届出・受付や各種証明書の交付、時間外窓口などを、新市でどのように実施するかを協議した。

協議の結果、次のとおり決定された。

- 1 窓口業務については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 時間外窓口については、合併時に真岡市の制度に統一する。ただし、閉庁日の受付窓口については、本庁において行う。
- 3 戸籍届出・受付事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。ただし、戸籍記載事務については、本庁において行う。
- 4 各証明書の交付については、合併時に真岡市の制度に統一する。ただし、電話予約による住民票の写しの交付及び郵便請求による証明書の交付については、本庁において行う。
- 5 住民基本台帳ネットワークシステムについては、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 6 埋葬・火葬許可については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 7 印鑑登録事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。なお、二宮町で発行した印鑑登録証については、随時、新市の印鑑登録証に切り替えるものとする。
- 8 住民基本台帳閲覧については、合併時に真岡市の制度に統一する。ただし、閲覧場所については本庁とする。
- 9 外国人登録事務については、現行のとおりとする。ただし、登録原票の保管は本庁とする。
- 10 自動車臨時運行許可事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。

協議第44号 国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについては、人間ドック助成などの保健事業を新市でどのように実施するか、また、新市の国民健康保険税の税率や納期を協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 国民健康保険税については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 2 国民健康保険各種事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 国民健康保険運営協議会については、合併時に真岡市の制度に統一する。

協議第45号 介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについては、要介護認定に関わる認定調査や認定審査会を新市でどのように実施するか、また、新市の介護保険料を協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 介護保険事業計画については、平成21年度を初年度とする第4期計画を平成20年度に策定する。
- 2 介護保険料については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 3 認定調査については、合併時に真岡市の制度に統合する。
- 4 介護認定審査会については、合併時は真岡市の制度に統一し、翌年度から真岡市の制度を基準に再編する。

協議第46号 高齢者福祉事業について

高齢者福祉事業については、誰もが住みなれた地域で、尊厳を持って安心して暮らせるよう、また、高齢者が自立性を保ちながら、生きがいのある充実した生活が送れるよう、各種在宅サービス事業や地域包括支援センター運営事業などさまざまな事業を実施しているが、新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 高齢者保健福祉計画については、平成21年度を初年度とする第4期計画を平成20年度に策定する。
- 2 敬老会事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 敬老祝金等事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 4 地域包括支援センター運営事業については、合併時に真岡市の制度を基準に統一する。地域包括支援センターは、新市において2か所設置する。
- 5 老人クラブ連合会支援事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 6 各種在宅サービス事業については、次のとおりとする。
 - (1) 真岡市のみで実施している事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
 - (2) 高齢者軽度生活支援事業、緊急通報システム事業、紙おむつ給付事業、ねたきり在宅者等介護手当支給事業及び老人福祉電話事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (3) 高齢者デイサービス事業及び成年後見制度利用支援事業については、現行のとおりとする。
 - (4) 虚弱高齢者ショートステイ事業については、合併時に廃止する。
- 7 老人福祉センター管理運営事業については、次のとおりとする。
 - (1) 真岡市老人憩の家については、現行のとお市新市に引き継ぐ。
 - (2) 二宮町老人福祉センターについては、合併時までに調整する。
- 8 シルバー人材センター支援事業については、現行のとおりとする。
- 9 生活機能評価については、合併時に真岡市の制度に統一する。

協議第47号 児童福祉事業の取扱いについて

児童福祉事業については、次世代の育成を推進するため、地域子育て支援センター運営や留守家庭児童対策事業などの子育て支援事業、出産準備手当や児童手当など生活の安定への支援、援護を必要とする子育て家庭への支援などさまざまな事業を実施し、また、愛情と思いやりに満ちた三つ子の魂の育成推進事業を実施しているが、新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 次世代育成支援対策行動計画については、合併時に真岡市の計画を基準に統合し、平成21年度に後期計画を策定する。
- 2 各種手当については、次のとおりとする。
 - (1) 出産準備手当については、合併時に真岡市の制度を適用する。
 - (2) 二宮町の児童扶養手当については、合併時に真岡市が栃木県から事務を引継ぎ、真岡市の事務に統合する。
 - (3) 児童手当及び遺児手当については、現行のとおりとする。

- 3 子育て支援事業については、次のとおりとする。
 - (1) 留守家庭児童対策事業及び地域子育て支援センター事業については、現行のとおりとする。
 - (2) 幼児ことばの教室運営事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。開設場所は、真岡市子育て支援センター1か所とする。
 - (3) 民間児童館運営事業及び子どもの遊び場設置補助事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 4 要保護児童等対策事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 母子・父子家庭対策事業については、次のとおりとする。
 - (1) 母子及び寡婦福祉資金貸付並びに母子寡婦福祉会補助については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (2) 二宮町の母子自立支援及び婦人相談事業並びに母子生活支援施設入所措置委託事業については、合併時に真岡市が栃木県から事務を引き継ぎ、真岡市の事務に統合する。
 - (3) ひとり親家庭医療費助成事業については、現行のとおりとする。
 - (4) 母子家庭自立支援給付金事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 6 三つ子の魂育成推進事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 7 縁組対策事業については、合併時は真岡市の制度に統一し、翌年度に二宮地区の相談員を委嘱する。

協議第48号 保育事業について

保育事業については、乳児保育や延長保育、一時保育など保育サービスの充実を図り、子どもを生き育てやすい環境整備を行っているが、新市でどのように事業を実施するか、また、新市の保育料を協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 公立保育所運営事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 2 民間保育所（園）運営委託事業については、次のとおりとする。
 - (1) 民間保育所（園）運営委託事業及び1歳児保育担当保育士増員費補助については、現行のとおりとする。
 - (2) 民間保育所（園）運営費補助については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
 - (3) 私立保育所（園）施設整備補助については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (4) 調理員増員費補助については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 3 保育所（園）入・退所事務については、現行のとおりとする。
- 4 特別保育事業については、次のとおりとする。
 - (1) 乳児保育事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (2) 障がい児保育事業及び保育所地域活動事業については、現行のとおりとする。
 - (3) 延長保育事業については、公立保育所は、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度を適用する。私立保育所（園）は、現行のとおりとする。
 - (4) 私立保育所（園）の一時保育事業については、現行のとおりとし、物部保育所の一時保育事業については、合併時に廃止する。
 - (5) 休日保育事業及び乳幼児健康支援一時預かり事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。

- 5 保育料については、次のとおりとする。
 - (1) 保育料及び保育料減免については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
 - (2) 第3子以降保育料免除事業については、現行のとおりとする。
- 6 民間育児サービス事業については、次のとおりとする。
 - (1) 民間育児サービス対策事業については、現行のとおりとする。
 - (2) 幼稚園併設型民間育児サービス支援事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 7 保育ママ育成事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度を適用する。

協議第49号 ごみ処理事業について

ごみ処理事業については、ごみの収集運搬や分別方法、資源ごみ回収報奨金などを新市でどのように実施するかを協議した。

協議の結果、次のとおり決定された。

- 1 一般廃棄物処理計画については、次のとおりとする。
 - (1) 一般廃棄物処理基本計画については、合併時は現行のとおりとし、芳賀地区広域行政事務組合ごみ処理施設建設にあわせて策定する。
 - (2) 一般廃棄物処理実施計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において策定する。
- 2 ごみ処理事業については、次のとおりとする。
 - (1) ごみ収集運搬事業については、合併時は現行のとおりとし、芳賀地区広域行政事務組合ごみ処理施設建設にあわせて調整する。
 - (2) 資源ごみ回収報奨金及び売上還元金交付については、合併時は現行のとおりとし、新市において真岡市の制度を基準に速やかに調整する。

協議第50号 環境対策事業について

環境対策事業については、一斉清掃などによる生活環境の向上や衛生環境の整備、動物愛護事業などを実施しているが、新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 環境基本計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに見直す。
- 2 市内一斉清掃については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 家庭雑排水の収集及び処分については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 4 市営墓地及び市(町)有墓地については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 動物愛護事業については、次のとおりとする。
 - (1) 狂犬病予防注射事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (2) 犬猫避妊手術補助事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 6 公害防止協定については、合併時に真岡市の制度に統一する。

協議第37号の2 新市基本計画について

新市基本計画については、第4回協議会で計画素案の協議を行ったが、栃木県との下協議を実施した結果などを受け、一部修正した内容での協議を行った。

協議の結果、原案のとおり新市基本計画素案を決定し、今後、住民の意見などを反映させた計画とするため、継続的に協議していくこととした。

◎ 報告事項

報告第4号 合併に関する住民説明会の実施について

新市基本計画の策定にあたって、住民の意見を取り入れた計画とするため、新市基本計画素案を地域住民に説明し、計画素案に対する意見を聴取すること、また、合併協定項目の協議状況などこれまでの協議経過を説明することで、合併に対する理解を深めてもらうことを目的に、3月13日から25日にかけて住民説明会を実施することが報告された。

平成20年 3月13日
～ 3月25日

合併に関する住民説明会を開催

(真岡市会場 6カ所、二宮町会場 3カ所 計 9カ所)

(新市基本計画・協議経過説明)

3月13日(木) 真岡市大内農業構造改善センター

3月14日(金) 真岡市山前農村環境改善センター

3月18日(火) 二宮町アグリセンター長沼

3月19日(水) 二宮町アグリセンター二宮

3月21日(金) 真岡市青年女性会館

3月23日(日) 真岡市青年女性会館

3月23日(日) 二宮町民会館

3月24日(月) 真岡市中村農村環境改善センター

3月25日(火) 真岡市公民館西分館

参加者数 延 377 人

平成20年 3月19日

真岡市・二宮町合併協議会第6回幹事会開催

第6回

真岡市・二宮町合併協議会

平成20年 3月26日
(二宮町民会館)

◎ 議決事項

議案第5号 平成20年度真岡市・二宮町合併協議会事業計画について

平成20年度の協議会の事業計画が原案のとおり決定された。

なお、主な事業計画は次のとおりである。

合併協議会の開催

合併協定項目に関する協議

新市基本計画に関する協議

その他合併に関する協議

広報広聴活動

協議会だよりの発行

ホームページによる情報提供

その他広報広聴に関する活動

議案第6号 平成20年度真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出予算について

平成20年度の協議会歳入歳出予算が原案のとおり決定された。

歳入、歳出の金額は3,340万円となった。

◎ 協議事項

協議第51号 消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについては、消防団の組織や消防団員に関する事項、消防団への支援などを新市でどのように実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 消防団については、合併時に統合し、合併後真岡市の組織を基準に段階的に再編する。
- 2 消防団員については次のとおりとする。
 - (1) 任免、服務等については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。
 - (2) 消防団員の報酬等については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (3) 被服貸与については、合併時は現行のとおりとし、新市において段階的に統一する。
- 3 消防団運営支援事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
二宮町消防協会補助金については、合併時に廃止する。
- 4 消防団施設及び機械装備類については、現行のとお市新市に引き継ぐ。
消防団ポンプ車更新計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに新たな計画を策定する。

協議第52号 電算システム事業について

電算システム事業については、地域情報化の推進、個人情報保護とシステムのセキュリティ対策、また、各種事務事業の電算システムの統合などを新市でどのように実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 地域情報化計画については、合併時は真岡市の計画を基準に調整し、新市において速やかに真岡市テレトピア計画の地域指定の変更を行い、新たな地域情報化計画として真岡市テレトピア計画を見直す。
- 2 情報セキュリティポリシーについては、両市町の情報セキュリティポリシーを踏まえ、合併時まで新たに策定する。
- 3 電算システムについては、原則として合併時に統合する。

協議第53号 その他の事業について

その他の事業については、まちづくりの指針である総合計画を新市でどのように策定していくか、各種制度、選挙に係る投票区・投票所や期日前投票所を新市でどのように実施するかを協議した。

協議の結果、次のとおり決定された。

- 1 総合計画については、合併後速やかに策定する。
- 2 行政改革大綱については、合併時に真岡市の大綱に統一する。
- 3 情報公開制度については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 4 個人情報保護制度については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 入札制度については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 6 投票区及び投票所については、現行のとおりとする。
ただし、期日前投票所については、合併時まで調整する。

協議第54号 その他の福祉事業について

その他の福祉事業については、民生委員児童委員関係事業、福祉タクシー事業や心配ごと相談等事業などを新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 民生委員児童委員関係事業については、次のとおりとする。
 - (1) 民生委員児童委員協議会については、合併時に真岡市の制度を基準に再編するよう働きかける。
 - (2) 社会福祉協力員及び社会福祉事務審議会並びに民生委員推薦会については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 災害見舞金及び災害弔慰金等支給事業については、次のとおりとする。
 - (1) 災害見舞金支給事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (2) 災害弔慰金等支給事務については、現行のとおりとする。
- 3 地域福祉ネットワーク事業については、合併時に廃止する。
- 4 社会福祉協議会補助事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 5 福祉タクシー事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 6 戦没者顕彰事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。ただし、実施時期及び会場については、現行のとおりとする。
- 7 真岡井頭温泉利用助成事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 8 心配ごと相談等事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。

協議第55号 社会教育事業について

社会教育事業については、公民館や図書館などの運営管理の方法、各種講座や成人式などを新市でどのように実施するかを協議した。

協議の結果、次のとおり決定された。

- 1 公民館等については、次のとおりとする。
 - (1) 真岡市公民館等の管理運営については、現行のとおりとし、二宮町の公民館等については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。
 - (2) 公民館各種講座（教室）については、合併時は現行のとおりとし、合併の翌年度に真岡市の制度を基準に再編する。
 - (3) 真岡市公民館真岡西分館図書室の管理運営については、現行のとおりとし、二宮公民館図書室については、合併時まで調整する。
- 2 真岡市立図書館の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 二宮町青少年野外活動施設の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 二宮・鬼怒川水辺プラザ整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
なお、具体的な整備計画については、新市において検討する。
- 5 成人式については、真岡市民会館で実施することとし、開催方法等については、新市において速やかに調整する。

協議第56号 男女共同参画事業について

男女共同参画事業については、男女共同参画社会の実現に向けた計画づくりや市民会議、海外研修事業などを新市でどのように実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

男女共同参画事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。

なお、男女共同参画社会づくり計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに見直す。

協議第57号 コミュニティ施策について

コミュニティ施策については、コミュニティ助成事業や花いっぱい運動などの地域公民館活動支援事業や建設等支援事業などを新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 地域公民館活動支援事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 地域公民館建設等支援事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。

平成20年 4月18日 真岡市・二宮町合併協議会第7回幹事会開催

第7回

真岡市・二宮町合併協議会

平成20年 4月25日
(真岡市青年女性会館)

◎ 報告事項

報告第5号 合併協議会規約に関する事項等の協議書の変更について

昨年9月25日に両市町長の間で協議を行い取り交わされた合併協議会規約に関する事項等の協議書について、協議会委員の変更によって、その一部を変更した結果が報告された。

報告第6号 協定項目以外の事務事業調整結果の報告について(その1)

両市町で実施している事務事業のうち、内部管理的なものや国・県との事務手続きに関する事業など、直接的に住民生活への影響が少ない事務事業の調整結果が報告された。

報告第7号 合併に関する住民説明会の実施結果について

3月に開催した合併に関する住民説明会の実施結果が報告された。

◎ 協議事項

協議第37号の3 新市基本計画について

新市基本計画については、第5回協議会で計画素案を決定し、住民の意見や要望を踏まえた計画とするため継続的に協議することとなっていた。

今回は、住民説明会などにおける計画素案に対する意見や要望の取り扱いについて説明が行われ、日本一のいちごに対する思いが感じ取れる意見やいちごは合併後の新市にとって有力な地域資源であることなどを踏まえた修正を行った。

この後は、栃木県との事前協議を実施し、その結果を踏まえて、合併協議会で新市基本計画案を決定するため、継続的に協議していった。

平成20年 5月14日 真岡市・二宮町合併協議会第8回幹事会開催

平成20年 5月23日 平成19年度真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出決算審査

平成20年 5月26日 真岡市・二宮町合併協議会第9回幹事会開催

平成20年 6月18日 真岡市・二宮町合併協議会第10回幹事会開催

第8回**真岡市・二宮町合併協議会**平成20年 6月25日
(真岡市青年女性会館)**◎ 報告事項****報告第8号** 合併協議会規約に関する事項等の協議書の変更について

平成19年9月25日に両市町長の間で協議を行い取り交わされた合併協議会規約に関する事項等の協議書について、協議会委員の変更によって、その一部を変更した結果が報告された。

報告第9号 協定項目以外の事務事業調整結果の報告について(その2)

両市町で実施している事務事業のうち、内部管理的なものや国・県との事務手続きに関する事業など、直接的に住民生活への影響が少ない事務事業の調整結果が報告された。

また今回は、総務部会の425事業の報告が行われた。

◎ 協議事項**協議第37号の4** 新市基本計画について

新市基本計画については、第4回協議会で計画素案を提示し、合併協議会委員や住民の意見、栃木県との協議を踏まえて、これまで3回の協議を重ねてきた。

第8回協議会では、栃木県との事前協議を踏まえた新市基本計画案の協議を行い、文章表現などいくつかの修正を行い、全会一致で新市基本計画案を決定した。

平成20年 7月 9日 真岡市・二宮町合併協議会第11回幹事会開催

第9回**真岡市・二宮町合併協議会**平成20年 7月16日
(二宮町民会館)**◎ 議決事項****議案第7号** 平成19年度真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出決算について

平成19年度の真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出決算について監査委員からの監査報告と併せて報告が行われ、原案のとおり承認された。

◎ 報告事項**報告第10号** 協定項目以外の事務事業調整結果の報告について(その3)

両市町で実施している事務事業のうち、内部管理的なものや国・県との事務手続きに関する事業など、直接的に住民生活への影響が少ない事務事業の調整結果が報告された。

今回は、保健福祉部会と産業環境部会の337事業の報告が行われた。

◎ 協議事項**協議第37号の5** 新市基本計画について

新市基本計画については、栃木県との協議の結果、栃木県の同意を得られたことが報告され、第8回協議会で決定された計画案をもって新市基本計画とすることが決定された。

協議第58号 合併協定書（案）について

合併協定書とは、これまで合併協議会で協議、決定してきた合併協定項目の調整内容を取りまとめたものである。

会議では、合併協定書の内容確認を行い、協定書の内容が決定された。

平成20年 8月 6日	真岡市・二宮町合併協定調印式
平成20年 8月18日	真岡市・二宮町合併協議会第12回幹事会開催

第10回

真岡市・二宮町合併協議会

平成20年 8月27日
(真岡市青年女性会館)

◎ 報告事項

報告第11号 合併協議会規約に関する事項等の協議書の変更について

平成19年9月25日に両市町長の間で協議を行い取り交わされた合併協議会規約に関する事項等の協議書について、協議会委員の変更によって、その一部を変更した結果が報告された。

報告第12号 協定項目以外の事務事業調整結果の報告について（その4）

両市町で実施している事務事業のうち、内部管理的なものや国・県との事務手続きに関する事業など、直接的に住民生活への影響が少ない事務事業の調整結果が報告された。

今回は、建設・水道部会と教育部会の337事業の報告が行われた。

報告第13号 今後のスケジュールについて

平成21年3月23日の新市誕生に向けた今後のスケジュールについて、報告が行われた。

報告第14号 合併関連議案について

両市町の議会に提出する合併関連議案や議決後の合併申請について、内容の説明が行われた。

平成20年 9月11日	二宮町議会合併（廃置分合）関連議案議決
平成20年 9月24日	真岡市議会合併（廃置分合）関連議案議決
平成20年 9月25日	財産処分、議会議員、農業委員会委員の定数及び任期に関する協議、協議内容の告示
平成20年 9月26日	両市町の社会福祉協議会の合併調印式
平成20年 9月29日	栃木県知事に合併申請書を提出（栃木県庁）

第11回

真岡市・二宮町合併協議会

平成20年10月22日
(二宮町民会館)

◎ 報告事項

報告第15号 協定項目に関する事務事業の調整又は再編結果について（その1）

合併協議会では、54の合併協定項目を設定し、住民のみなさんが行政サービスの違いによって混乱や大きな影響を受けることがないよう、サービスの内容や負担水準の調整を図るための方針を協議、決定してきた。

これまで合併協定項目の調整内容が、「合併時に」あるいは「合併時までに」、「真岡市の制度を基準に調整する」あるいは「再編する」と決定していた項目について、その具体的な調整結果が報告された。

報告第16号 二宮町有施設等の名称について

二宮町が所有する施設等の合併時の名称が報告された。

報告第17号 合併協議会規約に関する事項等の協議書の変更について

平成19年9月25日に両市町長の間で協議を行い取り交わされた合併協議会規約に関する事項等の協議書について、協議会監査委員の変更によって、その一部を変更した結果が報告された。

第12回

真岡市・二宮町合併協議会

平成20年11月20日
(真岡市青年女性会館)

◎ 報告事項

報告第18号 協定項目に関する事務事業の調整又は再編結果について（その2）

合併協議会では、54の合併協定項目を設定し、住民のみなさんが行政サービスの違いによって混乱や大きな影響を受けることがないように、サービスの内容や負担水準の調整を図るための方針を協議、決定してきた。

これまで合併協定項目の調整内容が、「合併時に」あるいは「合併時までに」、「真岡市の制度を基準に調整する」あるいは「再編する」と決定していた項目について、その状況、調整内容等の報告がなされた。

第13回

真岡市・二宮町合併協議会

平成21年 2月17日
(二宮町民会館)

◎ 報告事項

報告第19号 協定項目に関する事務事業の調整又は再編結果について（その3）

これまで、合併協定項目の調整内容が、「合併時に」あるいは「合併時までに」、「真岡市の制度を基準に調整する」あるいは「再編する」と決定していた項目について報告がなされた。

報告第20号 合併に関する法定手続きの経過について

平成19年9月に、栃木県知事へ、真岡市と二宮町の合併申請をしたが、それ以降の法定手続きの経過について報告された。

報告第21号 真岡市・二宮町合併協議会の廃止について

総務大臣により合併の告示がなされたことに伴い、真岡市・二宮町合併協議会は、合併期日である平成21年3月23日の前日に廃止となる。

廃止に伴い、次の事項が報告された。

- 1 真岡市・二宮町合併協議会の廃止年月日
平成21年3月22日

2 廃止に伴う合併協議会の決算の取扱いについて

- (1) 協議会の決算については、協議会規約第16条の規定を準用し、協議会の廃止の日をもって打ち切り、会長であった者が決算を行うものとする。協議会廃止に伴う決算の審査については、合併後に真岡市の監査委員の審査に付し、審査の結果を真岡市長及び協議会の廃止時に協議会委員であった者に報告するものとする。
- (2) 決算により生じた剰余金については、合併後の真岡市に帰属するものとする。

報告第22号 真岡市・二宮町合併協議会事業報告について

平成19年10月の合併協議会設置から、廃止に至るまで、合併協議会で実施してきた事業について報告された。

報告第23号 平成20年度真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出決算見込みについて

合併協議会の決算について、協議会の廃止の日である3月22日をもって打ち切ることとなり、正式な決算認定ができないため、それにかわるものとして、現時点での決算の見込みと、平成20年度の経理の状況が報告された。

3 合併協定調印式

平成19年10月1日から協議を進めてきた真岡市・二宮町合併協議会は平成20年7月16日に開催した第9回合併協議会において、合併協定項目の協議がすべて終了した。

このことを受け、平成20年8月6日、グランドホテル静風を会場に「真岡市・二宮町合併協定調印式」が行われた。

調印式では、これまでの合併協議の経過について報告が行われ、その後、福田武隼真岡市長、藤田忠義二宮町長が合併協定書へ調印を行った。

続いて、立会人として古橋修一真岡市議会議員、野沢達二宮町議会議員をはじめとする合併協議会委員が協定書へ署名を行った。

■ 掲載資料『合併協定調印式次第』

- 調印式次第
1. 開式
 2. 経過報告
 3. 合併協定調印
 - (1) 市長・町長署名
 - (2) 立会人署名（合併協議会委員）
 4. あいさつ

（真岡市長・二宮町長・真岡市議会議員・二宮町議会議員）
 5. 来賓祝辞（県知事・県議会議員）
 6. 閉式

■ 掲載資料『合併協定調印書』



■ 主催者あいさつ（要旨）

真岡市・二宮町合併協議会長 真岡市長 福田武隼

本日ここに、真岡市、二宮町の合併協定調印式を挙げるに至りましたことに対し、ご臨席のご来賓の皆様、両市町の議会、関係団体、県の関係部署、そして合併協議会委員の皆様には、厚くお礼申し上げます。

私は、昨年3月に、二宮町からの合併の申し入れを受け、今日の地方分権の流れや行財政改革の推進が求められる中、将来に誇れる「まちづくり」を進めるためには、真岡市と二宮町の合併は必要であると決断しました。

皆様もご存じのとおり、両市町は、歴史的にも、文化的にも、また生活圏や行政圏が一体化しており、住民の相互交流などを見ましても、一体感を醸し出せる基礎が既に形成されている地域でありますので、何の違和感もなく合併できるものと信じてまいりました。

さらに、この合併により、産業、観光、文化などの魅力あふれる地域資源が融合されますので、これまで以上に、すばらしい「まちづくり」を展開できるものと確信しております。

藤田町長の思いも、おそらく同じで、いわば相思相愛の関係でありまして、今日の佳き日を迎えることができたのかと思います。

合併協定調印によりまして、真岡市と二宮町の合併はさらに大きく前進することとなります。本日、合併協定調印という、大きな節目を迎えることができましたが、これからも合併に向け、ご参会の皆様には一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、藤田町長、二宮町議会の皆様、二宮町民の皆様に対し、敬意と感謝の意を表し、あいさつの言葉といたします。

真岡市・二宮町合併協議会副会長 二宮町町長 藤田忠義

本日ここに合併協定調印式を開催できましたことを、改めて両市町の協議会委員の皆様、議会議員の皆様、関係団体の皆様、そして市民、町民の方々に心より感謝申し上げます。

地方分権一括法が施行されて、私は二宮町の将来と、町民の方々の幸福を考えたときに、合併は避けられないものと痛感しておりました。

これまでに芳賀地区合併協議会は解散し、その後の真岡市との合併協議も破談となってしまうしましたが、真岡市と二宮町の歴史的、地理的つながりの深さ、広域行政や日常生活圏も一体であることなどから、真岡市との合併について町民のみなさんにその必要性を説いてまいりました。

幸い、市町村合併推進構想に真岡市と二宮町の枠組みが決められたこともあり、真岡市との合併に対する町民の賛意も得られ、昨年3月に、真岡市へ合併の申し入れをさせていただいたところ、快く受け入れていただき、合併協議を調え今日の日を迎えることができました。

合併の成就の喜びとは裏腹に、二宮町の名が消えてしまうことに、一抹の寂しさが無いわけではありませんが、これまで町が培ってきた伝統や文化、とりわけ日本一のいちごは真岡市にとって大きな財産になるものと自負しております。また温厚でまじめと称される二宮町民は、真岡市のさらなる発展の一翼を担う人材になるものと確信しております。

来年3月の合併の日まで、合併に伴う行政制度の変更点等を周知するとともに、合併に対する町民の不安の払拭にも、誠心誠意尽力してまいりますので、ご参会の皆様には、これまで以上に、ご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、あいさつといたします。

4 合併関連議案の議決・合併申請

真岡市議会、二宮町議会の平成20年9月定例会に次の4件の合併関連議案が提案され、両市町の議会とも全会一致で原案のとおり可決された。

【真岡市及び芳賀郡二宮町の廃置分合について】

平成21年3月23日から二宮町を廃し、その区域を真岡市に編入することを栃木県知事へ申請する旨の内容。

【真岡市及び芳賀郡二宮町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について】

合併に伴う財産処分について、真岡市と二宮町で合併協議に基づいた協議書を取り交わす旨の内容。

【真岡市及び芳賀郡二宮町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について】

合併に伴う議会議員の定数及び任期に関する経過措置について、真岡市と二宮町で合併協議に基づいた協議書を取り交わす旨の内容。

【真岡市及び芳賀郡二宮町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について】

合併に伴う農業委員会委員の任期に関する経過措置について、真岡市と二宮町で合併協議に基づいた協議書を取り交わす旨の内容。

合併申請

平成20年9月29日、福田武隼真岡市長と藤田忠義二宮町長は栃木県庁を訪問し、福田富一栃木県知事に合併申請書(廃置分合について(申請))を提出した。

今回の申請により、今後は県と国による法定手続きが進められ、来年3月23日に新「真岡市」が誕生することになった。

掲載資料 知事あて『廃置分合について(申請)』

真企第60号
二府企第251号
平成20年9月29日

栃木県知事 福田 富一 様

真岡市長 福田 武

二宮町長 藤田 忠

真岡市及び芳賀郡二宮町の廃置分合について(申請)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により、平成21年3月23日から、芳賀郡二宮町を廃し、その区域を真岡市に編入することとしたいので、関係書類を添えて申請します。

関係書類

1. 合併に関する基本的事項
 - (1) 合併予定年月日
 - (2) 合併の方式
 - (3) 新市の名称
 - (4) 新市の事務所位置
 - (5) 廃置分合を必要とした理由
 - (6) 合併に至る経過の概要

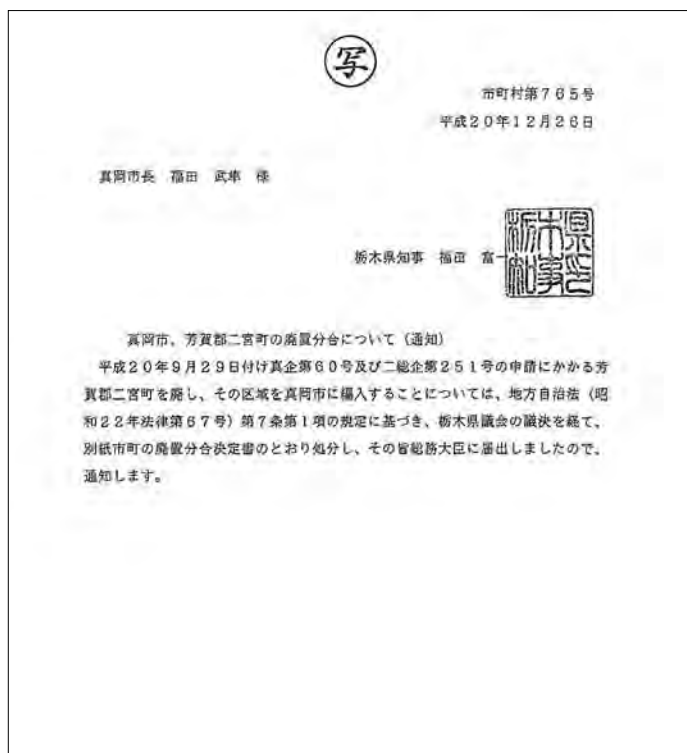
5 栃木県知事の廃置分合処分と総務大臣への届出

平成20年12月25日	栃木県議会で、真岡市と二宮町の合併関連議案が可決
平成20年12月26日	栃木県知事が廃置分合（合併）を決定

平成20年12月25日、栃木県議会において、真岡市と二宮町の合併関連議案が可決され、翌日、福田富一栃木県知事により、市町の廃置分合決定がなされた。

これで、合併申請に関する法定手続きはすべて完了となったが、正式には、総務大臣の官報告示をもって、合併の効力が発生することとなる。

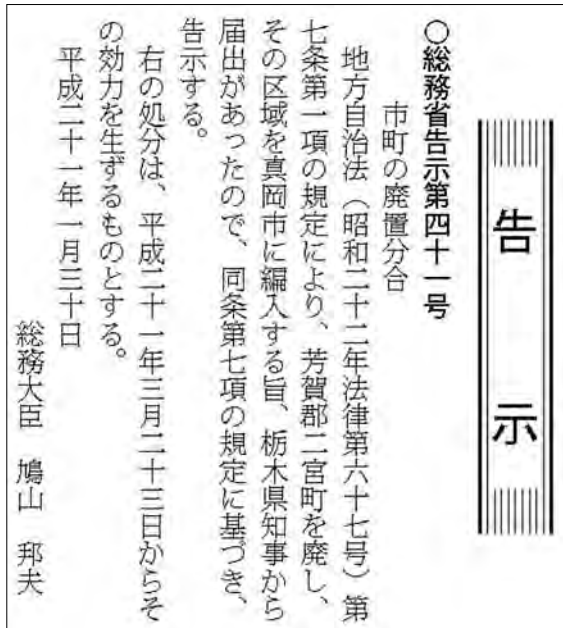
掲載資料 知事から『廃置分合について（通知）』



6 総務大臣の告示

平成21年1月30日付けの官報第5001号に、真岡市と二宮町の廃置分合(合併)について、総務大臣名で告示された。

これで、合併に関する法定手続きはすべて終了し、平成21年3月23日に、新「真岡市」が誕生することとなった。



■ <官報第5001号(抜粋)>

7 合併協議会の廃止

【合併協議会の廃止】

合併協議会での合併協議が全て終了したことを受けて、真岡市・二宮町各議会では、平成21年3月定例会に真岡市・二宮町合併協議会の廃止に関する議案を提案し、可決された。

これを受け、真岡市長、二宮町長は3月18日に栃木県知事に合併協議会の廃止の届出を行い、3月22日に真岡市・二宮町合併協議会を廃止した。

平成21年 3月22日 真岡市・二宮町合併協議会解散

■ 掲載資料 知事あて『合併協議会の廃止について（届出）』

真企第113号
二総企第461号
平成21年3月18日

栃木県知事 福田 富一様

真岡市長 福田 武隼

二宮町長 藤田 忠義

真岡市・二宮町合併協議会の廃止について（届出）

真岡市及び芳賀郡二宮町は、地方自治法第252条の6の規定により、平成21年3月22日をもって真岡市・二宮町合併協議会を廃止するので、関係書類を添えて届け出いたします。

添付書類

- 1 真岡市・二宮町合併協議会廃止理由書
- 2 真岡市議会及び二宮町議会の議決証明書
- 3 真岡市・二宮町合併協議会の廃止に関する協議書の写し
- 4 協議会廃止に伴う告示書の写し
- 5 真岡市・二宮町合併協議会規約

第3章 新「真岡市」誕生

1 新「真岡市」発足に向けた準備

(1) 条例規則等の整備

今回の合併で編入される二宮町においては、合併により法人格が消滅するため、従前効力を有していた条例、規則等は失効することとなる。

これに伴い、真岡市では、合併協議の事務事業の調整と連動し、制度の制定や改正のための検討・審査・調整等を進めた。

(2) 合併に伴う予算の引継ぎ

合併に伴い、二宮町の収支は、平成21年3月22日をもって打ち切りとなり、合併前日を持って出納閉鎖となった。出納整理期間がないことから、二宮町の平成20年度に属する未収金及び未払金は、真岡市が引き継いだ。また二宮町の歳入・歳出の決算についても合併前日をもって行った。

(3) 事務事業の調整

真岡市・二宮町の事務事業の調整については、約2,000項目の事業について、各分科会、専門部会等で調整資料を作成の上、幹事会を経て協議会において決定(報告)された。

(4) 事務組織・機構の整備

合併後の事務組織及び機構については、住民サービスの低下を招かぬよう十分配慮し、真岡市の制度を基準に再編を行った。

(5) 啓発事業の実施

合併の状況等を住民に周知するため、次のとおり啓発事業を実施した。

ア 広報紙・ホームページによる周知

- ・合併協議会の広報紙(協議会だより・経過報告の発行、ホームページに掲載)
- ・両市町の広報紙・ホームページに掲載

イ 啓発広告物の掲示

- ・懸垂幕、横断幕

2 合併関係式典

平成21年3月15日 二宮町閉町式

平成21年3月15日、二宮町民会館ホールにおいて、二宮町閉町式が行われた。閉町式には福田栃木県知事、福田真岡市長や国会議員をはじめ約300人が出席した。式典では、藤田二宮町長の式辞、功労者への表彰式、町旗降納などが行われた。

二宮町閉町式

1. 目的

真岡市との合併により平成21年3月22日に二宮町が閉町するにあたり、町発展のために尽力された方々や町民に感謝する。

また、町で継承されてきた歴史・文化を次の世代に伝え、新『真岡市』の発展を願い、二宮町55年の歴史を締め括る。

2. 日程

平成21年3月15日(日)

受 付 9:30～

式典開始 10:10～(約1時間40分程度)

3. 会場

二宮町民会館ホール

4. 内容

- 開式のことば(副町長)
- 町長式辞(町長)
- 議長挨拶(議長)
- 来賓祝辞(栃木県知事、真岡市長、佐藤大臣、石坂県議会議長)
- 来賓紹介
- 電報披露
- 功労者等表彰(町長)
- アトラクション(尊徳太鼓)
- 町民憲章唱和(町内小学生代表)
- ふるさと賛歌「桜まち夢のまち」斉唱
- 町旗降納(町長・議長)
- 万歳三唱(副議長)
- 閉式のことば(教育長)

平成21年3月19日 二宮町閉庁式

二宮町閉庁式は、平成21年3月19日、二宮町役場にて行われた。式には藤田町長をはじめ、職員ら約100人が出席した。式では町長、副町長、教育長があいさつし、最後に職員から、町長に花束が贈られた。

二宮町閉庁式

1. 日程

平成21年3月19日（木） 午後5時30分～

2. 場所

二宮町役場2階大会議室

3. 出席者

町3役、町議会議長、町職員

4. 内容

- 開式のことば（副町長）
- 町長式辞
- 議長挨拶
- 退任者あいさつ（副町長・教育長）
- 町旗降納
- 花束贈呈
- 閉式のことば（教育長）

平成21年3月23日 二宮支所開所式

平成21年3月23日、二宮コミュニティセンターで、開所式が正面玄関前で行われた。式典では福田市長があいさつを行い、支所業務の紹介やテープカットが行われ、その後、支所の窓口にて福田市長により、第1号の窓口交付が行われた。

真岡市二宮支所開所式次第

1. 開式

2. 式辞

3. 来賓祝辞

4. 支所業務内容紹介

5. テープカット

6. 閉式

～式典終了後、市長による支所第1号窓口交付～

平成21年3月24日 真岡市・二宮町合併記念式典

真岡市と二宮町の合併を記念して、平成21年3月24日(火)午前10時から、真岡市民会館大ホールにおいて合併記念式典が開催された。

式典には福田栃木県知事、福田真岡市長、藤田旧二宮町長をはじめ、来賓、関係者の方々など約1,100人が出席し、新「真岡市」の門出を祝った。

はじめに鈴木里香氏(ソプラノ)、菅原菜美氏(ピアノ)による歌唱「故郷」を、オープニングとして、開式を迎えた。

式典第1部では、福田市長からの式辞、総務大臣から合併功労者への表彰状の授与、福田市長からの感謝状の授与などが行われた。

その後、真岡小学校と久下田小学校の児童6人により、新真岡市への夢や希望を込めたメッセージが語られた。

式典第2部では、ダニエル・カール氏を講師に招いての講演会が行われました。講演は『ガンバッペ! デッカクになった真岡市』と題し、自身の日本での体験を交えながら、合併して大きくなった真岡市に「ガンバッペ」と声援が送られた。

真岡市・二宮町合併記念式典次第 午前10時～正午

～ オープニング歌唱「故郷」～

(ソプラノ: 鈴木 里香 氏、ピアノ: 菅原 菜美 氏)

【第1部】式典

1. 開式
2. 国歌斉唱
3. 真岡市民憲章唱和
4. 式辞
5. あいさつ
6. 合併功労者総務大臣表彰
7. 市長感謝状贈呈
8. 来賓祝辞
9. 来賓紹介
10. 新真岡市へのメッセージ
11. 真岡市民の歌斉唱
12. 閉式

【第2部】 記念講演

講師: ダニエル・カール氏

演題: 『ガンバッペ! デッカクになった真岡市』

資料編

1 合併協議会議案

・真岡市

議案第70号

真岡市・二宮町合併協議会の設置について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第3条第1項の規定に基づき、真岡市及び二宮町の合併による新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、次のとおり規約を定め、真岡市・二宮町合併協議会を設置することについて、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決を求める。

平成19年9月3日提出

真岡市長 福田 武 隼

・二宮町

議案第2号

真岡市・二宮町合併協議会の設置について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第3条第1項の規程に基づき、真岡市及び二宮町の合併による新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、次のとおり規約を定め、真岡市・二宮町合併協議会を設置することについて、地方自治法第252条の2第3項の規程に基づき議会の議決を求める。

平成19年9月5日提出

二宮町長 藤田 忠 義

2 規約・規程

①真岡市・二宮町合併協議会規約

（協議会の設置）

第1条 真岡市及び二宮町（以下「両市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の名称）

第2条 協議会の名称は、真岡市・二宮町合併協議会と称する。

（協議会の事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両市町の合併に関する協議
- (2) 法第6条の規定に基づく合併市町村基本計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、両市町の合併に関し必要な事項

（協議会の事務所）

第4条 協議会の事務所は、真岡市荒町5191番地に置く。

（組織）

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第6条 会長及び副会長は、両市町の長が協議し、両市町の長のうちからこれを選任する。

- 2 会長は協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長は、非常勤とする。

（委員）

第7条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 両市町の長のうち、副会長となる者
- (2) 真岡市の副市長及び二宮町の副町長
- (3) 両市町の議会の議長
- (4) 両市町の議会の議長が指名する議員各2名
- (5) 両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者9名以内

- 2 委員は、非常勤とする。

（会議）

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員（副会長である委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

（会議の出席者）

第 9 条 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（幹事会）

第 10 条 協議会に提案する事項について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第 11 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務に従事する職員は、両市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議会の経費等）

第 12 条 協議会に要する経費は、両市町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項に規定する負担金は、両市町の長が協議して、両市町で負担するものとする。

3 協議会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度とする。

（監査）

第 13 条 協議会の出納の監査は、両市町の監査委員のうちから両市町の長が協議して定めた 2 名の者に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第 14 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報酬及び費用弁償）

第 15 条 会長並びに第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる委員は費用弁償を、同項第 3 号から第 5 号までに掲げる委員及び第 13 条第 1 項の監査委員は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、第 7 条第 1 項第 5 号の委員が、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 1 項に規定する特別職（常勤の職に限る。）又は一般職の職員である場合にあっては、報酬を支給しない。

3 第 1 項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

（協議会解散の場合の措置）

第 16 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

第 17 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

2 協議会が設置された会計年度は、第 12 条第 3 項の規定にかかわらず、協議会の予算が成立した日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

②真岡市・二宮町合併協議会幹事会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、真岡市・二宮町合併協議会規約第10条第2項の規定に基づき、真岡市・二宮町合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 幹事会は、真岡市・二宮町合併協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を行う。

（1）真岡市・二宮町合併協議会（以下「協議会」という。）に提案する事項に関する協議又は調整

（2）その他合併協議に係る必要な事項についての協議又は調整

（幹事）

第3条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（組織）

第4条 幹事会は、幹事をもって組織し、幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事のうちから会長が指名する。

（会議）

第5条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

（会議の運営）

第6条 幹事長は、会議を主宰し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

（関係職員等の出席）

第7条 幹事長は、必要に応じて両市町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（報告）

第8条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

（専門部会）

第9条 幹事会は所掌する事務の一部について、より専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（庶務）

第10条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

（委任）

第11条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名			
真 岡 市	副 市 長	教 育 長	総 務 部 長	企 画 課 長
二 宮 町	副 町 長	教 育 長	総務企画課長	

③真岡市・二宮町合併協議会専門部会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、真岡市・二宮町合併協議会幹事会規程（以下「規程」という。）第9条第2項の規定に基づき、真岡市・二宮町合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 専門部会は、真岡市・二宮町合併協議会幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、真岡市・二宮町合併協議会幹事会規程第2条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整をするものとする。

（組織）

第3条 専門部会は、前条に掲げる事項を行うため分野別に設置するものとする。

2 前項の規定により設置する専門部会の種類は別表のとおりとし、前条に規定する所管事項に関連する部課等の長をもって組織する。

（役員）

第4条 各専門部会に、部会長及び副部会長各1名を置く。

2 部会長及び副部会長は、各専門部会を組織する者の中から幹事長が指名する。

（役員の職務）

第5条 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて両市町の真岡市及び二宮町の関係職員等の出席を求めることができる。

4 会議は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

（分科会）

第7条 専門部会が所掌する事務の一部について、より詳細に協議又は調整するため、専門部会に分科会を置く。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（報告）

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

（庶務）

第9条 専門部会の庶務は、それぞれの部会長の属する市町において処理する。

（委任）

第10条 この規定に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会名	担当部課等		専門部会名	担当部課等	
	真岡市	二宮町		真岡市	二宮町
総務部会	総務部 秘書課 企画課 総務課 税務課 市民課 情報システム課 生活安全課 監査委員事務局 選挙管理委員会	総務企画課 税務課 住民課 経済課 議会事務局 選挙管理委員会	建設・水道部会	建設部 水道部 建設課 都市計画課 区画整理課 長田土地区画整理組合 下水道課 水道課	総務企画課 福祉保健課 経済課 建設水道課
保健福祉部会	保健福祉部 健康増進課 介護保険課 児童家庭課 福祉課 三つ子の魂育成推進室	住民課 福祉保健課	会計部会	会計管理者 会計課	会計課
			教育部会	教育次長 教務課 生涯学習課 文化課 社会体育課 公民館 学校給食センター 図書館 自然教育センター 科学教育センター	学校教育課 生涯学習課 公民館
産業環境部会	産業環境部 商工観光課 農政課 農業公社 環境課 根本山自然観察センター 鬼怒水辺観察センター 農業委員会事務局	住民課 経済課 農業委員会事務局	議会事務局部会	議会事務局 議事課	議会事務局
			新市基本計画部会	総務部 秘書課 企画課 総務課	総務企画課
企業誘致推進部会	企業誘致推進部 企業誘致課	経済課 建設水道課			

④真岡市・二宮町合併協議会分科会規程

（設置）

第1条 この規程は、真岡市・二宮町合併協議会専門部会規程（以下「規程」という。）第7条第2項の規定に基づき、真岡市・二宮町合併協議会分科会（以下「分科会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 分科会は、真岡市・二宮町合併協議会専門部会の部会長（以下「部会長」という。）の指示を受け、規程第2条の事項について、詳細に協議又は調整するものとする。

（組織）

第3条 分科会は、前条に規定する事項を行うため、分野別に設置するものとする。

2 前項の規定により設置する分科会の種類は、別表のとおりとし、それぞれの事務を所掌する両市町の係等の長をもって組織する。

（役員）

第4条 各分科会に分科会長及び副分科会長各1名を置く。

2 分科会長及び副分科会長は、各分科会を組織する者の中から所属する部会長が指名する。

（職務）

第5条 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるとき又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 分科会長は、会議の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて両市町の関係職員等の出席を求めることができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

（報告）

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、部会長に報告するものとする。

（庶務）

第8条 分科会の庶務は、それぞれの分科会長の属する市町において処理する。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部会	秘書分科会	企業誘致推進部会	企業誘致分科会
	企画分科会	建設・水道部会	建設分科会
	総務分科会		都市計画分科会
	税務分科会		区画整理分科会
	市民分科会		下水道分科会
	情報システム分科会		水道分科会
	生活安全分科会	会計部会	会計分科会
	監査分科会	教育部会	教務分科会
	選挙管理分科会		生涯学習分科会
保健福祉部会	健康増進分科会		文化分科会
	介護保険分科会		社会体育分科会
	児童家庭分科会	議会事務局部会	議会事務局分科会
	福祉分科会	新市基本計画部会	新市基本計画分科会
産業環境部会	商工観光分科会		
	農政分科会		
	環境分科会		
	農業委員会分科会		

⑤真岡市・二宮町合併協議会事務局規程

（趣旨）

第1条 この規程は、真岡市・二宮町合併協議会規約第11条第3項の規定に基づき、真岡市・二宮町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 協議会の事務局は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報及び広聴に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関し必要な事項

（組織及び分掌事務）

第3条 前条に規定する事項を行うため、事務局に総務係、計画係、調整係を置く。

2 前項に規定する係の分掌事務は別表第1のとおりとする。

（職員）

第4条 事務局に事務局長、係長その他必要な職員を置く。

（職員の職務）

第5条 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を総括する。

2 係長は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 分掌する事務の統括管理
- (2) 所属職員の指揮監督

3 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

（職務権限）

第6条 協議会の運営における各職位の職務及び責任権限等については、別に定めるものを除き、真岡市の例による。この場合において、「市長」、「副市長」及び「部長」とあるのは「会長」と、「課長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

（決裁）

第7条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に係る基本方針の決定に関すること。
- (2) 協議会に提案する議案等の決定に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算に関すること。
- (4) 規程等の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他特に重要な事項に関すること。

（専決事項）

第8条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 事務局長を除く職員の休暇並びに時間外勤務命令及び旅行命令に関すること。

(4) その他軽易な事項に関すること。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、協議会の副会長がその事務を代決する。

(回議)

第10条 事案を処理する場合の起案は、真岡市・二宮町合併協議会回議書(別記様式第1号)を用いて行わなければならない。ただし、定例のもの又は簡易なものについては、これを省略することができる。

(文書の取扱い)

第11条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、真岡市の公文書の取扱いの例によるものとする。

2 文書を発送する場合は、文書整理記号を「真二合協」と略名で表記し、文書発送件名簿(別記様式第2号)により、第1号から始まる一連の番号を付してこれを行う。

(情報公開の取扱い)

第12条 協議会が保有する公文書の情報公開については、会長が別に定めるもののほか、真岡市の取扱いの例によるものとする。

(公印の取扱い)

第13条 協議会の公印のひな形、寸法、書体、管理者、用途及び個数は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の取扱い等については、真岡市の取扱いの例によるものとする。

(職員の給与等)

第14条 職員の給与等については、それぞれの職員の属する市町の負担とする。

2 職員等の旅費については、真岡市の例によるものとし、協議会の予算において支給する。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

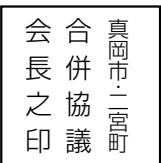
附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

係 名	分 掌 事 務
総 務 係	1 庶務及び会計に関すること。 2 合併の諸手続きに関すること。 3 協議会の会議に関すること。 4 合併に係る広報・広聴に関すること。 5 合併に係る資料編さんに関すること。 6 協議会の人事に関すること。 7 報酬等支給に関すること。 8 国及び県との連絡調整に関すること。 9 他の係に属さないこと。
計 画 係	1 合併市町村基本計画に関すること。 2 財政計画に関すること。 3 予算編成に関すること。
調 整 係	1 合併協定項目の調整に関すること。 2 その他各種事務事業の調整に関すること。 3 専門部会及び分科会に関すること。 4 その他調整項目の取扱いに関すること。

別表第 2（第 13 条関係）

ひ な 形	寸法 (mm)	書 体	管 理 者	用 途	個数
 真岡市・二宮町 合併協議 会 長 之 印	方 21	てん書	真岡市・二宮町合併 協議会事務局長	真岡市・二宮町合併 協議会会長名をもって 発する文書	1

⑥真岡市・二宮町合併協議会会議運営規程

（趣旨）

第1条 この規程は、真岡市・二宮町合併協議会規約第8条第4項の規定に基づき、真岡市・二宮町合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は原則公開とする。ただし、出席している委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができる。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努める。

（会長及び委員の責務）

第3条 会長は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議の円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開閉）

第4条 会議の開会及び閉会は、会長が宣告する。

（会議の進行）

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席している委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとする。

2 委員が発言するときは、会長の許可を得なければならない。

（傍聴）

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（会議録）

第7条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製する。

（1）開催の日時及び場所

（2）出席及び欠席委員等の氏名

（3）議題及び議事の要旨

（4）その他会長が必要と認めた事項

2 会議録に署名する委員は2人とし、会長が会議において指名する。

（会議録等の公開）

第8条 会議録及び会議に提出された文書は原則公開とし、閲覧に供することにより行う。ただし、公開しないこととなった会議の会議録及び会議に提出された文書は公開しないものとし、出席した者は、会議の内容を漏らしてはならない。

2 前項の規定による閲覧の方法に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（規律）

第9条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議の場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、会長の許可を得なければならない。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

⑦真岡市・二宮町合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、真岡市・二宮町合併協議会会議運営規程(以下「運営規程」という。)第6条第2項の規定に基づき、真岡市・二宮町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人は、報道を業とする者(以下「報道関係者」という。)及びその他の傍聴人(以下「一般傍聴人」という。)とする。

2 会議の一般傍聴人の定員は、会長がその都度定める。

(傍聴人の手続)

第3条 報道関係者は、協議会の事務局において、報道関係者受付簿(別記様式第1号その1)に報道機関の所在地、名称及び傍聴しようとする者の氏名を記入の上、報道関係者傍聴証(別記様式第2号その1)の交付を受けなければならない。

2 一般傍聴人は、協議会の事務局において、一般傍聴人受付簿(別記様式第1号その2)に住所及び氏名を記入の上、一般傍聴証(別記様式第2号その2)の交付を受けなければならない。

3 前項の規定による一般傍聴証は、会議開催予定時刻の30分前から先着順に交付する。

4 報道関係者傍聴証及び一般傍聴証(以下「傍聴証」という。)の交付を受けた者(以下「傍聴人」という。)は、傍聴証を胸元等識別しやすい所に着用して傍聴しなければならない。

(傍聴証の返還)

第4条 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴証を協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、テープレコーダー、カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者。
ただし、撮影又は録音することについて会長の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 児童及び乳幼児。ただし、会長の許可を得た者を除く。
- (8) 酒気を帯びていると認められる者
- (9) 異様な服装をしている者
- (10) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) 携帯電話等の電源を切るか又はマナーモードにしておくこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(職員の指示)

第 7 条 傍聴人は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第 8 条 傍聴人は、運営規程第 2 条第 1 項ただし書の規定により、会議を公開しないこととなったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第 9 条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

■ 別記様式第1号その1（第3条関係）

年 月 日

第 回真岡市・二宮町合併協議会

報 道 関 係 者 受 付 簿

番号	報 道 機 関		傍聴しようとする者	備 考
	所 在 地	名 称	氏 名	

別記様式第1号その2（第3条関係）

年 月 日

第 回真岡市・二宮町合併協議会

一 般 傍 聽 人 受 付 簿

[illegible]

■ 別記様式第2号その1（第3条関係）

報道関係者傍聴証 第 号 真岡市・二宮町合併協議会	50mm
90mm (黄色紙)	

■ 別記様式第2号その2（第3条関係）

一般傍聴証 第 号 真岡市・二宮町合併協議会	50mm
90mm (黄色紙)	

⑧真岡市・二宮町合併協議会会議録等閲覧規程

(趣旨)

第1条 この規程は、真岡市・二宮町合併協議会会議運営規程(以下「会議運営規程」という。)

第8条第2項の規定に基づき、真岡市・二宮町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議の会議録及び会議に提出された文書(以下「会議録等」という。)の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の請求)

第2条 何人も、会議録等の閲覧を請求することができる。

(閲覧に供する会議録等)

第3条 閲覧に供する会議録等は、会議運営規程第7条に規定する会議録等の写しとする。

2 個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項、その他閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないことができる。

(閲覧の申出)

第4条 閲覧の請求は、会議録等閲覧申出書(別記様式)に必要な事項を記載して提出することにより行う。

(閲覧の場所及び時間)

第5条 閲覧に供する場所は、協議会の事務局が指定する場所とし、その時間は指定する場所の執務時間内とする。

(写しの交付)

第6条 会議録等の閲覧をしようとする者が、複写機による複写の方法によりその写しの交付を希望する場合の費用は、用紙の大小にかかわらず1枚20円とする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、会議録等の閲覧に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、真岡市の取扱いの例によるものとする。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

■ 別記様式（第4条関係）

会 議 録 等 閲 覧 申 出 書

年 月 日

真岡市・二宮町合併協議会

会 長

様

申 出 者

住 所

氏 名

電話番号（ ） -

真岡市・二宮町合併協議会会議録等の閲覧をしたいので、下記のとおり申出します。
なお、閲覧に関しては、閲覧規程に規定された事項を遵守します。

記

- 1 閲覧希望日時 年 月 日（ ）
午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
- 2 閲覧希望文書 （１）第 回合併協議会の会議録
（２）第 回合併協議会に提出された文書
- 3 写しの交付 希望する ・ 希望しない

⑨真岡市・二宮町合併協議会財務規程

（趣旨）

第1条 この規程は、真岡市・二宮町合併協議会規約（以下「規約」という。）第14条の規定に基づき、真岡市・二宮町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の予算は、真岡市及び二宮町（以下「両市町」という。）の負担金、県支出金、繰越金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費の支出を歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算の写しを速やかに両市町の長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

（歳入歳出予算の区分）

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項を定めることができる。

（予算の流用および充用）

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用の取扱いは、真岡市の例によるものとする。

（出納及び現金の保管）

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が定める金融機関に預け入れるなど、確実な方法でこれを保管しなければならない。

（協議会出納員）

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

（収入及び支出の手続等）

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、真岡市の例による。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。ただし、コンピューター処理をする場合の取扱いについては、この限りでない。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

（決算等）

第9条 会長は、毎会計年度終了後3か月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監査委員の審査に付した後、協議会の認定を得なければならない。

- 2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を得たときは、当該決算の写しを両市町の長に送付しなければならない。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財産及び契約その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 協議会が設置された年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回」と読み替えるものとする。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款及び項の区分

款	項
1 負 担 金	1 負 担 金
2 県 支 出 金	1 県 補 助 金
3 繰 越 金	1 繰 越 金
4 諸 収 入	1 諸 収 入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款及び項の区分

款	項
1 運 営 費	1 会 議 費
	2 事 務 費
2 事 業 費	1 事 業 推 進 費
3 予 備 費	1 予 備 費

⑩真岡市・二宮町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、真岡市・二宮町合併協議会規約（以下「規約」という。）第15条第3項の規定に基づき、真岡市・二宮町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長、副会長、委員及び監査委員（以下「協議会委員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬の額）

第2条 協議会委員等の報酬は、日額8,500円とし、真岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年真岡市条例第97号。以下「条例」という。）第1条の規定を準用する。

（費用弁償）

第3条 協議会委員等が、協議会の会議に出席する以外の職務を行うために出張したときは、条例第2条の規定に基づき、旅費を支給するものとする。

（委任）

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する

合併協定書

真岡市 二宮町

協 定 項 目

合併の方式

芳賀郡二宮町を廃し、その区域を真岡市に編入する編入合併とする。

合併の期日

合併の期日は、平成 2 1 年 3 月 2 3 日とする。

新市の名称

新市の名称は、真岡市とする。

新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、真岡市荒町 5 1 9 1 番地（現在の真岡市役所）とする。

議会の議員の定数及び任期の取扱い

- 1 議会の議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定により、真岡市の議員の残任期間に相当する期間に限り、真岡市の議員の定数 2 2 人に、二宮町の区域に設けられる選挙区の議会の議員の定数 6 人を加え 2 8 人とする。
合併後最初に行われる一般選挙における議会の議員の定数については、2 8 人以内で新市において決定する。
- 2 議員の報酬、期末手当及び政務調査費については、真岡市の制度に統一する。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- 1 二宮町の農業委員会は、真岡市の農業委員会に統合する。
- 2 二宮町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）第 1 1 条第 1 項第 2 号の規定により、真岡市農業委員会の委員の残任期間に相当する期間に限り、引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。
- 3 合併後、最初に行われる一般選挙における選挙による委員の定数、選挙区及び選挙区ごとの定数については、新市において決定する。
- 4 委員の報酬については、真岡市の制度に統一する。

地方税の取扱い

- 1 個人市民税については、現行のとおりとする。
- 2 法人市民税については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 固定資産税については、現行のとおりとする。
- 4 軽自動車税については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 市たばこ税については、現行のとおりとする。
- 6 鉱産税については、現行のとおりとする。
- 7 特別土地保有税については、現行のとおりとする。
- 8 都市計画税については、現行のとおりとする。
- 9 入湯税については、合併時に真岡市の制度を適用する。

一般職の職員の身分の取扱い

- 1 二宮町の一般職の職員は、すべて真岡市の一般職の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- 3 職員の職名及び任用要件については、真岡市の制度によるものとし、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から必要に応じて調整し統一を図る。
- 4 職員の給与については、真岡市の制度によるものとし、職員の処遇及び給与の適正化の観点から必要に応じて調整し統一を図る。

財産の取扱い

二宮町の所有する財産は、すべて真岡市に引き継ぐものとする。

特別職の身分の取扱い

- 1 常勤特別職（教育長を含む）議会議員及び各種行政委員会委員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。
二宮町の常勤特別職（教育長を含む）議会議員及び各種行政委員会委員については、合併の前日をもって失職するものとする。ただし、議会議員、農業委員会委員については、別に協議するものとする。
- 2 その他の非常勤特別職については、次のとおりとする。
二宮町その他の非常勤特別職については、基本的には失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、真岡市の制度として定めるものとする。ただし、消防団員については、別に協議するものとする。

条例、規則等の取扱い

条例、規則等の取扱いについては、真岡市の条例、規則等を適用するものとする。ただし、各事務事業の調整内容と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて新規制定、一部改正等を行うものとする。

事務組織及び機構の取扱い

新市の事務組織及び機構は、住民サービスの低下を招かぬよう十分配慮し、真岡市の制度を基準に再編する。

合併時に、現在の二宮町役場を地方自治法上の支所とする。

一部事務組合等の取扱い

- 1 一部事務組合等については、次のとおりとする。
 - (1) 両市町で組織しているもの
真岡・二宮地区清掃事務組合については、合併の前日に解散する。組合の業務及び財産については、新市に引き継ぐ。
 - (2) 両市町とも加入しているもの
芳賀地区広域行政事務組合については、引き続き真岡市として加入する。二宮町は、合併の前日をもって脱退する。
栃木県市町村総合事務組合について、栃木県市町村総合事務組合で処理している事務のうち、両市町が該当するものについては、引き続き真岡市として加入する。二宮町が該当するものについては、合併の前日をもって脱退する。
- 2 両市町が加入している広域連合（栃木県後期高齢者医療広域連合）については、引き続き真岡市として加入する。二宮町は、合併の前日をもって脱退する。
- 3 公社（真岡市農業公社、真岡市土地開発公社）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 第3セクター（真岡鐵道株式会社、もおか鬼怒公園開発株式会社、真岡ケーブルテレビ株式会社）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

使用料、手数料等の取扱い

- 1 使用料等については、次のとおりとする。
 - (1) 目的が同一又は類似する施設等については、原則として合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (2) 二宮町独自の施設等については、住民負担に配慮しつつ、新市における一体性の確保及び負担公平の原則の観点から、真岡市の制度を基準に調整する。
 - (3) 他の協定項目において個別に協議された使用料等の取扱いについては、それぞれの調整方針による。

- 2 手数料については、原則として合併時に真岡市の制度に統一する。
ただし、他の協定項目において個別に協議された手数料の取扱いについては、それぞれの調整方針による。

公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市としての一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重し、各団体の理解と協力を得ながら、次のとおり調整に努める。

- 1 目的が同一又は類似している団体は、合併時までに統合するよう働きかける。
- 2 目的が同一又は類似している団体の中で統合に時間を要する団体は、合併後速やかに統合するよう働きかける。
- 3 すでに共通となっている団体については、現行のとおりとする。
- 4 独自の目的を持った団体については、その団体の判断に委ねる。

補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等の取扱いについては、原則として真岡市の制度に統一する。

なお、二宮町独自の補助金、交付金等については、従来の実績を尊重しつつ、事業目的並びに公益的必要性、有効性及び公平性を総合的に判断し、新市全体の均衡を保つよう調整する。

ただし、他の協定項目において個別に協議された補助金、交付金等の取扱いについては、それぞれの調整方針による。

町名、字名の取扱い

町名、字名の取扱いについては、真岡市は現行のとおりとし、二宮町においては、大字を削除した町名とする。

慣行の取扱い

慣行の取扱いについては、合併時から、次のとおり取扱う。

- (1) 市章については、真岡市の市章を用いる。
- (2) 市民憲章については、真岡市の市民憲章を用いる。
- (3) 市歌については、真岡市の真岡市民のうた・真岡音頭を用いる。
二宮町ふるさと賛歌「桜まち 夢のまち」については、二宮地区の愛唱歌として伝承していく。
- (4) 市の花・鳥・木については、真岡市の花・鳥・木を用いる。
- (5) 各種宣言については、真岡市の宣言を用いる。
- (6) 名誉市民については、真岡市の制度に統一する。
合併前の二宮町名誉町民については、二宮地区のものとして永く伝えていく。

国民健康保険事業の取扱い

- 1 国民健康保険税については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 2 国民健康保険各種事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 国民健康保険運営協議会については、合併時に真岡市の制度に統一する。

介護保険事業

- 1 介護保険事業計画については、平成21年度を初年度とする第4期計画を平成20年度に策定する。
- 2 介護保険料については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 3 認定調査については、合併時に真岡市の制度に統合する。
- 4 介護認定審査会については、合併時は真岡市の制度に統一し、翌年度から真岡市の制度を基準に再編する。

消防団の取扱い

- 1 消防団については、合併時に統合し、合併後真岡市の組織を基準に段階的に再編する。
- 2 消防団員については次のとおりとする。
 - (1) 任免、服務等については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。
 - (2) 消防団員の報酬等については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (3) 被服貸与については、合併時は現行のとおりとし、新市において段階的に統一する。
- 3 消防団運営支援事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
二宮町消防協会補助金については、合併時に廃止する。
- 4 消防団施設及び機械装備類については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
消防団ポンプ車更新計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに新たな計画を策定する。

行政区の取扱い

行政区の取扱いについては、真岡市は現行のとおりとし、二宮町の自治会（区）については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。

附属機関の取扱い

- 1 附属機関の取扱いについては、原則として真岡市の附属機関に統一する。
なお、真岡市に設置されていない附属機関については、設置の必要性を検討し、合併時まで調整する。
- 2 他の協定項目において個別に協議された附属機関については、それぞれの調整方針による。

各事務事業の取扱い

国際交流事業

海外姉妹都市・海外友好都市との交流については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

電算システム事業

- 1 地域情報化計画については、合併時は真岡市の計画を基準に調整し、新市において速やかに真岡市テレトピア計画の地域指定の変更を行い、新たな地域情報化計画として真岡市テレトピア計画を見直す。
- 2 情報セキュリティポリシーについては、両市町の情報セキュリティポリシーを踏まえ、合併時まで新たに策定する。
- 3 電算システムについては、原則として合併時に統合する。

広報広聴関係事業

- 1 広報紙の発行については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 ホ・ムページについては、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 市長への手紙については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 4 市長との話し合い事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。

納税関係事業

- 1 申告受付事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。
受付会場は、合併時まで調整する。
- 2 前納報奨金については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 税務証明事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。

消防防災関係事業

- 1 消防水利整備事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 防災行政無線については、合併時に真岡市の制度に統合する。ただし、二宮町の戸別受信機については、当面は現行のとおりとする。
なお、二宮町の固定系無線、移動系無線については、真岡市に引き継ぐ。

- 3 地域防災計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに新たな計画を策定する。
- 4 災害対策本部については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 避難場所については、合併時は現行のとおりとし、新たに策定する地域防災計画において指定する。
- 6 災害時の相互応援協定については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 7 水防関連業務については、合併時に真岡市の制度に統一する。
なお、水防計画については、新市において見直す。
- 8 自主防災組織については、合併時に真岡市の制度を適用する。

交通関係事業

- 1 交通安全施設の新設及び保守管理については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 交通指導員については、合併時に真岡市の制度に統合する。
- 3 違法駐車防止事業については、現行のとおりとする。
- 4 交通安全教育指導員については、合併時に真岡市の制度を基準に調整する。
- 5 真岡市幼児用補助装置購入費補助事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 6 交通少年団事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。

窓口業務

- 1 窓口業務については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 時間外窓口については、合併時に真岡市の制度に統一する。ただし、閉庁日の受付窓口については、本庁において行う。
- 3 戸籍届出・受付事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。ただし、戸籍記載事務については、本庁において行う。
- 4 各証明書の交付については、合併時に真岡市の制度に統一する。ただし、電話予約による住民票の写しの交付及び郵便請求による証明書の交付については、本庁において行う。
- 5 住民基本台帳ネットワークシステムについては、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 6 埋葬・火葬許可については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 7 印鑑登録事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。なお、二宮町で発行した印鑑登録証については、随時、新市の印鑑登録証に切り替えるものとする。
- 8 住民基本台帳閲覧については、合併時に真岡市の制度に統一する。ただし、閲覧場所については本庁とする。

- 9 外国人登録事務については、現行のとおりとする。ただし、登録原票の保管は本庁とする。
- 10 自動車臨時運行許可事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。

保健医療事業

- 1 予防接種事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 健康診査事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 乳幼児健康診査事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 4 医療費助成事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 不妊治療助成事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。

障がい者福祉事業

- 1 障害者計画及び障害福祉計画については、次のとおりとする。
 - (1) 障害者計画については、合併時に真岡市の計画を基準に統合し、平成23年度に第2期計画を策定する。
 - (2) 障害福祉計画については、平成21年度を初年度とする第2期計画を平成20年度に策定する。
- 2 各種手当については、次のとおりとする。
 - (1) 二宮町の特別障害者手当等については、合併時に真岡市が栃木県から事務を引き継ぎ、真岡市の事務に統合する。
 - (2) 精神障害者福祉手当については、合併時に真岡市の制度を適用する。
 - (3) 特定疾患者福祉手当については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 自立支援給付については、現行のとおりとする。
- 4 地域生活支援事業については、次のとおりとする。
 - (1) 日常生活用具給付事業、地域活動支援センター事業、移動支援事業及び日中一時支援事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (2) 相談支援事業及びコミュニケーション支援事業については、現行のとおりとする。
- 5 心身障害児通園ホーム運営事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 6 重度心身障害者医療費助成事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。

高齢者福祉事業

- 1 高齢者保健福祉計画については、平成21年度を初年度とする第4期計画を平成20年度に策定する。
- 2 敬老会事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 敬老祝金等事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。

- 4 地域包括支援センター運営事業については、合併時に真岡市の制度を基準に統一する。地域包括支援センターは、新市において2か所設置する。
- 5 老人クラブ連合会支援事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 6 各種在宅サービス事業については、次のとおりとする。
 - (1) 真岡市のみで実施している事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
 - (2) 高齢者軽度生活支援事業、緊急通報システム事業、紙おむつ給付事業、ねたきり在宅者等介護手当支給事業及び老人福祉電話事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (3) 高齢者デイサービス事業及び成年後見制度利用支援事業については、現行のとおりとする。
 - (4) 虚弱高齢者ショートステイ事業については、合併時に廃止する。
- 7 老人福祉センター管理運営事業については、次のとおりとする。
 - (1) 真岡市老人憩の家については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (2) 二宮町老人福祉センターについては、合併時までに調整する。
- 8 シルバー人材センター支援事業については、現行のとおりとする。
- 9 生活機能評価については、合併時に真岡市の制度に統一する。

児童福祉事業

- 1 次世代育成支援対策行動計画については、合併時に真岡市の計画を基準に統合し、平成21年度に後期計画を策定する。
- 2 各種手当については、次のとおりとする。
 - (1) 出産準備手当については、合併時に真岡市の制度を適用する。
 - (2) 二宮町の児童扶養手当については、合併時に真岡市が栃木県から事務を引き継ぎ、真岡市の事務に統合する。
 - (3) 児童手当及び遺児手当については、現行のとおりとする。
- 3 子育て支援事業については、次のとおりとする。
 - (1) 留守家庭児童対策事業及び地域子育て支援センター事業については、現行のとおりとする。
 - (2) 幼児ことばの教室運営事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。開設場所は、真岡市子育て支援センター1か所とする。
 - (3) 民間児童館運営事業及び子どもの遊び場設置補助事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 4 要保護児童等対策事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 母子・父子家庭対策事業については、次のとおりとする。
 - (1) 母子及び寡婦福祉資金貸付並びに母子寡婦福祉会補助については、合併時に真岡市の制度に統一する。

- (2) 二宮町の母子自立支援及び婦人相談事業並びに母子生活支援施設入所措置委託事業については、合併時に真岡市が栃木県から事務を引き継ぎ、真岡市の事務に統合する。
- (3) ひとり親家庭医療費助成事業については、現行のとおりとする。
- (4) 母子家庭自立支援給付金事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 6 三つ子の魂育成推進事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 7 縁組対策事業については、合併時は真岡市の制度に統一し、翌年度に二宮地区の相談員を委嘱する。

生活保護事業

二宮町の生活保護事業については、合併時に真岡市が栃木県から事務を引き継ぎ、真岡市の事務に統合する。

保育事業

- 1 公立保育所運営事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 2 民間保育所（園）運営委託事業については、次のとおりとする。
 - (1) 民間保育所（園）運営委託事業及び1歳児保育担当保育士増員費補助については、現行のとおりとする。
 - (2) 民間保育所（園）運営費補助については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
 - (3) 私立保育所（園）施設整備補助については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (4) 調理員増員費補助については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 3 保育所（園）入・退所事務については、現行のとおりとする。
- 4 特別保育事業については、次のとおりとする。
 - (1) 乳児保育事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (2) 障がい児保育事業及び保育所地域活動事業については、現行のとおりとする。
 - (3) 延長保育事業については、公立保育所は、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度を適用する。私立保育所（園）は、現行のとおりとする。
 - (4) 私立保育所（園）の一時保育事業については、現行のとおりとし、物部保育所の一時保育事業については、合併時に廃止する。
 - (5) 休日保育事業及び乳幼児健康支援一時預かり事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 5 保育料については、次のとおりとする。
 - (1) 保育料及び保育料減免については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。

- (2) 第3子以降保育料免除事業については、現行のとおりとする。
- 6 民間育児サービス事業については、次のとおりとする。
 - (1) 民間育児サービス対策事業については、現行のとおりとする。
 - (2) 幼稚園併設型民間育児サービス支援事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 7 保育ママ育成事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度を適用する。

その他の福祉事業

- 1 民生委員児童委員関係事業については、次のとおりとする。
 - (1) 民生委員児童委員協議会については、合併時に真岡市の制度を基準に再編するよう働きかける。
 - (2) 社会福祉協力員及び社会福祉事務審議会並びに民生委員推薦会については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 災害見舞金及び災害弔慰金等支給事業については、次のとおりとする。
 - (1) 災害見舞金支給事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (2) 災害弔慰金等支給事務については、現行のとおりとする。
- 3 地域福祉ネットワーク事業については、合併時に廃止する。
- 4 社会福祉協議会補助事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 5 福祉タクシー事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 6 戦没者顕彰事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。ただし、実施時期及び会場については、現行のとおりとする。
- 7 真岡井頭温泉利用助成事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 8 心配ごと相談等事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。

健康づくり事業

- 1 各種訪問・相談事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 健康推進員活動事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 3 健康増進施設真岡井頭温泉運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 健康21プランについては、合併時は真岡市の計画を基準に調整し、平成23年度中に改訂版を策定する。

ごみ処理事業

- 1 一般廃棄物処理計画については、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物処理基本計画については、合併時は現行のとおりとし、芳賀地区広域行政事務組合ごみ処理施設建設にあわせて策定する。
- (2) 一般廃棄物処理実施計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において策定する。
- 2 ごみ処理事業については、次のとおりとする。
 - (1) ごみ収集運搬事業については、合併時は現行のとおりとし、芳賀地区広域行政事務組合ごみ処理施設建設にあわせて調整する。
 - (2) 資源ごみ回収報奨金及び売上還元金交付については、合併時は現行のとおりとし、新市において真岡市の制度を基準に速やかに調整する。

環境対策事業

- 1 環境基本計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに見直す。
- 2 市内一斉清掃については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 家庭雑排水の収集及び処分については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 4 市営墓地及び市（町）有墓地については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 動物愛護事業については、次のとおりとする。
 - (1) 狂犬病予防注射事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (2) 犬猫避妊手術補助事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 6 公害防止協定については、合併時に真岡市の制度に統一する。

農林水産関係事業

- 1 農政関係基本計画については、次のとおりとする。
 - (1) 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに真岡市の基本構想を基準に策定する。
 - (2) 農業振興地域整備計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において平成23年度までに真岡市の計画を基準に策定する。
 - (3) 真岡市食育推進計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において平成22年度に見直す。
- 2 農業振興事業については、次のとおりとする。
 - (1) 農政連絡員については、合併時に真岡市の制度を適用する。
 - (2) 真岡市農業公社運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (3) 農業振興施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 農業経営対策事業については、次のとおりとする。
 - (1) 農業経営対策推進事業については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。
 - (2) 農業経営基盤強化資金利子助成事業及び農業近代化資金利子補給事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (3) 農地保有合理化事業推進奨励費については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。

- 4 園芸振興事業については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 5 畜産振興事業については、次のとおりとする。
 - (1) 畜産防疫対策及び畜産公害対策事業については、合併の翌年度から真岡市の制度に統一する。
 - (2) 畜産振興資金については、合併時に真岡市の制度を適用する。
 - (3) 配合飼料価格安定支援事業、乳用牛群検定推進事業及び優良種豚導入支援事業については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 6 米生産調整対策事業については、合併の翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 7 土地改良事業については、次のとおりとする。
 - (1) 真岡市単独土地改良事業については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
 - (2) 県営土地改良事業、土地改良施設維持管理適正化事業については、合併の翌年度から真岡市の制度に統一する。
 - (3) 土地改良区の支援については、現行のとおりとする。
なお、土地改良区については、速やかに統合するよう働きかける。
- 8 林務関係事業については、次のとおりとする。
 - (1) 地域森林整備計画は、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに真岡市の計画を基準に策定する。
 - (2) 松くい虫防除については、現行のとおりとする。
 - (3) 有害鳥獣駆除事業については、合併の翌年度から真岡市の制度に統一する。

商工、観光関係事業

- 1 商工業振興金融制度については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 商工補助制度については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
ただし、二宮町の商業活性化対策事業補助金については、新市において速やかに調整する。
- 3 商工業団体育成指導事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 商工振興拠点施設事業（駅前どんとこい広場）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 企業立地促進事業については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。
- 6 企業誘致事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
ただし、二宮町工場誘致審議会については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 7 インターチェンジ周辺開発事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 8 観光協会支援事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 9 観光イベント支援事業については、新市において速やかに再編する。

- 10 観光振興拠点施設事業（真岡市物産会館、真岡市真岡木綿会館）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

勤労者、消費者関係事業

- 1 勤労者対策事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
ただし、真岡市勤労者研修交流施設井頭温泉チャットパレスについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 消費者関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
ただし、消費者行政推進協力員事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。

建設関係事業

- 1 市町道の管理については、次のとおりとする。
 - (1) 市道及び町道は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし路線番号については新市全体で再編する。
 - (2) 市道及び町道の管理については、合併時は現行のとおりとし、段階的に調整する。
- 2 法定外公共物の管理については、合併時は現行のとおりとし、合併後速やかに真岡市の制度に統一する。
- 3 道路整備事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 4 道路維持管理については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 公営住宅の管理については、次のとおりとする。
 - (1) 公営住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (2) 公営住宅の管理方法については、合併時は現行のとおりとし、合併後速やかに真岡市の制度に統一する。
- 6 住宅マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、新市において真岡市の計画を基準に速やかに見直す。
- 7 公営住宅ストック総合活用計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において真岡市の計画を基準に速やかに見直す。
- 8 二宮遊水地利用計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
なお、具体的な事業計画については、新市において検討する。
- 9 五行川桜づつみ事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 10 河川の維持管理については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 11 都市計画区域等に係る事項については、次のとおりとする。
 - (1) 都市計画区域等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (2) 都市計画審議会については、真岡市の制度に統一する。
- 12 都市計画における基本計画については、次のとおりとする。
 - (1) 都市計画マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、新市において真岡市の計画を基準に策定する。

(2) 緑の基本計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において都市計画マスタープランに合わせて見直す。

(3) 中心市街地活性化基本計画については、現行のとおりとする。

13 都市公園、緑地等については、次のとおりとする。

(1) 都市公園、緑地等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(2) 都市公園、緑地等の維持管理については、真岡市の制度を基準に統一する。

14 土地区画整理事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

上下水道事業

水道関係事業について

1 水道事業及び会計については、次のとおりとする。

(1) 二宮町の水道事業については、現行のとおり真岡市に引き継ぎ、合併後速やかに統合する。

(2) 二宮町の簡易水道事業については、現行のとおり真岡市に引き継ぎ、平成25年度までに水道事業に統合する。

(3) 二宮町の水道事業会計については、合併時に真岡市の制度に統合し、二宮町の簡易水道事業会計については、現行のとおり真岡市に引き継ぎ、平成25年度までに水道事業会計に統合する。

2 水道事業計画については、合併時は現行のとおりとし、平成25年度までに新しい計画を策定する。

3 水道料金については、次のとおりとする。

(1) 二宮町の上水道料金については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。

(2) 二宮町の簡易水道料金については、合併時は現行のとおりとし、平成25年度までに上水道料金に統一する。

4 水道加入金については、合併時に真岡市の制度に統一する。

5 水道関係手数料については、合併時に真岡市の制度に統一する。

6 水道施設の維持管理については、合併時に真岡市の管理体制に統一する。

下水道関係事業について

7 公共下水道事業計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において計画の見直しに合わせて策定する。

8 農業集落排水事業計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において計画の見直しに合わせて策定する。

9 地域再生計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに策定する。

10 公共下水道使用料については、合併時は現行のとおりとし、翌年度に真岡市の制度に統一する。

- 11 公共下水道受益者負担金については、現行のとおりとする。ただし、賦課・徴収方法については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 12 農業集落排水施設使用料については、合併時は現行のとおりとし、新市において検討する。ただし、賦課・徴収方法については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 13 農業集落排水分担金については、現行のとおりとする。ただし、賦課・徴収方法については、合併時に真岡市の制度に統一する。なお、二宮東部処理区の分担金については平成21年度に決定する。
- 14 公共下水道・農業集落排水事業関係手数料については、現行のとおりとする。
- 15 公共下水道施設、農業集落排水施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。また、農業集落排水施設の維持管理については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに検討する。
- 16 水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 17 農業集落排水事業補助金については、合併時に廃止する。
- 18 農業集落排水事業受益者分担金償還助成金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 19 農業集落排水管理組合補助金については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに検討する。

市町立学校の通学区域、学校名

- 1 市町立学校の通学区域、学校名については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 学校の統廃合に伴うスクールバスについては、現行のとおりとする。

学校教育事業

- 1 奨学資金貸与制度については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 2 英語指導助手配置事業については、現行のとおりとし、新市において速やかに真岡市の制度に統一する。
- 3 国際交流事業については、現行のとおりとする。姉妹校未締結校については、真岡市の制度を基準に相互交流ができるように、新市において調整する。
- 4 幼稚園就園奨励事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 5 学校給食については、次のとおりとする。
 - (1) 学校給食の実施については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、月1回の弁当の日を設ける。
 - (2) 給食費負担額については、合併の翌年度から真岡市の制度に統一する。

- 6 学校教育施設事業については、次のとおりとする。
 - (1) 自然教育センター実施事業については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
 - (2) 科学教育センター実施事業については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 7 教育事務委託事業については、現行のとおりとし、委託方法等については、新市において関係市町と調整する。

社会教育事業

- 1 公民館等については、次のとおりとする。
 - (1) 真岡市公民館等の管理運営については、現行のとおりとし、二宮町の公民館等については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。
 - (2) 公民館各種講座（教室）については、合併時は現行のとおりとし、合併の翌年度に真岡市の制度を基準に再編する。
 - (3) 真岡市公民館真岡西分館図書室の管理運営については、現行のとおりとし、二宮公民館図書室については、合併時まで調整する。
- 2 真岡市立図書館の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 二宮町青少年野外活動施設の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 二宮・鬼怒川水辺プラザ整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
なお、具体的な整備計画については、新市において検討する。
- 5 成人式については、真岡市民会館で実施することとし、開催方法等については、新市において速やかに調整する。

男女共同参画事業

- 男女共同参画事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- なお、男女共同参画社会づくり計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに見直す。

コミュニティ施策

- 1 地域公民館活動支援事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 地域公民館建設等支援事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。

文化振興事業

- 1 文化協会については、合併時に統合するよう働きかける。
- 2 文化祭・音楽祭については、新市において速やかに再編する。
- 3 指定文化財については、次のとおりとする。
 - (1) 二宮町の指定文化財については、合併時に新市に引き継ぐ。

- (2) 新規文化財の指定については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- (3) 指定文化財の保存修理については、合併時に真岡市の制度に統一する。

4 文化施設については、次のとおりとする。

- (1) 真岡市民会館の管理運営については、現行のとおりとし、二宮町民会館については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。
- (2) 二宮尊徳資料館の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

社会体育事業

- 1 社会体育関係団体については、次のとおりとする。
 - (1) 体育協会については、合併時に統合するよう働きかける。
 - (2) スポーツ少年団については、合併時に統合するよう働きかける。
- 2 スポーツ大会等については、合併時までに真岡市の制度を基準に調整する。
- 3 スポーツ振興については、次のとおりとする。
 - (1) 体育指導委員会については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。
 - (2) 少年スポーツ指導員については、合併時に真岡市の制度を基準に統合する。
- 4 学校開放事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 社会体育施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 6 運動公園建設準備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

その他の事業

- 1 総合計画については、合併後速やかに策定する。
- 2 行政改革大綱については、合併時に真岡市の大綱に統一する。
- 3 情報公開制度については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 4 個人情報保護制度については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 入札制度については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 6 投票区及び投票所については、現行のとおりとする。
ただし、期日前投票所については、合併時までに調整する

新市基本計画

合併市町村基本計画は、別添「新市基本計画」に定めるとおりとする。

真岡市 二宮町

新市基本計画



平成20年7月
真岡市・二宮町合併協議会

目 次

I	序論	1
1	合併の背景と必要性	1
2	合併の目的	2
3	合併の課題への対応	3
4	新市基本計画策定の方針	4
5	新市基本計画の位置づけ	5
6	新市まちづくりの基本姿勢	6
II	新市の概況	7
1	新市の現況	7
2	産業	9
3	行財政状況	12
III	新市の人口・世帯の見通し	13
1	人口	13
2	世帯	13
IV	新市の基本方針	15
1	新市の将来都市像	15
2	新市まちづくりの基本方針	16
3	新市の土地利用	18
4	新市の政策の大綱	21
V	新市のまちづくり	24
1	政策の体系	24
2	施策の展開	25
VI	新市における栃木県事業の推進	39
1	栃木県の役割	39
2	新市における栃木県事業	39
VII	公共施設の適正配置	41
VIII	財政計画	42
1	前提条件	42
2	歳入	42
3	歳出	43
4	財政計画（試算）	45

I 序 論

1 合併の背景と必要性

(1) 日常生活圏の拡大

交通、情報通信手段の発達により、通勤・通学・買物をはじめ、文化スポーツ活動等、住民の日常生活の行動範囲や、企業における経済圏は、従来の行政区域を越えて広域化しています。

こうした日常生活圏・経済圏の拡大に対応した行政体制の充実が求められています。

(2) 地方分権社会の進展

地方分権時代を迎え、これからの市町村は、自らの責任と判断で地域の特性を十分に活かし、主体的に行政を進めていくことが必要になります。国から県へ、県から市町村へと事務や権限が移譲されていますが、住民生活に密着したより多くの権限移譲に対応するため、行政体制や財政基盤を充実強化し、自治体としての政策形成能力を高めることが求められています。

(3) 少子高齢社会の進行

現在、わが国では、出生率の低下や平均寿命の伸長に伴い、これまでの予想を上回るスピードで少子化、高齢化が進行しており、本格的な少子高齢社会が到来しようとしています。

このような少子高齢化の急速な進行は、社会経済のあり方に大きな影響を及ぼし、特に、保健・医療・福祉といった分野での行政の役割や負担がますます大きくなることが予想されます。このため、それらに対応した行財政力の強化や、専門的で高度なサービスを安定的に提供できる体制づくりが急務となっています。

(4) 国・地方における厳しい財政状況への対応

国と地方を合わせた長期債務が、平成19年度末には約773兆円に達することが見込まれる等、わが国の財政は危機的状況にあるといわれています。そうした中、国では、国庫補助金等の削減や税源移譲、地方交付税の見直しを一体的に推進する「三位一体改革」と、これに続く「歳出・歳入一体改革」が行われ、地方自治体を取り巻く環境は一層厳しくなっています。

このような状況の中、様々な地域の問題を解決し個性ある魅力的な地域づくりを進めていくためには、行財政基盤を強化し、一層の行財政の効率化や改革の推進が求められています。

2 合併の目的

(1) 行財政運営の効率化

- ・ 合併により、財政規模が拡大し、これまで以上に弾力的な財政運営や資金運用が可能となります。
- ・ 町長等の特別職や議会議員、必ず置かなければならない行政委員会等委員の総数も減少するなど、経費の削減が可能となります。
- ・ 一般職の職員についても、行政組織の再編により段階的に削減され、経費の削減が可能となります。
- ・ 電算等の運営経費は、システムの統合が図られ、基本的な保守管理の経費の削減が期待できるなど、合併によるスケールメリットにより、経常的経費等の削減効果が見込まれます。

(2) 住民の利便性の向上

- ・ 通勤・通学や買い物等の住民の生活行動は、現在の行政区域を越えている状況にあり、両市町間での行き来も多い状況にあります。
合併により利用可能な窓口が増加するとともに、文化や福祉、スポーツ等の公共施設の相互利用が可能となり、利便性が図れます。

(3) 広域的な観点に立ったまちづくり

- ・ 両市町は、地理的近接性、地形的一体性から、経済・文化・生活の面で強い共通性と結びつきをもっております。
これまでも、真岡・二宮地区清掃事務組合等において、共同事務処理を行っていたものが、合併により、一層地域の一体的な取り組みが可能となります。
- ・ 観光面では、両市町それぞれが有する豊かな自然環境や各種の特産物、文化資源、歴史遺産・観光資源等を活かして、広域的な観光ネットワークを一層強化することが可能となります。
- ・ 土地利用、道路、上下水道やその他公共施設の整備等、様々な事業の展開において、広域的観点から、より効率的、効果的に実施することが可能となります。
- ・ 環境問題では、広域的な視点による取り組みにより、公害に対する規制や地球温暖化防止対策等を一体的に実施することが可能となります。



(4) 行政体制の充実強化

- ・総務、企画等の管理部門については、これまでの両市町の組織を一元化することにより効率化が図られます。
- ・複雑・多様化する住民ニーズや、地方分権により権限移譲された事務に対応する部門等については、相対的に人材の適正配置が可能となり、個性ある多様な施策の展開が可能となります。

3 合併の課題への対応

(1) 中心部だけがよくなって、周辺地域はさびれないか

合併に向けて、地域住民のみなさまの意見を反映させ、新市としての一体性の確保と、均衡ある発展に配慮し、地域のバランスを十分勘案し、地域の個性と機能に応じた施策の展開を図っていきます。

(2) 住民の声が届きにくくならないか

地域ごとに座談会等を開催するほか、市長への手紙・メール、各地区の公民館等を活用するなど、地域住民のみなさまの声を反映させる体制を充実させていきます。

また、合併を契機に、住民との協働によるまちづくりを今まで以上に強化し、住民と行政が一体となり「みんなでつくるまちづくり」を推進していきます。



(3) サービスが低下するのではないか

行政サービスについては、現状の水準を維持することを基本とします。なお、合併後は旧二宮町役場を活用し、窓口サービスをはじめとする住民サービスの維持、向上や、地域住民のみなさまの様々な活動に対する支援を継続的に実施していきます。

(4) 地域の歴史、文化、伝統などが失われないか

合併を契機に、新市としての新たな個性やコミュニケーションが生まれ、新たなイメージアップが図れるよう両市町に育まれてきた歴史、文化、伝統を活かしたまちづくりを推進していきます。

4 新市基本計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

新市基本計画（以下「本計画」という。）は、「市町村の合併の特例等に関する法律」第6条に基づき、真岡市と二宮町が合併を通じて新しいまちづくりを進めていくための基本方針を定めます。また、基本方針を実現するための主要施策等を展開することにより、合併後の新市の速やかな一体化を促進するとともに、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を目指すものです。

(2) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための基本方針、その基本方針を実現するための主要施策、公共施設の適正配置及び財政計画を中心に構成します。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、合併年度及びこれに続く10ヵ年度について定めるものとします。
平成20年度(2008年度)～平成30年度(2018年度)

(4) 計画策定の指針

新市の行財政運営の基本方針を定めるにあたっては、将来を見据えた長期的な視野に立つものとします。

また、公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないように十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら計画に反映するものとします。

さらに、財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるように十分留意して策定するものとします。



5 新市基本計画の位置づけ

本計画は、計画策定の方針を踏まえ、以下のような位置づけのもとに策定したものです。

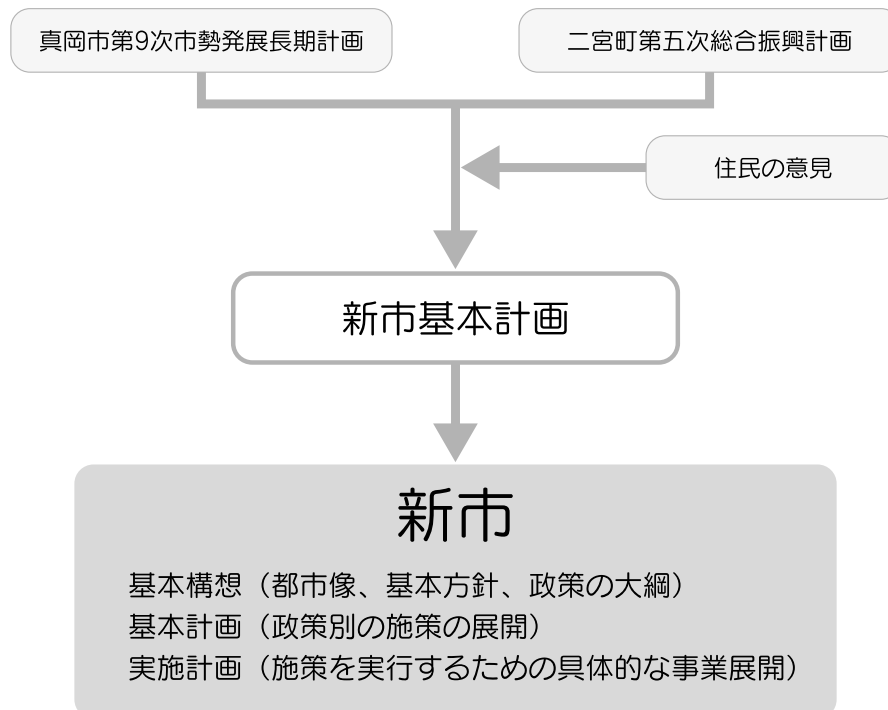
(1) 既存計画との関係

本計画は、両市町のまちづくりの指針として最上位の計画である真岡市第9次市勢発展長期計画と、二宮町第五次総合振興計画を基本とし、真岡市・二宮町合併協議会において、現況や課題を整理し、新市の進むべき方向性を示したものです。

(2) 新市の基本構想や基本計画等との関係

本計画は、真岡市と二宮町が合併を通して、新しいまちづくりを進めていくための基本方針を定めたものです。

具体的な計画の方向性や施策、事業等については、新市において策定する基本構想や基本計画、実施計画等に詳細かつ具体的に位置づけ、合併後における新市の一体化の促進、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上について、着実な推進を目指すものです。



6 新市まちづくりの基本姿勢

(1) 地域の個性と魅力を融合したまちづくり

それぞれの地域には、それぞれの歴史や文化、恵まれた自然環境があります。これらの地域資源を有効に活用したまちづくりの実績があります。

新市においては、地域の資源や地域の独自性を尊重しながら、積み重ねられたまちづくりの実績を融合し、将来に夢と希望が広がるまちづくりを進めます。



桜町陣屋跡

(2) 地域の特性を踏まえた活力あるまちづくり

それぞれの地域には、首都圏の都市開発区域に位置する有利な立地条件のもと順調に発展を遂げた真岡工業団地や、日本一の生産量を誇る二宮町のいちごに代表される農業など、地域で培ってきた産業活動があります。産業の育成では、地理的に有利なアクセスを活かし、地域産業の活性化を促進するとともに、農業や工業、商業、観光などの連携強化により、地域全体の持続的発展が遂げられるまちづくりを推進します。



真岡木綿会館



北関東自動車道と工業団地

(3) 地域の存在感を高めるまちづくり

これまでの歴史や経済・日常の生活、通勤や通学など、つながりの深い真岡市と二宮町が一体となることで、広域的なまちづくりや効果的な行財政運営が可能となります。生活圏を一つにする地域が合併することは、本来その地域が潜在的に持っている力を引き出すことにもつながります。

広域的なまちづくりにより、地域としての存在感を高め、県東地域の中心都市としてふさわしいまちづくりの推進に努めます。



いちご

(4) 住民主体のまちづくり

それぞれの地域には、これまで地域を支えてきた住民の活動があり、エネルギーがあります。地域住民と行政との協働により、住民の意思や自主性が尊重される住民主体のまちづくりを進めます。

Ⅱ 新市の概況

1 新市の現況

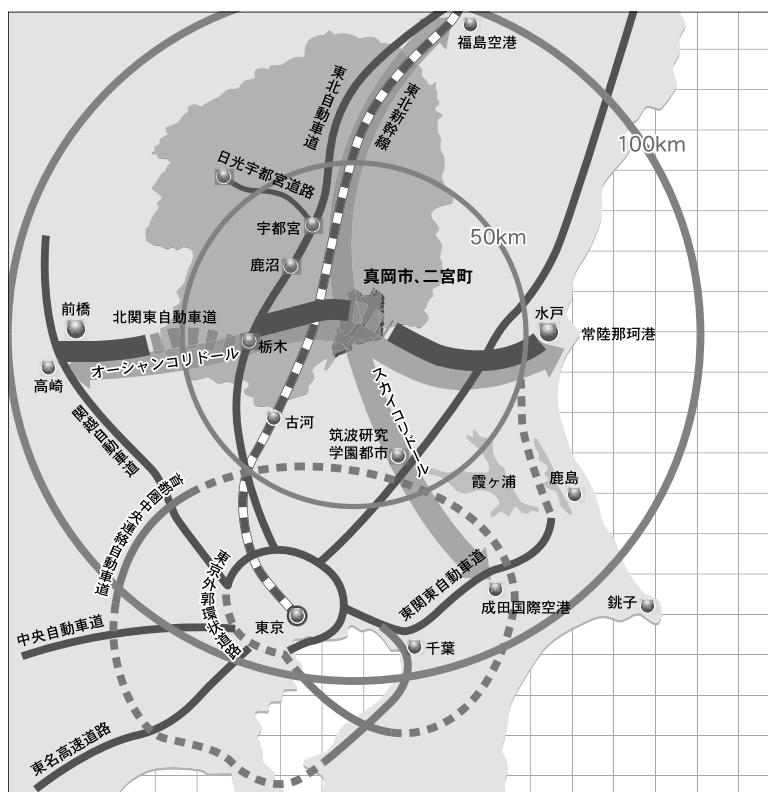
(1) 位置と地勢

新市は、面積が167.21km²、首都から約90kmの圏内にあり、栃木県の南東部に位置しています。福島空港～宇都宮テクノポリス～筑波研究学園都市～成田国際空港を幹線軸とする「スカイコリドル」と、日本海と太平洋をつなぎ、新しい海外への玄関口の常陸那珂港へ至る北関東自動車道「オーシャンコリドル」のクロスポイントにあり、大いなる発展が期待される地域です。

地勢的には、関東平野の北端に位置し全域的に平坦な地形で、東部は八溝山系、西部は鬼怒川、南部は茨城県、北部は宇都宮市に接しており、鬼怒川、五行川、小貝川の豊かな水によって穀倉地帯を形成しています。

*コリドルについて

栃木県では、交通基盤等を軸に、人、物、情報、技術、産業、文化などが活発に交流し、これらを通して有機的な連携が図られる地域の連なりを“コリドル”と呼び、そのネットワークの形成を進めています。



主な地域指標

市町名	人口	面積	人口密度	世帯数	産業別就業人口（人）			
	（人）	（km ² ）	（人/km ² ）	（世帯）	第1次	第2次	第3次	計
真岡市	66,362	111.76	593.8	22,130	2,953	14,415	17,355	34,723
二宮町	16,640	55.45	300.1	4,776	2,185	3,224	3,626	9,035
新 市	83,002	167.21	496.4	26,906	5,138	17,639	20,981	43,758

平成17年国勢調査他

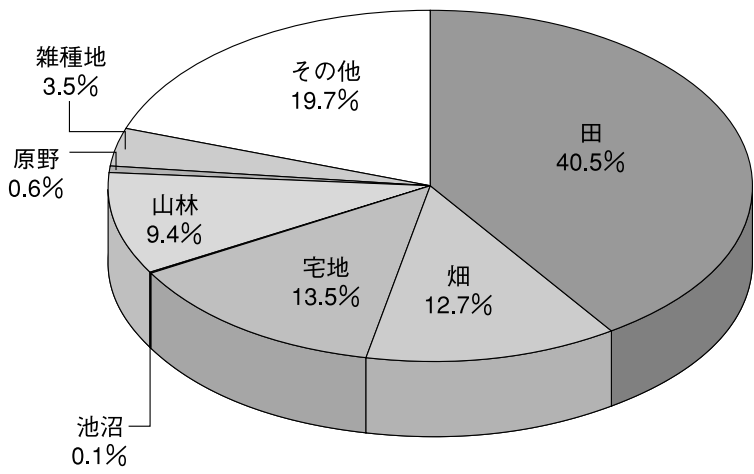
土地利用状況

平成19年1月1日 単位：km²

市町名	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
	構成比								
真岡市	111.76	44.38	12.80	17.98	0.16	10.59	0.10	3.47	22.28
	100.0	39.7	11.5	16.1	0.1	9.5	0.1	3.1	19.9
二宮町	55.45	23.43	8.47	4.56	0.01	5.10	0.86	2.39	10.63
	100.0	42.3	15.3	8.2	0.0	9.2	1.5	4.3	19.2
新 市	167.21	67.81	21.27	22.54	0.17	15.69	0.96	5.86	32.91
	100.0	40.5	12.7	13.5	0.1	9.4	0.6	3.5	19.7

平成19年芳賀地区統計書

新市の土地利用状況

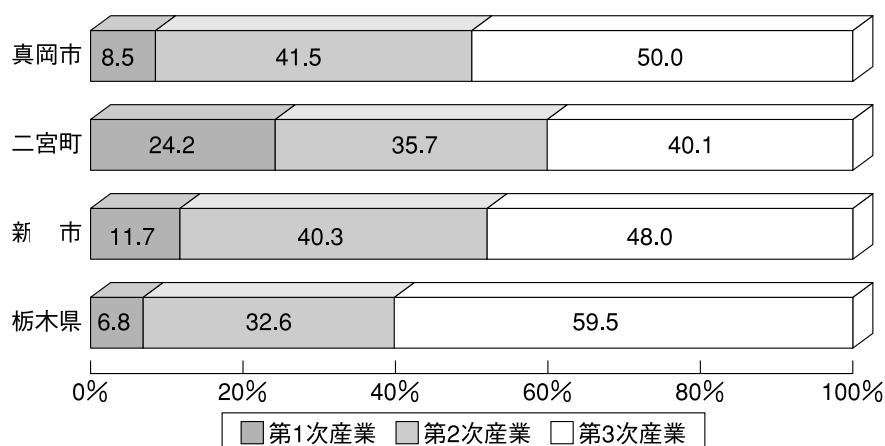


2 産業

(1) 産業構造

国勢調査によると、両市町の就業人口比率は、真岡市で第2次、第3次産業が高く、二宮町では第1次産業の比率が高くなっています。新市の比率を栃木県全体と比較すると、第1次、第2次産業が高くなっています。

新市の就業人口比率



平成17年国勢調査

(2) 農業

農林業センサスによると、新市における平成17年の販売農家数は4,063戸、専業農家数は689戸、兼業農家数は3,374戸です。農業産出額は225億円となっています。

新市の販売農家数、専業農家数、兼業農家数、農業産出額

市町名	販売農家数 (戸)	専業農家数 (戸)	兼業農家数 (戸)	農業産出額 (億円)
真岡市	2,621	390	2,231	112
二宮町	1,442	299	1,143	113
新市	4,063	689	3,374	225

2005年農林業センサス、平成17年農業産出額

(3) 工業

工業統計調査によると、新市における平成17年の事業所数は235事業所、従業員数15,330人で、製造品出荷額等は約6,666億円です。

新市の事業所数、従業員数、製造品出荷額等

市町名	事業所数 (事業所)	従業員数 (人)	製造品出荷額等 (億円)
真岡市	166	13,741	6,091
二宮町	69	1,589	575
新 市	235	15,330	6,666

平成17年工業統計調査

(4) 商業

商業統計調査によると、新市の平成16年の商店数は1,000事業所、従業員数は6,117人、年間販売額は約1,290億円です。

新市の商店数、従業員数、年間販売額

市町名	商店数 (事業所)	従業員数 (人)	年間販売額 (億円)
真岡市	816	5,362	1,130
二宮町	184	755	160
新 市	1,000	6,117	1,290

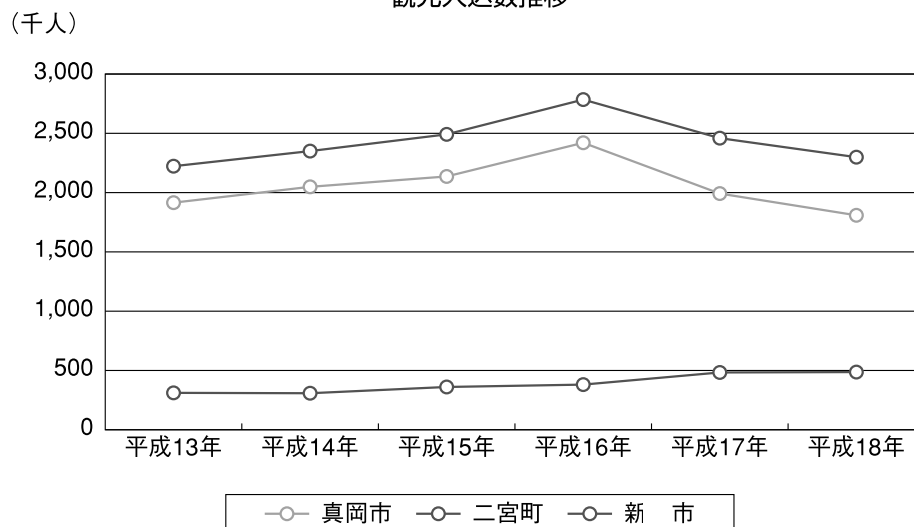
平成16年商業統計調査

(5) 観光

栃木県調査によると、新市の平成18年の観光入込数は約230万人です。平成13年の観光入込数約224万人からは、約6万人増加しています。

新市の観光入込数

観光入込数推移



資料：栃木県調査

産業の各指標と県内での水準

区 分		単位	新市	栃木県	栃木県に占める新市の割合	栃木県における新市の順位	出典
人 口		人	83,002	2,016,631	4.1%	8 位	平成17年国勢調査
農業	販売農家数	戸	4,063	56,016	7.3%	1 位	2005年 農林業センサス 平成17年農業産出額
	農業産出額	億円	225	2,741	8.2%	3 位	
工業	事 業 所 数	事業所	235	5,863	4.0%	8 位	平成17年 工業統計調査
	従 業 員 数	人	15,330	207,732	7.4%	4 位	
	製造品出荷額等	億円	6,666	83,521	8.0%	4 位	
商業	商 店 数	事業所	1,000	25,752	3.9%	7 位	平成16年 商業統計調査
	従 業 員 数	人	6,117	165,252	3.7%	7 位	
	年間販売額	億円	1,290	54,724	2.4%	7 位	
観光	観光入込数	万人	230	7,706	3.0%	11位	平成18年栃木県調査

3 行財政状況

行財政の状況は、両市町の行財政指標に示すとおり、議員総数は35人、職員総数は561人となっています。また、平成18年度普通会計決算状況の両市町計では、歳入総額が約286億円、歳出総額は約264億円となっており、地方債残高は約260億円となっています。

実質公債費比率は、真岡市が16.5%、二宮町が11.8%です。経常収支比率は、真岡市が75.8%、二宮町が82.6%で、財政力指数は、真岡市が1.171、二宮町が0.540です。

両市町の行財政の指標

区分	真岡市	二宮町	合計	備考
議員数（人）	22	13	35	平成19年6月1日現在
職員数（人）	422	139	561	平成19年4月1日現在 （全職員数）
歳入総額（千円）	23,428,669	5,163,953	28,592,622	平成18年地方財政状況調査 （合計値は普通会計単純合算）
歳出総額（千円）	21,602,550	4,796,355	26,398,905	平成18年地方財政状況調査 （合計値は普通会計単純合算）
地方債残高（千円）	20,553,702	5,476,725	26,030,427	平成18年地方財政状況調査 （合計値は普通会計単純合算）
実質公債費比率（%）	16.5	11.8	15.5	平成18年地方財政状況調査 （合計値は普通会計単純合算により試算）
経常収支比率（%）	75.8	82.6	77.2	平成18年地方財政状況調査 （合計値は普通会計単純合算により試算）
財政力指数	1.171	0.540	1.054	合計値は平成19年度の基準財政需要額及び収入額を一本算定により試算

＊実質公債費比率：公営企業債や一部事務組合等の地方債に充てたと認められるものを含めた実質的な公債費に費やした地方税、普通交付税等一般財源の額が、標準財政規模に占める割合を表すもの。18%以上の団体は、地方債の発行に許可を要し、25%以上の団体は、起債の制限を受ける。

＊経常収支比率：経常的経費（人件費、扶助費、公債費等）に充当された経常一般財源（地方税、普通交付税等）の額が、経常一般財源総額に占める割合を表すもの。通常、80%を著しく超える地方自治体は財源構造が硬直化しているといわれ、経常的経費の抑制に努める必要がある。

＊財政力指数：自治体の財政力を判断する指標。地方交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除したもので、数値が高いほど財政力が高いと見られ、1を超えるとその年度の普通交付税が不交付となる。

Ⅲ 新市の人口・世帯の見通し

1 人口

(1) 人口

新市の人口は、工業団地の開発等により、平成27年までは増加傾向にありますが、以降は減少傾向となり、平成30年の人口は、85,200人と想定されます。

(2) 年齢別人口

出生率の低下と平均寿命の伸長により、老年人口の増加が顕著となり、平成30年には20,200人と、構成比でも23.7%を占めることが想定されます。

年少人口、生産年齢人口については、平成30年には、それぞれ11,500人、53,500人になるものと想定されます。

(3) 就業人口

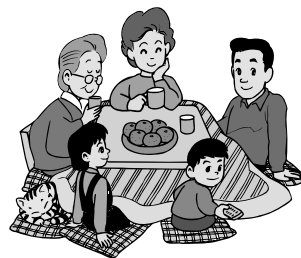
就業人口については、女性の社会進出や高齢者の就業増加等が見込まれるものの、生産年齢人口と同様に、平成22年までは増加傾向にありますが、以降は減少傾向で推移するものと想定されます。

このうち、第1次産業就業人口、第2次産業就業人口については、平成30年には、それぞれ3,600人、15,200人に減少するものと想定されます。

また、第3次産業就業人口については、23,600人に増加するものと想定されます。

2 世帯

世帯数については、核家族や単身世帯等の増加による世帯人員の減少により、平成30年には、32,200世帯に達し、1世帯当たり人員は平成17年の3.08人から平成30年には2.65人に低下することが想定されます。



新市の人口・世帯の見通し

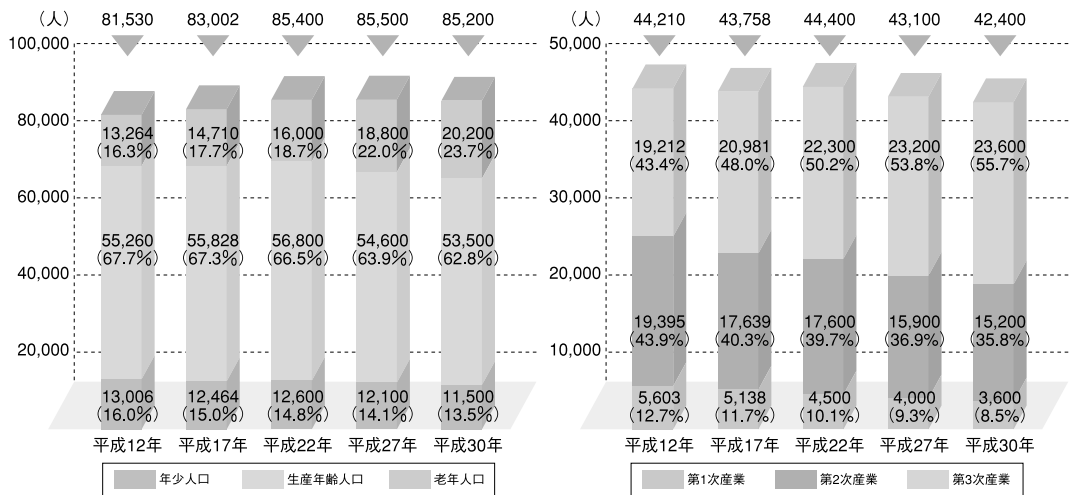
単位：人、%、世帯

区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年
総 人 口		81,530	83,002	85,400	85,500	85,200
年 齢 別 人 口	年少人口（0～14歳）	13,006	12,464	12,600	12,100	11,500
	割 合	16.0%	15.0%	14.8%	14.1%	13.5%
	生産年齢人口（15～64歳）	55,260	55,828	56,800	54,600	53,500
	割 合	67.7%	67.3%	66.5%	63.9%	62.8%
	老年人口（65歳以上）	13,264	14,710	16,000	18,800	20,200
	割 合	16.3%	17.7%	18.7%	22.0%	23.7%
世 帯 数		24,986	26,906	29,300	31,100	32,200
1 世 帯 当 た り 人 員		3.26	3.08	2.91	2.75	2.65
就 業 人 口		44,210	43,758	44,400	43,100	42,400
就 業 率		54.2%	52.7%	52.0%	50.4%	49.8%
産 業 別	第1次産業就業人口	5,603	5,138	4,500	4,000	3,600
	割 合	12.7%	11.7%	10.1%	9.3%	8.5%
	第2次産業就業人口	19,395	17,639	17,600	15,900	15,200
	割 合	43.9%	40.3%	39.7%	36.9%	35.8%
	第3次産業就業人口	19,212	20,981	22,300	23,200	23,600
	割 合	43.4%	48.0%	50.2%	53.8%	55.7%

Ⅲ 新市の人口・世帯の見通し

年齢別人口

産業別就業人口



*平成12年と平成17年については国勢調査。
*平成22年からは推計値。人口の将来見通しについては、平成7年から平成17年の国勢調査をもとに、開発人口を含め、センサス変化率法で推計しました。また、1世帯当たり人数、就業率、産業別就業割合は平成7年から平成17年のトレンド法により推計しました。

IV 新市の基本方針

1 新市の将来都市像

だれもが できるまち 真岡

～人・自然・産業が調和する安らぎと潤いの交流都市～

新市は、栃木県の南東部に位置し、首都から約90kmの圏内にあり、北関東自動車道や国道408号鬼怒テクノ通り、国・県道等の幹線道路網の整備が進む地域であり、宇都宮市をはじめとした県内や、県外への広域的な交通条件に恵まれています。また、八溝山系や鬼怒川、小貝川、五行川等、自然環境と水に恵まれた美しい景観を有する地域です。

このような立地条件も踏まえ、新市の将来都市像を「だれもが“ほっと”できるまち真岡 ～人・自然・産業が調和する安らぎと潤いの交流都市～」とします。

この将来都市像は、新市まちづくりの基本姿勢に基づき、真岡市の産業活力と計画的な都市づくり、二宮町のいちごに代表される農業と豊かな自然を活かしたまちづくりを踏まえて、両市町が先進的に輝いてきたまちづくりを融合することにより、人、自然、産業が調和する都市を目指し、「真岡に生まれ、育ち、学び、働き、本当に住んでよかった、移り住んでよかった」と実感できる安らぎと潤いに満ちた新真岡市の実現を目指していくものです。

2 新市まちづくりの基本方針

(1) 健康と福祉のまちづくり

新市の主要指標をみると、着実に少子高齢化が進行します。また、全国的な人口減少、高齢化といった社会潮流の中で、すべての市民が健やかで、安心して生き生きと生活を営むことができる、暮らしやすい社会にしていくな必要があります。

そのために、福祉施設の機能充実や、子育て支援、医療体制の充実、多様な健康福祉サービスの体制整備等を推進していきます。



乳幼児検診

(2) 教育のまちづくり

新市が活力ある地域であるためには、豊かな感性を持ち、個性に富んだ次の時代を担う人材を育てる必要があります。また、一方で自由時間の増加や社会の成熟化に伴い、心の豊かさや生きがいを求めるための学習ニーズが高まっています。

そのために、家庭、地域、学校が一体となって子どもを育てる環境や生涯学習環境を整えていきます。さらに、子どもたちが生き生きとして未来に夢を描けるまちを目指し、一人ひとりの個性と創造力を伸ばす教育を推進していきます。



自然教育センターで老人ボランティアの方と凧づくりをする子どもたち

(3) 産業の振興による活力に満ちたまちづくり

両市町は、優良企業の誘致や特色ある農業等により発展してきました。今後も、農業や工業、商業等がバランスよく発展し、人が集まり活力あるまちとするために、道路交通網を活かした計画的な企業誘致や観光ネットワークの構築等により、各地域、各産業の特色を活かしながら、産業の活性化を一層促進していきます。



真岡第2工業団地

(4) 安全・安心のまちづくり

安全で安心できる地域にしていくことは、市民生活にとって基本となるものです。そこで、市民との連携のもと、災害に強いまちづくりや交通安全対策、防犯対策を推進し、安全で安心して生活できる環境づくりを推進していきます。



交通安全週間

(5) 人と自然が共生する環境都市づくり

地球規模での温暖化、日常生活や産業活動による廃棄物の処理問題等、環境問題は深刻化しています。両市町は豊かな自然の恵みのもと栄えてきました。この豊かな自然環境を守り育て、次の世代に引き継いでいくことは大きな責務です。

そのために、環境への負荷の少ない循環型社会の構築や、計画的な土地利用を推進し、豊かな自然環境と共生して、人、自然、産業が調和する環境都市として、未来にわたり持続的発展が可能となるまちづくりを推進していきます。



もおか環境パートナーシップ会議による
環境保全活動

IV
新市の
基本方針

(6) 市民と協働のまちづくり

今後、多様化する市民ニーズに対応するためには、市民の意見がまちづくりに反映され、市民が主体的にまちづくりへの参加ができる体制を築く必要があります。

そのために、市民、各種団体、企業等と情報を共有しながら、相互に理解を深めそれぞれの得意分野を活かせるまちづくりを協働して進めていくとともに、その支援体制を整えていきます。



市民活動推進センター「コラボレも
おか」での市民活動

3 新市の土地利用

人、自然、産業が調和する都市を目指し、新市の均衡ある発展を図るため、地域の地形的及び文化・産業的な要因を重視しながら、新市全体が調和のとれたまちとなるような整備を進めます。

(1) ゾーン整備の方向性

◆ 市街地ゾーン

- ・現在の真岡市中心市街地、二宮町中心市街地を都市核と位置づけ、行政、保健・医療・福祉、教育・文化、産業等の多様な都市機能を分担し、集積します。

◆ 田園・農村ゾーン

- ・首都圏に位置する地理的優位性を活かして、施設園芸等、消費者ニーズに対応した農業の展開を図るとともに、優良農地の保全、農地の基盤整備を促進します。
- ・良好な生活環境の整備に努め、自然と共生する美しい田園風景を活かした農村景観の保全を図り、やすらぎと充足の田園・農村ゾーンの形成を推進します。

◆ 産業集積ゾーン

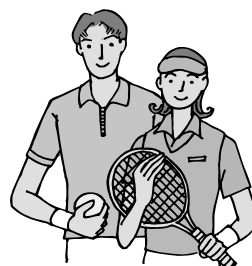
- ・真岡インターチェンジ周辺地区や工業団地等の整備・充実を図り、高度技術産業等の優良企業の誘致を推進します。

◆ 観光交流ゾーン

- ・真岡井頭温泉、チャットパレス、桜町陣屋跡、専修寺、SL列車の運行等の地域資源を観光交流の拠点として充実を図ります。
- ・観光交流の拠点を中心に、真岡木綿会館や日本一のいちごなど、多様な地域資源を有効利用した観光ネットワークの形成に努めます。

◆ スポーツ交流ゾーン

- ・真岡市東運動場を含む総合運動公園と二宮町運動公園をスポーツや交流の拠点と位置づけ、市民の多様なスポーツ活動や幅広い交流の場として活用し、スポーツを楽しむ人はもちろん、市民すべての人々が心身ともにリフレッシュできる環境の整備を推進します。



◆ 清流ゾーン

- ・地域に住む人や訪れる人が、自然とふれあい、心身ともに安らぎを感じられる清流ゾーンの形成に努めます。

◆ 森林ゾーン

- ・豊かな緑に囲まれた快適な住環境を創出するとともに、環境・景観的にも新市における貴重な財産として、森林環境の保全を推進します。

(2) 軸（鉄道・道路等）整備の方向性

◆ 広域交流軸

- ・北関東自動車道等による太平洋と日本海とに連なる広域的な連携・交流に資する軸の形成を図ります。
- ・常総宇都宮東部連絡道路（国道294号や国道408号鬼怒テクノ通り）等による成田国際空港と福島空港を介した、世界の国々との産業、文化、観光等の交流に資する軸の形成を図ります。
- ・真岡鐵道とJR水戸線、つくばエクスプレスや関東鐵道常総線と連携を強化するとともに、真岡鐵道の利便性を確保し、多様な交流に資する軸の形成を図ります。



北関東自動車道真岡ICと国道408号鬼怒テクノ通り

新市の土地利用イメージ図



4 新市の政策の大綱

『だれもが“ほっと”できるまち真岡 ～人・自然・産業が調和する安らぎと潤いの交流都市～』という新市の将来都市像の実現に向け、次の政策の大綱を設定し、市民の参加と協力のもとに、総合的かつ計画的なまちづくりを図ります。

また、新市のまちづくりの基本方針である「健康と福祉のまちづくり」、「教育のまちづくり」、「産業の振興による活力に満ちたまちづくり」、「安全・安心のまちづくり」、「人と自然が共生する環境都市づくり」、「市民と協働のまちづくり」を踏まえるとともに、両市町のまちづくりの基本となる市勢発展長期計画や総合振興計画の方向性を基本として政策の大綱を定めます。

(1) 暮らしやすさが実感できるまちづくり（基礎的条件の整備）

子どもから高齢者まで、すべての市民一人ひとりが、豊かな自然と快適な暮らしを実感できるよう、自然環境に配慮し、都市基盤の整備と充実に努めます。

このため、計画的な土地利用や良好な市街地の形成を図るとともに、だれもが安全・安心に暮らせるまちづくりに努めます。

また、新市としての一体性の強化や、周辺地域とのネットワークの強化を促進し、新市の拠点性を高める幹線道路網と生活道路の整備を図るとともに、地域間の均衡ある発展、活力ある地域づくりに寄与した道路整備を図ります。

さらに、市民生活や地域間交流、広域交流等の基盤となる公共交通体系の整備や高度情報化社会に対応した情報通信基盤の整備を推進します。

(2) 学びと歴史・文化が豊かな心を育むまちづくり（教育・文化の振興）

新市は、市民のだれもが心豊かで生きがいを持って暮らすために、自ら学ぶことのできる学習環境の整備を図るとともに、次代を担う人材の育成を図り、創造性豊かな人づくりを推進します。

また、将来を担う子どもたちの生きる力を育むために、一人ひとりの持つ能力や個性を最大限に伸ばす教育環境の充実強化に努めます。

さらに、市民が誇りにしている伝統的な歴史・文化の継承や芸術文化の振興を図り、市内外の来訪者に歴史・文化に触れる機会を提供することにより、地域間交流を一層促進するとともに、あらゆる活動に男女が等しく参画する男女共同参画社会の形成を目指します。

(3) 思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり（市民福祉の推進）

少子高齢社会の進展や価値観の多様化により、福祉環境は大きく変化しており、市民が健康で互いに助け合い、だれもが安心して暮らすことのできる環境づくりが重要となっています。

そこで、新市は、すべての市民が健康で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、保健・医療・福祉の連携の充実強化や、市民がともに支え合う地域づくりの推進に努めます。

また、新時代を担う子どもたちが健やかに育つことができ、高齢者が生きがいをもち、だれもが住み慣れた地域社会の中で、将来に希望を持って暮らすことができるまちづくりを目指します。

(4) 自然と潤いがある安全快適なまちづくり（生活環境の整備）

豊かな自然と共生しながら、潤いのある生活環境の中で安心して暮らすことができるよう、地域が持つ自然資源を有効に活用しながら、快適な住環境づくりを進めます。

また、循環型社会の形成に向け、廃棄物の減量化・資源化の促進による環境負荷の低減や、環境保全・環境美化活動等の充実強化を図ります。

さらに、市民との連携のもと、あらゆる災害に強いまちづくりや、交通安全対策、防犯対策のさらなる推進、救急救助・救急医療の充実強化を図り、安全で安心して生活できる環境づくりに努めます。

(5) 地域と産業が調和する活力あるまちづくり（産業の振興）

新市は、農業、商業、工業、観光等、各種産業のバランスのとれた発展を図るとともに、首都圏に位置する地理的優位性や物流の基幹となる北関東自動車道や常総宇都宮東部連絡道路等を十分活かした産業基盤の整備等、諸施策の推進を図り、県東地域の中心都市として活力と賑わいのあるまちづくりを進めます。

また、商工業の振興や既存中心市街地の活性化を推進する一方、工業団地への優良企業の誘致等雇用の創出や勤労者福祉の充実に努めます。

農業においては、食の安全に対する関心の高まりや産地間競争が激しくなっています。新市となっても、日本一の生産量、販売額を誇るいちごなど、地域の特性を活かし継続的な発展が遂げられるよう諸施策の推進を図ります。

一方、年間200万人を超す交流人口を有する観光資源を有効に活かし、農業や観光を中心とした各産業間の連携の促進、地域が有する自然・歴史・観光資源等のネットワーク化やイベント等の開催とPRの強化に努めます。

(6) 市民の知恵と夢で拓くみんなのまちづくり（市民参加の推進）

市民の一人ひとりが、誇りを持って、地域活動や交流事業に積極的に参画するケースがますます多くなっていることから、まちづくりの主役である市民の積極的な社会参加活動の支援体制を強化した市民主体のまちづくりを推進します。

また、地域に開かれた市民参画による行政運営を一層進める必要があります。そのために、広報紙、インターネットホームページをはじめ、様々な媒体で行政についての広報活動を行うとともに、懇談会や市民アンケートの実施等を通じて、きめ細かい広聴活動に努め施策に反映していきます。

(7) 効率的で市民にわかりやすいまちづくり（計画推進の方策）

少子高齢化の進展等により、国や地方の財政は今後ますます厳しくなり、新市においても厳しい財政運営が予想されます。

そこで、行政改革を着実に進めるとともに、行政評価システムの活用等により事業の重点化を図りながら、簡素で、市民にとってわかりやすく、しかも利用しやすい組織機構による行政運営に努めます。

また、限られた財源で最大の効果をあげるために、経費の徹底した節減や税収の確保に努めるとともに、財政の中長期的な見通しを立て、財源の計画的で重点的な配分を行い、財政の健全化に努めます。



V 新市のまちづくり

1 政策の体系

V 新市のまちづくり

だれもが
ほっとできるまち
真岡

人・自然・産業が調和する安らぎと潤いの交流都市

将来都市像

基本方針

政策

施策

健康と福祉の
まちづくり暮らしやすさが
実感できる
まちづくり

- ◎ 計画的な土地利用
- ◎ 良好な市街地の形成
- ◎ バリアフリーのまちづくり
- ◎ 河川の総合的環境整備の推進
- ◎ 道路ネットワークの整備
- ◎ 公共交通ネットワークの整備
- ◎ 地域情報化の推進

教育の
まちづくり学びと歴史・文化が
豊かな心を育む
まちづくり

- ◎ 生涯学習の推進
- ◎ 小・中学校の教育の充実
- ◎ 青少年の健全育成
- ◎ 生涯スポーツ・レクリエーションの振興
- ◎ 文化財の保護と継承
- ◎ 国際交流の推進
- ◎ 男女共同参画社会の実現

産業の
振興による
活力に満ちた
まちづくり思いやりと
安心に満ちた
みんな元気な
まちづくり

- ◎ 市民主体の地域福祉の推進
- ◎ 子育て支援の充実
- ◎ 障がい者の自立と社会参加の支援
- ◎ 生活保護世帯の自立助長
- ◎ 高齢者の自立と社会参加の支援
- ◎ 健康づくりと適切な医療の確保

安全・安心の
まちづくり自然と潤いがある
安全快適なまちづくり

- ◎ 水道事業の推進
- ◎ 下水道事業の推進
- ◎ 廃棄物の抑制と適切な処理
- ◎ 自然環境の保全と保護
- ◎ 良好な生活環境の保全
- ◎ 良好な環境づくりの推進
- ◎ 良好な住まいの供給と促進
- ◎ 消防・防災対策の充実強化
- ◎ 救急救助・救急医療の充実強化
- ◎ 交通安全の推進
- ◎ 防犯対策の推進

人と自然が
共生する
環境都市づくり地域と産業が調和する
活力あるまちづくり

- ◎ 農業の振興
- ◎ 商業の振興
- ◎ 工業の振興
- ◎ 観光の振興
- ◎ 雇用の促進
- ◎ 勤労者福祉の充実

市民と協働の
まちづくり市民の知恵と夢で拓く
みんなのまちづくり

- ◎ 消費者の自立と保護
- ◎ 協働によるまちづくり
- ◎ 開かれた市政の推進

効率的で市民に
わかりやすいまちづくり

- ◎ 窓口サービスの向上と事務効率化
- ◎ 組織・人材の強化
- ◎ 広域行政・地域連携の充実
- ◎ 財政の健全化

2 施策の展開

(1) 暮らしやすさが実感できるまちづくり（基礎的条件の整備）

◎計画的な土地利用

自然環境の保全を図りながら、産業の振興、快適な生活環境の確保を基本に、それぞれの目的に沿って地域を区分し、社会経済情勢の変動に対応しながら総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

◎良好な市街地の形成

だれもが快適で安全に生活ができるよう、土地区画整理事業を中心に調和のとれた街並みや街路、公園、歩行者専用道路等の整備を推進します。

◎バリアフリーのまちづくり

高齢者や障がいのある方を含むすべての市民が、安全で快適な日常生活が営め、積極的に社会参加ができるようなバリアフリーのまちづくりを推進します。

◎河川の総合的環境整備の推進

市民の安全を確保するため、効率的、効果的な河川の整備を促進し、良好な維持管理に努めるとともに、親しみのもてる水辺環境の整備に努めます。

◎道路ネットワークの整備

道路網の整備は、社会経済活動や日常生活を支える柱であり、新市の一体性の確保、均衡ある発展を実現するため、体系的な道路ネットワークの形成に努めます。特に、北関東自動車道、国道408号鬼怒テクノ通り、主要地方道栃木二宮線等の建設促進を図り、これらの道路を核とした効率的で機能的な新市発展の骨格となる道路交通体系を確立します。

◎公共交通ネットワークの整備

地域経済活性化と通勤・通学や子ども、高齢者等の交通弱者の利用を考えた公共交通網の整備を推進します。

◎地域情報化の推進

教育文化の振興や市民福祉の推進、産業の振興のため、情報通信技術への対応と活用を積極的に図るとともに、市民のだれもが、情報化に対応できるように努めます。

《新市が実施する施策》

施策名	施策の展開
計画的な土地利用	○土地利用計画の検討 ○中心市街地活性化の促進
良好な市街地の形成	○都市計画マスタープランの策定 ○土地区画整理事業の推進 ○公園の整備及び維持管理の推進
バリアフリーのまちづくり	○庁舎、道路、公園等の公共施設のバリアフリー化の推進
河川の総合的環境整備の推進	○河川の維持管理及び環境整備の促進 ○水辺環境の整備
道路ネットワークの整備	○北関東自動車道、国道408号鬼怒テクノ通り、主要地方道栃木二宮線、一般県道西田井二宮線の整備促進 ○国、県道の整備促進 ○市道、農道の整備 ○生活道路の整備 ○橋りょうの整備
公共交通ネットワークの整備	○真岡鐵道の近代化及び利用促進 ○公共交通機関のネットワーク化の推進 ○生活バス路線の維持・確保
地域情報化の推進	○地域情報化体制の整備充実 ○情報センター等施設活用の推進



(2) 学びと歴史・文化が豊かな心を育むまちづくり（教育・文化の振興）

◎生涯学習の推進

市民の多様な学習ニーズに応えるために、学習機会の充実に努めるとともに、市民の自己学習と学び合う学習の場としての生涯学習施設の整備やその推進体制を充実強化します。

◎小・中学校の教育の充実

急速に変化する社会環境の中で、時代に即応し創造性にあふれる次世代を担う子どもたちの育成を推進します。学校・家庭・地域社会の連携強化を図り、確かな学力を身につけさせるとともに、思いやりの心や豊かな情操を育み、心身ともに健康でたくましく生きる力を育成する教育を目指します。また、情報化、国際化社会に対応した小・中学校の整備や、児童生徒が安全な環境の中で、学習や生活が送れるような環境整備に努めます。

◎青少年の健全育成

家庭・学校・職場及び地域が一体となり、青少年が将来に夢と希望を持ち、豊かな感性と創造性を養いながら、たくましく成長できるような環境の整備に努めます。

◎生涯スポーツ・レクリエーションの振興

「市民ひとり1スポーツ」の定着を目指し、市民のだれもが自主的にその適性や健康状態に応じて、気軽にスポーツやレクリエーション活動に参加し、活動を継続できるよう、生涯スポーツ・レクリエーションの振興を推進します。

◎文化財の保護と継承

文化財は、郷土を理解する上で不可欠なものであると同時に、郷土を愛する心を育むための基礎となるものであり、文化財を保護・保存し後世に伝えていくとともに、歴史学習や憩いの場としての有効活用を図ります。

◎国際交流の推進

国際化が進展する中で、海外の多様な文化や価値観の理解が深められるよう国際交流を推進していくとともに、在住外国人にも暮らしやすい生活環境を整備し、世界に開かれたまちづくりを推進します。

◎男女共同参画社会の実現

男女が共に自立し対等なパートナーとして社会参画するために、性別による固定的な役割意識の解消や、男女平等の意識づくりを促進し、家庭・地域・職場において生き生きと活躍する男女共同参画社会を目指します。

《新市が実施する施策》

施策名	施策の展開
生涯学習の推進	○生涯学習推進体制の整備充実 ○生涯学習施設の整備充実 ○生涯学習活動の充実
小・中学校の教育の充実	○教育内容の充実 ○学校施設整備の充実 ○特別支援教育の推進 ○情報教育の推進 ○国際理解教育の推進 ○自然・科学教育の推進
青少年の健全育成	○地域環境づくりの推進 ○家庭教育への支援
生涯スポーツ・レクリエーションの振興	○スポーツ・レクリエーション施設の整備 ○生涯スポーツの推進
文化財の保護と継承	○文化財の保護と活用の推進 ○文化財愛護精神啓発活動の推進
国際交流の推進	○国際交流活動の促進 ○国際交流推進体制の整備 ○在住外国人が暮らしやすい環境の整備
男女共同参画社会の実現	○男女共同参画社会の推進 ○男女共同参画社会啓発活動の推進



(3) 思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり（市民福祉の推進）

◎市民主体の地域福祉の推進

すべての人々が住み慣れた地域において、生き生きと暮らせる社会を築くために地域福祉を推進し、地域福祉推進の中核的な役割を担う社会福祉協議会の支援強化、福祉ボランティアの育成等、地域住民主体の地域福祉活動を推進します。

◎子育て支援の充実

少子化が進む中で、だれもが安心して子どもを産み、育てることに喜びを感じる社会の実現とともに、次代を担う子どもたちが愛情と思いやりの心もち、健やかに育成される社会の実現に向け、子育て支援体制の整備充実を図ります。また、社会全体で子育てを支援する環境づくりに努めます。

◎障がい者の自立と社会参加の支援

障がい者が住み慣れた地域社会において、自立した生活が送れるように、障害者自立支援法に基づき、相談支援や就労支援、日常生活能力を向上させるための支援等総合的なサービスを提供し、障がいの状況や年齢等、一人ひとりの状態に応じた施策の推進に努めます。

◎生活保護世帯の自立助長

社会構造の変化により被保護世帯の実情も多様化していることから、生活保護法の適用については関係機関との連携を図り、適正に実施するとともに、各種の相談に応じ自立の助長を図ります。

◎高齢者の自立と社会参加の支援

高齢化が進行する中で、だれもが長寿を喜び合い、活力ある地域社会を築いていくために、健康の保持増進及び生きがい対策を総合的に推進するとともに、高齢者が培ってきた経験や技術を活かした社会参加を積極的に促進します。援護を必要とする高齢者のためには、地域における保健・医療・福祉の連携を図り、在宅福祉対策を充実していきます。

また、介護保険事業については、予防を重視し介護保険事業の円滑な運営を図ります。

◎健康づくりと適切な医療の確保

市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を基本とし、乳幼児から高齢者に至るまで、それぞれのライフステージにあわせた健康づくりの実践のため、疾病対策や保健サービスの充実等、諸施策を拡充するとともに、地域医療体制の整備を推進して、だれもが心身ともに健やかで安心した生活を送れるよう努めます。

《新市が実施する施策》

施策名	施策の展開
市民主体の地域福祉の推進	○地域福祉活動の推進 ○地域福祉計画の策定 ○NPO・ボランティア団体等の育成支援 ○社会福祉協議会の充実
子育て支援の充実	○子育て支援体制の充実 ○児童福祉対策の推進 ○母子福祉対策の推進 ○保育サービスの充実 ○「三つ子の魂子育てプラン」の推進
障がい者の自立と社会参加の支援	○障がい者福祉対策事業の推進 ○在宅福祉サービスの充実 ○障がい者支援制度の充実 ○相談体制の充実
生活保護世帯の自立助長	○生活相談・指導の充実 ○生活保護の適正実施
高齢者の自立と社会参加の支援	○高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定 ○高齢者福祉の充実 ○高齢者の自立支援と生きがい対策の推進 ○在宅介護福祉対策の充実 ○介護保険事業の健全運営
健康づくりと適切な医療の確保	○健康づくり事業の推進 ○保健センターの機能の充実 ○温泉施設等の健康増進施設の利用促進 ○健康診査、各種検診等の充実 ○生活習慣病予防対策の推進 ○母子保健対策の推進 ○地域医療機関との連携推進 ○国民健康保険事業の健全運営



(4) 自然と潤いがある安全快適なまちづくり（生活環境の整備）

◎水道事業の推進

清浄でおいしく、豊富で安全な水を安定供給するため、需要の動向を的確に把握し、計画的に施設を拡充整備するとともに、普及拡大に努めます。

◎下水道事業の推進

生活排水等の適正処理による快適で清潔な生活環境づくりのため、公共下水道の整備を図るとともに、その地域の現況に応じ農業集落排水や浄化槽の普及推進に努めます。

◎廃棄物の抑制と適切な処理

資源循環型社会の構築に向けたごみ処理体制の確立を目指し、ごみ排出の抑制や減量化と資源化を一層促進します。また、し尿処理については、効率的な処理に努めます。

◎自然環境の保全と保護

市民の生活と生産活動による環境への負荷を少なくし、自然環境への影響を最小限にとどめ、豊かな自然を次世代に継承できるように、自然環境の保全と保護に努めます。

◎良好な生活環境の保全

行政、市民、各事業所が一体となり取り組むことにより、公害の未然防止の徹底を図るとともに、地球温暖化防止等のための一層の環境への負荷低減を図り、良好な生活環境の保全に努めます。

◎良好な環境づくりの推進

美しく豊かな住みよい郷土を築くため、身近な生活環境の向上を図るとともに、花と緑のある健康で明るく潤いのある快適な環境づくりに努めます。

◎良好な住まいの供給と促進

少子高齢社会に対応し、安全で安心して居住できる良好な住環境の創造を目指し、住宅の質の向上等に配慮した整備の促進に努めます。

◎消防・防災対策の充実強化

火災、地震、風水害等の各種災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、自主防災や防災意識の高揚を図るとともに、消防団等や防災関係機関と連携し、消防、防災対策の充実強化を推進します。

◎救急救助・救急医療の充実強化

市民だれもが安心できる社会生活を確立するため、関係機関と協力しながら救急救助や救急医療体制の強化を推進します。

また、救急医療に対する市民の理解を求め、適切な利用がなされるよう啓発します。

◎交通安全の推進

交通安全意識の向上を図るため、地域が一体となった交通安全推進体制の強化とともに、道路及び交通安全施設の整備を推進します。

◎防犯対策の推進

市民意識の啓発や防犯活動の充実を促進するとともに、防犯設備等の整備に努めます。

《新市が実施する施策》

施策名	施策の展開
水道事業の推進	○上水道事業の整備及び維持・管理
下水道事業の推進	○公共下水道の整備及び維持・管理 ○農業集落排水の維持・管理 ○浄化槽設置の推進
廃棄物の抑制と適切な処理	○ごみ処理施設等の整備 ○リサイクルの推進、支援 ○ごみの減量化及び分別収集の推進
自然環境の保全と保護	○森林の保全整備 ○環境学習の推進
良好な生活環境の保全	○地球温暖化防止の推進 ○環境汚染監視、観測体制の充実 ○生活排水対策の推進
良好な環境づくりの推進	○花いっぱい運動の推進 ○不法投棄防止活動の推進
良好な住まいの供給と促進	○区画整理事業等による良質な住宅地の供給 ○勤労者宅地及び住宅金融融資制度の活用 ○公営住宅の建て替えと適切な維持管理
消防・防災対策の充実強化	○消防・防災体制の整備強化 ○消防・防災施設の整備強化 ○防災意識の高揚
救急救助・救急医療の充実強化	○救急救助体制の充実 ○救急医療体制の充実
交通安全の推進	○交通マナーの高揚 ○交通安全推進体制の強化 ○交通安全施設の整備
防犯対策の推進	○防犯意識の高揚 ○防犯設備等の整備 ○地域防犯体制の充実強化

(5) 地域と産業が調和する活力あるまちづくり（産業の振興）

◎農業の振興

地域の特性を活かした生産性の高い農業の振興、農業の持続的な発展と農村の振興等を図るため、意欲と能力のある担い手の育成に努め、農地の利用集積、生産基盤の強化を推進し、経営基盤の安定化に努めるとともに、活力に満ちた農村社会の形成の実現に取り組めます。また、人と農業の結びつきを高め、消費者と生産者の信頼関係づくりのために、食育と地産地消を推進します。

◎商業の振興

商業環境の変化に対応し、地域の特色を活かした商業の振興を推進するため、まちづくり計画との整合性を図りながら、魅力ある商店街づくりに取り組めます。また、経営体質の強化や商工団体の育成強化等、支援体制の充実を図ります。

◎工業の振興

工業団地へ競争力の高い企業の集積を図るため、企業誘致の推進に努めます。また、地元企業の育成支援を図るなど総合的な発展を目指します。

◎観光の振興

豊かな自然資源や歴史的文化資源が豊富にあり、その知名度を活かした既存観光資源の有効活用及び周辺整備を推進するとともに、新たな観光資源の掘り起こしに努めます。また、観光拠点の位置づけを明確にし、観光ネットワークの構築やPR強化を推進します。

◎雇用の促進

工業用地の確保及び企業誘致の推進等により新たな雇用の創出を図るとともに、高齢者や障がい者等の雇用機会の確保を推進します。

加えて、高度情報化社会に対応できる労働力の確保を図ります。

◎勤労者福祉の充実

勤労者の声を行政に反映させながら、福利厚生事業等の各種施策を総合的に取り入れ、勤労者福祉の充実に努めます。

《新市が実施する施策》

施策名	施策の展開
農 業 の 振 興	○農業振興地域整備計画の策定 ○農業生産基盤の整備及び優良農地の保全 ○農業担い手の育成 ○魅力ある特産品づくりの推進 ○農村生活環境の整備促進 ○観光農業等の振興 ○農業団体の支援 ○食育・地産地消の推進
商 業 の 振 興	○既存中心市街地商店街の活性化 ○商工団体の強化 ○経営体質の強化
工 業 の 振 興	○工業団地の整備等工業用地の適正確保 ○企業誘致の推進 ○地元企業の育成支援
観 光 の 振 興	○観光ネットワーク化の推進 ○SL列車の運行と観光イベントの開催 ○観光・イベントのPR強化 ○観光施設の整備 ○観光団体の充実及び連携の推進 ○道の駅の有効活用
雇 用 の 促 進	○企業誘致の推進（再掲） ○高齢者、障がい者等に対する雇用の促進 ○真岡コンピュータ・カレッジの充実
勤 労 者 福 祉 の 充 実	○勤労者福利厚生事業の推進 ○勤労者対策事業の推進

(6) 市民の知恵と夢で拓くみんなのまちづくり（市民参加の推進）

◎消費者の自立と保護

近年増え続ける詐欺的要素の強い架空請求、不当請求等のトラブルに対し、積極的に情報提供をすることにより、消費者の意識啓発を図るとともに、相談体制の充実強化に努めます。

◎協働によるまちづくり

市民と行政の協働によるまちづくりを一層進めるため、ボランティア活動やコミュニティ活動、NPO活動等による社会貢献活動を促し、活動者や団体の自主性や自発性を尊重し、その活動を間接的に支援するように努めます。また、地域の特性を活かしたまちづくりを進めるため、市民と行政が情報を共有し、知恵を出し合い、役割を分担し、その実現に向けた体制の充実を図ります。

◎開かれた市政の推進

広報・広聴と情報公開を積極的に推進するとともに、あらゆる機会をとらえて、情報の収集と提供活動を強化し、市民の理解と協力を求めながら、市民との連帯感の高揚に努めます。また、新しい時代の新市にふさわしいイメージを創造し、新市の魅力と特色を示すとともに、市民一人ひとりが新市への愛着と誇りが持てるように努めます。

《新市が実施する施策》

施策名	施策の展開
消費者の自立と保護	○消費生活センターの充実 ○広報紙等による情報提供
協働によるまちづくり	○自治会活動の支援 ○市民活動推進センターによるNPO活動、ボランティア活動等の支援 ○協働によるまちづくりの推進
開かれた市政の推進	○情報公開の推進 ○情報の発信及び広報・広聴活動の推進

(7) 効率的で市民にわかりやすいまちづくり（計画推進の方策）

◎窓口サービスの向上と事務効率化

行政手続きの電子化や事務の効率化を推進するとともに、窓口サービスの向上に努めます。

新庁舎の整備については、新市の財政状況を踏まえながら、地域の一体性の確立状況及び地域の振興、地域のバランス、市民の利便性等も十分に配慮し、建設位置や施設規模を計画するものとします。

◎組織・人材の強化

行政需要の変化に対応し、簡素で市民にとってわかりやすく、しかも利用しやすい行政組織の再構築をするとともに、人員の適正配置を図ります。また、優秀な人材の確保や職員の継続的な能力開発、その効率的な活用を図るため、職員の人材育成に努めます。

◎広域行政・地域連携の充実

現在、消防防災業務やごみ処理業務等、広域的に実施しているが、今後も今まで以上に効率的な行財政運営が図れるよう、市町の区域を越えた広域的な事業を充実していきます。また、各行政分野において地域間の連携を図り、施設の相互利用の拡大等、市民サービスの向上に努めます。

◎財政の健全化

合併の効果を発揮し効率的な行財政運営が図れるよう、行政評価システムの活用や、行財政システムの整備を推進します。また、経費の徹底した節減合理化を推進し、財源の計画的で重点的な配分を行うとともに、市民負担の公平に配慮し、あらゆる角度からの財源確保を図り健全財政の運営に取り組みます。

《新市が実施する施策》

施策名	施策の展開
窓口サービスの向上と事務効率化	○窓口サービスの向上 ○情報システム設備の充実 ○庁舎等整備事業
組 織 ・ 人 材 の 強 化	○定員適正化計画の策定 ○人材の育成
広域行政・地域連携の充実	○広域的な事業の充実 ○地域連携事業の充実
財 政 の 健 全 化	○行政評価システムの活用 ○行財政改革の推進



VI 新市における栃木県事業の推進

1 栃木県の役割

新市は、東側が八溝山系の丘陵地帯で、鬼怒川、五行川、小貝川によってつくられた平野が形成され、東京圏からのアクセスの利便性などから産業基盤の整備が進み、輸送用機器や機械金属関連産業等が集積してきた地域です。また、穏やかな山々や清流等の豊かな自然と古代から連なる数々の歴史・文化資源もある地域です。

こうした地理的・歴史的・文化的条件を活かして、新市は、鬼怒川左岸に集積する高度技術産業と付加価値の高い首都圏農業を基盤に、道路交通網や快適な居住空間の整備等を通じて、都市と緑豊かな田園が共存する活力ある市となることを期待されています。

栃木県は、地方分権の時代において、ともに地方自治を担う対等協力のパートナーとして、新市と十分に連携し、新しいまちづくりに向けた取り組みを積極的に支援していきます。また、合併に伴う新たな財政需要に対して、栃木県市町村合併支援交付金により、新市に対する財政支援を行います。

2 新市における栃木県事業

◇高速・広域交通基盤の整備

- ・北関東自動車道の建設促進や常総宇都宮東部連絡道路（国道408号鬼怒テクノ通り）等、全国との交流・連携を強化する道路の整備を推進します。

◇地域連携基盤の整備

- ・新市の一体化と広域交流連携を支援するため、国、県道の計画的な整備に取り組みます。

◇高度技術産業の集積や地域産業の振興

- ・真岡第5工業団地や大和田産業団地等への企業の戦略的誘致活動を推進します。
- ・商店街等が行う商業の活性化の取り組み等、地域産業の振興を支援するとともに、SLの走る真岡鐵道や真岡木綿、真岡井頭温泉、桜町陣屋跡等を活用した観光の振興を支援します。
- ・いちごや花き等の地域特産物の生産振興を図り、農産物のブランド化を推進し、農産物の多様な流通の促進に取り組みます。

◇まちの活力を支える都市基盤の整備

- ・土地区画整理事業による魅力ある街並み整備の支援や、中心市街地活性化を促進します。

◇農業の生産性を高める基盤の整備

- ・農業生産の基盤となる農地や水利施設等の整備を推進・支援します。

◇緑豊かな自然環境の保全

- ・五行川の自然に親しむ水辺空間の整備とともに、自然豊かな平地林の保全や井頭公園の整備充実を図ります。

◇安全で快適な生活環境の整備

- ・効率的、効果的な河川の整備を推進し、防災基盤の強化を図ります。
- ・生活の基盤となる公共下水道の整備を支援します。
- ・すれ違い困難箇所や歩道の整備を推進し、日常生活を支える道路の利便性や安全性の向上に取り組めます。

◇生涯学習の推進・生涯スポーツの振興

- ・生涯学習活動の充実並びに生涯スポーツの振興について支援します。



VII 公共施設の適正配置

公共施設の適正配置については、効率的な整備と運営の観点から進めることとし、市民生活の利便性の向上を優先し、地域の特性やバランス、既存施設の有効利用、さらには財政事情を考慮しながら逐次整備していくことを基本とします。

合併後の旧二宮町庁舎については、真岡市庁舎との電算システムのネットワーク化等、必要な機能の整備を図ることで、窓口サービスの低下を招かないように十分配慮します。

新市の新庁舎整備については、市民の利便性、行政運営の効率化、財政状況等を総合的に勘案し、市民の意見を十分に取り入れながら本計画の期間内に計画していきます。



真岡市役所



二宮町役場

VIII 財政計画

1 前提条件

本財政計画は、合併年度の平成20年度を基準とし平成20年度から平成30年度までの11年度間について、普通会計ベースで策定するものです。

策定にあたっては、歳入・歳出の項目ごとに過去の実績を基礎として、基本計画で定められた施策の推進に配慮しながら、国における経済政策や歳出・歳入一体改革の動向及び、合併に係る国・県の財政支援措置や、合併に伴う経費の増減等を反映した計画としています。

なお、新市においては、市民サービスの維持確保を基本として、地方分権にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立し、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出総額の抑制と事業の重点化を進め、効率的で持続可能な財政の確立を図るものとします。

項目ごとの主な前提条件は次のとおりです。

2 歳 入

(1) 地方税

今後の経済見通し、過去の実績と将来人口推計の推移を踏まえ、現行の税制度を基本に推計しています。

(2) 譲与税・交付金等

過去の実績とその推移を踏まえ、概ね現状で推移していくものと見込み推計しています。なお、配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金については、税率優遇措置期限後の税率を適用して推計しています。

(3) 地方交付税

国における「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」等を踏まえ、平成19年度交付額をベースに減少傾向で見込んでいます。これに加え、合併による普通交付税の算定の特例（合併算定替）や合併直後の臨時的経費に対する財政措置（合併補正）を見込んで推計しています。

(4) 分担金・負担金、使用料、手数料

過去の実績を踏まえ、概ね現状で推移していくものと見込んで推計しています。

(5) 国庫支出金・県支出金

平成19年度決算見込額から、普通建設事業等の特殊事情分を控除したうえで平準化し、これに今後の人口の推移や過去の実績を踏まえるとともに、二宮町分の生活保護費等に係る国庫負担金分を見込んで推計しています。

また、県支出金については、国庫支出金と同様の方法により推計しましたが、栃木県市町村合併支援交付金（2億円）については、合併年度及びこれに続く4ヵ年度均等に交付を受けるものとして見込みます。

(6) 繰入金・繰越金

繰入金については見込まず、繰越金については前年度の収支黒字額を見込んでいます。

(7) 地方債

各年度の投資経費とのバランス、後年度負担に配慮した起債を見込んで推計しています。また、臨時財政対策債については、平成21年度までの措置とされていますが、引き続き財源として見込んでいます。

3 歳 出

(1) 人件費

合併による特別職、議会議員、行政委員等の削減額を見込んでいます。また、一般職の職員については、両市町の集中改革プランを反映させるとともに、本計画では組織再編や民間委託の推進を図り、退職者の1/2を不補充とした計画により人件費削減効果を見込んで推計しています。

(2) 物件費

過去の実績を踏まえるほか、管理的な部門の合理化等、合併によるスケールメリット等を勘案して推計しています。

(3) 維持補修費

過去の実績を踏まえ、概ね現状で推移していくものと見込んでいます。

(4) 扶助費

過去の実績を踏まえ推計しています。また、二宮町分の生活保護費や児童扶養手当の費用を新たに加算して推計しています。

(5) 補助費等

過去の実績推移を踏まえ、概ね現状で推移していくものと見込むほか、芳賀地区広域行政事務組合で実施予定のごみ処理施設にかかる負担金及びその経費を加算して推計しています。

(6) 公債費

平成20年度までの地方債に係る償還見込額に、新市における地方債の償還額を見込んで推計しています。

(7) 繰出金

過去の実績推移を踏まえ、介護保険特別会計については高齢者推計人口を勘案して推計しています。その他の特別会計については、概ね現状で推移していくものと見込んで推計しています。

(8) 普通建設事業費

国における「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」の方針を踏まえるほか、財政の健全性確保を前提に、投資可能な普通建設事業費を見込んで推計しています。

4 財政計画（試算）

（１）歳入

（単位：百万円）

	20年度 (基準年度)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
地 方 税	14,673	14,652	14,806	14,944	14,897	15,036	15,178	15,129	15,273	15,421	15,373
地 方 譲 与 税	481	481	481	481	481	481	481	481	481	481	481
利 子 割 交 付 金	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39
配 当 割 交 付 金	29	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
株式等譲渡所得割交付金	31	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
地方消費税交付金	829	837	846	854	863	871	880	889	898	907	915
ゴルフ場利用税交付金	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39
自動車取得税交付金	294	294	294	294	294	294	294	294	294	294	294
地方特例交付金	92	93	41	41	41	41	41	41	41	41	41
地 方 交 付 税	1,524	1,514	1,425	1,379	1,389	1,379	1,361	1,369	1,231	975	730
交 通 安 全 交 付 金	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
分 担 金 ・ 負 担 金	244	244	244	244	244	244	244	244	244	244	244
使 用 料	284	284	284	284	284	284	284	284	284	284	284
手 数 料	53	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
国 庫 支 出 金	1,494	1,544	1,553	1,564	1,584	1,605	1,627	1,649	1,672	1,695	1,719
県 支 出 金	1,387	1,383	1,379	1,374	1,379	1,345	1,351	1,357	1,362	1,368	1,374
財 産 収 入	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
繰 越 金	1,119	870	755	330	464	532	726	840	920	962	866
諸 収 入	2,129	2,129	2,129	2,129	2,129	2,129	2,129	2,129	2,129	2,129	2,129
地 方 債	1,296	1,266	1,236	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207
歳 入 合 計	26,095	25,877	25,759	25,411	25,542	25,734	26,089	26,199	26,322	26,294	25,943

（２）歳出

（単位：百万円）

	20年度 (基準年度)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
人 件 費	4,304	4,103	3,975	3,930	3,817	3,655	3,634	3,527	3,379	3,321	3,253
扶 助 費	2,431	2,559	2,635	2,715	2,796	2,880	2,967	3,056	3,147	3,241	3,338
公 債 費	2,827	2,806	2,911	2,912	2,545	2,486	2,340	2,218	2,227	2,229	2,187
物 件 費	3,268	3,268	3,268	3,268	3,268	3,228	3,228	3,228	3,228	3,228	3,228
維 持 補 修 費	258	258	258	258	258	258	258	258	258	258	258
補 助 費 等	3,190	3,108	3,484	3,070	3,127	3,165	3,366	3,515	3,527	3,540	3,561
積 立 金	0	200	200	200	200	300	300	300	300	300	300
投資・出資金・貸付金	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
繰 出 金	2,541	2,543	2,546	2,564	2,585	2,606	2,626	2,647	2,664	2,681	2,698
普 通 建 設 事 業 費	4,306	4,177	4,052	3,930	4,314	4,330	4,430	4,430	4,530	4,530	4,330
歳 出 合 計	25,225	25,122	25,429	24,947	25,010	25,008	25,249	25,279	25,360	25,428	25,253
収 支 差 引	870	755	330	464	532	726	840	920	962	866	690
積 立 基 金 残 高	5,104	5,304	5,504	5,704	5,904	6,204	6,504	6,804	7,104	7,404	7,704

※端数処理により誤差が生じる場合があります。

真岡市・二宮町の合併に関する経過

年 月 日	内 容
平成 18 年 3 月	栃木県市町村合併推進構想に真岡市、二宮町の枠組が策定
平成 19 年 2 月 1 日 ～ 2 月 15 日	二宮町において合併に関する町民アンケート実施 対象者 18 歳以上 13,907 名 回収数 11,773 通（回収率 84.7%）
平成 19 年 3 月 7 日	二宮町から真岡市に対し、合併についての協議の申し入れ
平成 19 年 3 月 19 日 ～ 3 月 23 日	二宮町で市町合併住民説明会開催 町内旧 3 地区ごとに開催 参加者数 延 160 人
平成 19 年 6 月 14 日	真岡市から二宮町に対し、申し入れ受諾の回答
平成 19 年 7 月 1 日	真岡市・二宮町合併協議会準備会設置
平成 19 年 7 月 16 日	真岡市自治会連合会への合併説明会
平成 19 年 7 月 24 日	真岡市・二宮町合併協議会準備会第 1 回会議開催
平成 19 年 7 月 25 日 ～ 8 月 10 日	真岡市で合併に関わる市民説明会開催 市内中学校区ごとに 6 回開催 参加者数 延 390 人
平成 19 年 8 月 9 日	真岡市・二宮町合併協議会準備会第 2 回会議開催
平成 19 年 9 月 4 日	真岡市・二宮町合併協議会準備会第 3 回会議開催
平成 19 年 9 月 5 日	二宮町議会で真岡市・二宮町合併協議会設置議案議決
平成 19 年 9 月 25 日	真岡市議会で真岡市・二宮町合併協議会設置議案議決
平成 19 年 9 月 28 日	両市町長、栃木県知事に合併協議会設置届出
平成 19 年 10 月 1 日	真岡市・二宮町合併協議会設置 真岡市・二宮町合併協議会第 1 回会議開催（真岡市会場） 協議事項： 合併の方式、合併の期日、新市の名称 新市の事務所の位置
平成 19 年 11 月 6 日	第 1 回 真岡市・二宮町合併協議会幹事会開催
平成 19 年 11 月 13 日	真岡市・二宮町合併協議会第 2 回会議開催（二宮町会場） 協議事項： 議会議員の定数、農業委員会委員の任期、財産 特別職・一般職職員身分、例規
平成 19 年 11 月 29 日	第 2 回 真岡市・二宮町合併協議会幹事会開催
平成 19 年 12 月 19 日	第 3 回 真岡市・二宮町合併協議会幹事会開催
平成 19 年 12 月 26 日	真岡市・二宮町合併協議会第 3 回会議開催（真岡市会場） 協議事項： 慣行、行政区、生活保護、健康づくり、商工観光 勤労者・消費者、学校教育、通学区など
平成 20 年 1 月 9 日	第 4 回 真岡市・二宮町合併協議会幹事会開催

年 月 日	内 容
平成 20 年 1 月 16 日	真岡市・二宮町合併協議会第 4 回会議開催（二宮町会場） 協議事項： 地方税、事務組織機構、一部事務組合、納税 公共的団体、附属機関、保健医療、農林水産 建設、上下水道、新市基本計画など
平成 20 年 2 月 6 日	第 5 回 真岡市・二宮町合併協議会幹事会開催
平成 20 年 2 月 13 日	真岡市・二宮町合併協議会第 5 回会議開催（真岡市会場） 協議事項： 使用料・手数料、補助金・交付金、町・字名 消防防災、交通、窓口業務、国民健康保険 介護保険、高齢者福祉、児童福祉、保育 ごみ処理、環境対策など
平成 20 年 3 月 13 日 ～ 3 月 25 日	合併に関する住民説明会開催（新市基本計画・協議経過報告） 真岡市会場 6ヶ所、二宮町会場 3ヶ所 計 9 回開催 参加者数 延 377 人
平成 20 年 3 月 19 日	第 6 回 真岡市・二宮町合併協議会幹事会開催
平成 20 年 3 月 26 日	真岡市・二宮町合併協議会第 6 回会議開催（二宮町会場） 協議事項： 消防団、電算、社会教育、コミュニティ その他の事業（総合計画、福祉事業等）など
平成 20 年 4 月 18 日	第 7 回 真岡市・二宮町合併協議会幹事会開催
平成 20 年 4 月 25 日	真岡市・二宮町合併協議会第 7 回会議開催（真岡市会場） 協議事項： 新市基本計画
平成 20 年 5 月 14 日	第 8 回 真岡市・二宮町合併協議会幹事会開催
平成 20 年 5 月 23 日	平成 19 年度真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出決算審査
平成 20 年 5 月 26 日	第 9 回 真岡市・二宮町合併協議会幹事会開催
平成 20 年 6 月 18 日	第 10 回 真岡市・二宮町合併協議会幹事会開催
平成 20 年 6 月 25 日	真岡市・二宮町合併協議会第 8 回会議開催（真岡市会場） 協議事項： 新市基本計画
平成 20 年 7 月 9 日	第 11 回 真岡市・二宮町合併協議会幹事会開催
平成 20 年 7 月 16 日	真岡市・二宮町合併協議会第 9 回会議開催（二宮町会場） 協議事項： 新市基本計画、合併協定書
平成 20 年 8 月 6 日	真岡市・二宮町合併協定調印式
平成 20 年 8 月 18 日	第 12 回真岡市・二宮町合併協議会幹事会開催
平成 20 年 8 月 27 日	真岡市・二宮町合併協議会第 10 回会議開催（真岡市会場）
平成 20 年 9 月 11 日	二宮町議会合併（廃置分合）関連議案議決
平成 20 年 9 月 24 日	真岡市議会合併（廃置分合）関連議案議決
平成 20 年 9 月 25 日	財産処分、議会議員、農業委員会委員の定数及び任期に関する 協議、協議内容の告示

年 月 日	内 容
平成 20 年 9 月 26 日	両市町の社会福祉協議会の合併調印式 (真岡市総合福祉保健センター)
平成 20 年 9 月 29 日	栃木県知事に合併申請書を提出(栃木県庁)
平成 20 年 10 月 22 日	真岡市・二宮町合併協議会第 11 回会議開催(二宮町会場)
平成 20 年 11 月 20 日	真岡市・二宮町合併協議会第 12 回会議開催(真岡市会場)
平成 20 年 12 月 25 日	栃木県議会で、真岡市と二宮町の合併関連議案が可決
平成 20 年 12 月 26 日	栃木県知事が廃置分合(合併)を決定 栃木県知事による総務大臣への届出
平成 21 年 1 月 30 日	総務大臣による告示 真岡市と二宮町の合併が官報告示される。
平成 21 年 2 月 17 日	真岡市・二宮町合併協議会第 13 回会議開催(二宮町会場)
平成 21 年 3 月 15 日	二宮町閉町式
平成 21 年 3 月 18 日	栃木県知事に合併協議会の廃止の届出
平成 21 年 3 月 19 日	二宮町閉庁式
平成 21 年 3 月 22 日	真岡市・二宮町合併協議会解散
平成 21 年 3 月 23 日	合併
平成 21 年 3 月 23 日	二宮支所開所式
平成 21 年 3 月 24 日	真岡市・二宮町合併記念式典